

.....

坂井市地域防災計画

.....

第 1 編 一般対策編

平成 1 9 年 3 月作成

平成 2 7 年 3 月修正

平成 3 0 年 3 月修正

令和 4 年 3 月修正

令和 8 年 3 月修正

坂井市防災会議

目次

第 1 編 一般対策編

第 1 章	総則.....	1
第 2 章	災害予防計画	21
第 3 章	災害応急対策計画.....	91
第 4 章	災害復旧・復興計画	239
第 5 章	事故災害対策計画.....	255
第 6 章	雪害対策計画	315

第 1 章 総則

第 1 章 総則

＜目 次＞

第 1 節	計画の方針.....	3
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第 3 節	坂井市の概況.....	14
第 4 節	坂井市の既往の主な災害.....	19

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、坂井市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する風水害等の対策に関する計画であって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の構成及び内容

本計画は、市域において想定される風水害等の災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、事故災害対策計画及び雪害対策計画から構成される。

1 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

2 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食いとどめるための基本的な措置等について定める。

3 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、これを防ぎよし、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

4 災害復旧・復興計画

風水害等の災害の復旧に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施並びに復興計画の策定に当たっての基本方針について定める。

5 事故災害対策計画

大規模な事故災害に関する予防計画と応急復旧対策について定める。

6 雪害対策計画

雪害に関する予防計画と応急復旧対策について定める。

第3 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、市各部局及び防災関係機関において定める。

第5 国・県の防災計画との関係

本計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに福井県地域防災計画（本編）との整合性・関連性を有する。

第6 計画の周知徹底

本計画は、防災関係機関に対し周知徹底するとともに、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

また、市各部局及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

第7 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。さらに、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時において男女共同参画担当部局と連携し、男女共同参画に向けた防災体制の確立に努めるものとする。

また、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び市民の責務

1 市

市は、災対法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法第4条の規定に基づき、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、坂井市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、坂井市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

坂井地区医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災対法第7条第1項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民及び事業所

市民及び事業者は、災対法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し、助け合う。

また、最低3日間の自力救済の備えに努める。

第2 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する時間がないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものに

するよう努めるものとする。

併せて、国、県、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のため、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市、事業者、市民等が一体となって防災対策を推進する。

第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井市	① 市防災会議に関する事務 ② 防災に関する施設及び組織の整備 ③ 防災上必要な教育及び訓練 ④ 防災思想の普及 ⑤ 災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報活動 ⑥ 災害の予防及び拡大防止 ⑦ 救難、救助、防疫等被災者の救護 ⑧ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ⑨ 災害対策要員の動員、借上げ ⑩ 災害時における交通及び輸送の確保 ⑪ 災害時における文教対策 ⑫ 被災施設の復旧 ⑬ 被災市営施設の応急対策 ⑭ 管内の関係機関等が実施する災害応急対策等の調整 ⑮ 義援金、義援物資の受入れ及び配分
(2) 嶺北消防組合	① 火災等の災害による市民の生命、身体及び財産の保護 ② 水害、火災、地震等の災害防除及び災害による被害の軽減 ③ 災害情報の収集、伝達
(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	① 所管資料の提供 ② 一般廃棄物の処理
(4) 坂井地区広域連合	① し尿の処理

2 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福井県	① 福井県防災会議に関する事務 ② 防災に関する施設、組織の整備 ③ 防災上必要な教育及び訓練 ④ 防災思想の普及 ⑤ 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ⑥ 災害の予防及び拡大防止 ⑦ 救難、救助、防疫等被災者の救護 ⑧ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑨ 災害時における交通、輸送の確保 ⑩ 災害時における文教対策 ⑪ 災害時における公安警備 ⑫ 被災産業に対する融資等の対策 ⑬ 被災施設の復旧 ⑭ 被災県営施設の応急対策 ⑮ 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 ⑯ 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あつせん ⑰ 義援金、義援物資の受入れ及び配分

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 福井県警察（坂井警察署・坂井西警察署）	① 災害情報収集 ② 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 ③ 避難誘導 ④ 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 ⑤ 救出救助 ⑥ 緊急輸送の支援 ⑦ 行方不明者の捜索 ⑧ 検視及び身元確認 ⑨ 犯罪の予防及び社会秩序の維持 ⑩ 広報活動
(3) 三国土木事務所	① 県管理の公共土木施設の維持・管理並びに被害施設の復旧
(4) 坂井健康福祉センター	① 災害時における防疫、救護等の実施 ② 災害時における公衆衛生の向上及び増進 ③ 医薬品、防疫用薬剤等の調達
(5) 福井県税事務所	① 災害時における県税の特別措置
(6) 坂井農林総合事務所	① 農地及び農業施設の防災指導 ② 農地及び農業施設の災害応急対策等の指導 ③ 林地及び林業施設の防災指導 ④ 林地及び林業施設の災害応急対策等の指導
(7) 福井港湾事務所	① 港湾区域内の管理、港湾施設の整備並びに防災施設の施工 ② 被災港湾施設の災害復旧
(8) 福井空港事務所	① 飛行場及び飛行場周辺以外の航空災害の処理 ② 空港及び航空保安施設の管理運用 ③ 遭難航空機の捜索及び救助関係機関への協力
(9) 福井県防災航空事務所	① 福井県防災ヘリコプターの運航
(10) 龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所	① 洪水調節 ② 放流に関する通報
(11) （公財）福井県下水道公社	① 下水の処理

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中部管区警察局（福井県情報通信部）	① 管区内各県警察の指導・調整 ② 他管区警察局との連携 ③ 関係機関との協力 ④ 情報の収集及び連絡 ⑤ 警察通信の運用
(2) 北陸総合通信局	① 電波の監理及び有線電気通信の確保 ② 災害時における非常通信の確保

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(3) 北陸財務局（福井財務事務所）	① 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 ② 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ③ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 ④ 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ⑤ 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供
(4) 近畿厚生局	① 救援等に係る情報の収集および提供
(5) 福井労働局（福井労働基準監督署）	① 事業場における災害防止の監督指導 ② 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
(6) 北陸農政局（福井県拠点）	① 国営農業用施設等の整備と防災管理 ② 国営農業用施設の災害復旧 ③ 農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 ④ 農地及び農業施設の緊急査定 ⑤ 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
(7) 近畿中国森林管理局（福井森林管理署）	① 国有保安林、治山施設等の整備 ② 国有林における予防治山施設による災害予防 ③ 国有林における荒廃地の復旧 ④ 災害対策用復旧用材の供給 ⑤ 林野火災の予防
(8) 中部経済産業局	① 電気の供給の確保に係る指導・要請
(9) 近畿経済産業局	① 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ③ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 ④ 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ⑤ 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
(10) 中部近畿産業保安監督部	① 電気の保安の確保
(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部	① 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 ② 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保
(12) 北陸地方整備局（敦賀港湾事務所）	① 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施工 ② 被災港湾施設の災害復旧
(13) 中部地方整備局（岐阜国道事務所）	① 直轄道路の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防 _御 と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
(15) 中部運輸局（福井運輸支局）	① 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 ② 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 ③ 災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導 ④ 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 ⑤ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ⑥ 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 ⑦ 特に必要があると認める場合の輸送命令 ⑧ 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
(16) 大阪航空局（小松空港事務所）	① 福井県下の大規模航空災害の処理 ② 航空機運航の調整
(17) 東京管区気象台 (福井地方気象台)	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 気象地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
(18) 第八管区海上保安本部（敦賀海上保安部福井海上保安署）	① 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、流出油の防除等に関する指導 ② 船舶交通の障害の除去及び規制 ③ 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 ④ 沿岸水域における巡視警戒
(19) 中部地方環境事務所	① 有害物資等の発生等による汚染状況の情報及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(20) 国土地理院（北陸地方測量部）	① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 ② 地理情報システムの活用に関すること ③ 公共測量の技術的助言

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 自衛隊	① 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報
(2) 日本郵便(株)(北 陸支社(各郵便局))	① 災害時における郵便業務の確保 ② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援 護対策 ③ 災害時における郵便局の窓口業務の維持
(3) 日本赤十字社 (福井県支部)	① 災害時における被災者の医療救護およびこころのケア ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③ 義援金の受付 ④ 支部備蓄の救援物資の配分 ⑤ 血液製剤の供給
(4) 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) ・北陸電力送配電(株)	① 施設の整備と防災管理 ② 災害時における電力供給の確保 ③ 災害対策実施と被災施設の復旧
(5) (一社)福井県LPG ガス協会	① 施設の整備と防災管理 ② 災害時におけるガス供給の確保 ③ 災害対策の実施と被災施設の復旧
(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) ・(株)ハピラインふく い	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧
(7) 日本通運(株)(福 井支店)	① 安全輸送の確保 ② 災害対策用物資等の輸送 ③ 転落車両の救出等
(8) 中日本高速道路 (株)(福井保全・サー ビスセンター)	① 道路及び防災施設の維持管理 ② 被害施設の復旧 ③ 交通安全の確保

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(9) 日本銀行（福井事務所・金沢支店）	① 災害時における現地金融機関の指導 ② 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 ③ 災害時における損傷通貨の引換え
(10) 坂井市土地改良合同事務所	① 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 ② 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
(11) 報道機関 ・日本放送協会（福井放送局） ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・(株)福井新聞社 ・(株)日刊県民福井	① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 ② 市民に対する災害応急等の周知 ③ 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
(12) (一社)福井県医師会	① 災害時における医療救護活動の実施

6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福井県農業協同組合坂井基幹支店	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農業に対する融資、あっせん ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん ⑤ 農作物の需給調整
(2) 坂井森林組合	① 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 ② 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
(3) 三国港機船底曳網漁業協同組合、三国港漁業協同組合、雄島漁業協同組合	① 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 ② 組合員の被災状況調査及びその応急対策 ③ 被災組合員に対する融資又はそのあっせん ④ 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 ⑤ 防災に関する情報の提供
(4) 坂井市商工会	① 商工業者への融資、あっせん実施 ② 災害時における中央資金源の導入 ③ 物価安定についての協力 ④ 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
(5) 坂井地区医師会	① 災害時における医療救護活動の実施
(6) 病院等医療施設管理者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における病人等の収容、保護 ③ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
(7) 社会福祉施設管理者	① 避難施設の整備と避難訓練 ② 災害時における利用者の保護

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(8) 社会福祉法人坂井市社会福祉協議会	① 低所得世帯等に対する生活福祉資金の融資 ② 福祉にかかる各種専門職の派遣 ③ 被災者の救済、保護等に協力 ④ ボランティアに関する事項
(9) 金融機関	① 被災事業者等に対する資金の融資
(10) 文化事業団体	① 市の応急対策等への協力
(11) 危険物関係施設の管理者	① 危険物施設の防護施設の設置 ② 安全管理の徹底
(12) 自主防災組織等	① 自主防災組織等の確立及び訓練の実施 ② 災害時における避難誘導 ③ 市の応急対策等への協力 ④ 避難行動要支援者の把握 ⑤ 避難所運営の協力
(13) 福井ケーブルテレビ(株)、さかいケーブルテレビ(株)	① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 ② 市民に対する災害応急等の周知 ③ 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

第3節 坂井市の概況

第1 沿革

平成18年3月20日、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の4町が合併し、坂井市が誕生した。
坂井市は、明治22年以降次のような経緯を経て、現在に至っている。

◆これまでの合併等の経緯〔明治22年以降〕◆

明治 22 年 4 月	昭和17 年	昭和29 年	昭和30 年	昭和31 年	昭和32 年	昭和35 年	昭和36 年	平成18 年
三国町		三国町	三国町 (境界変更に伴う一部編入)	三国町	三国町	三国町	三国町	坂井市
雄島村								
加戸村								
新保村								
浜四郷村					(一部)			
本荘村								
木部村								
東十郷村		坂井村	坂井村	坂井村	坂井村	坂井町	坂井町	
大関村								
兵庫村								
丸岡町		丸岡町	丸岡町	丸岡町	丸岡町	丸岡町 鳴鹿山鹿分割 ↓ 永平寺町へ	丸岡町	
鳴鹿村								
磯部村								
高棕村								
長畝村								
竹田村								
坪江南部集落		(編入)						
磯部村								
春江村	春江町		(一部)					
大石村								

第2 自然条件

1 位置及び地勢

坂井市は、福井県の北部にあり、東経136度13分54秒、北緯36度10分1秒に位置し、南北約17km、東西約31kmにおよぶ東西に長い行政区域で、面積は約210㎢となっている。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接している。

市の南部を九頭竜川が、北部を市東部の森林地域を源流とする竹田川が流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっている。

また、市の土地利用を地目別にみると、田畑が約34%、山林が約29%を占めており、豊かな自然環境に恵まれている。

2 気象

坂井市は、北陸地方特有の気候で、多雨多湿地帯に属し、三国地域気象観測所（アメダス）での年間降水量は平均 2,082mm、平均気温 14.4℃、年平均風速 3.1m である。春から夏は南風が多く、乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生する。秋から冬には北西の季節風が吹き、四季の移り変わりがはっきりしている。（統計期間：1994 年～2023 年）

本市北西部では、日本海に面しているため、夏は海風により比較的さわやかで、冬の積雪は比較的少ないが、その他の地域では 12 月から 2 月頃までは降雪が多く、屋外作業並びに作物栽培はきわめて困難で市民の日常生活に多大の影響を与えている。特に、昭和 38 年 1 月の寒波襲来で降り出した雪は東部で積雪 2m 以上にもなり、100 年来の豪雪となった。

また、近年は平成 16 年 7 月福井豪雨をはじめ、平成 30 年 2 月豪雪、令和 3 年 1 月の大雪、令和 4 年 8 月の大雨など記録的な豪雨豪雪が発生している。

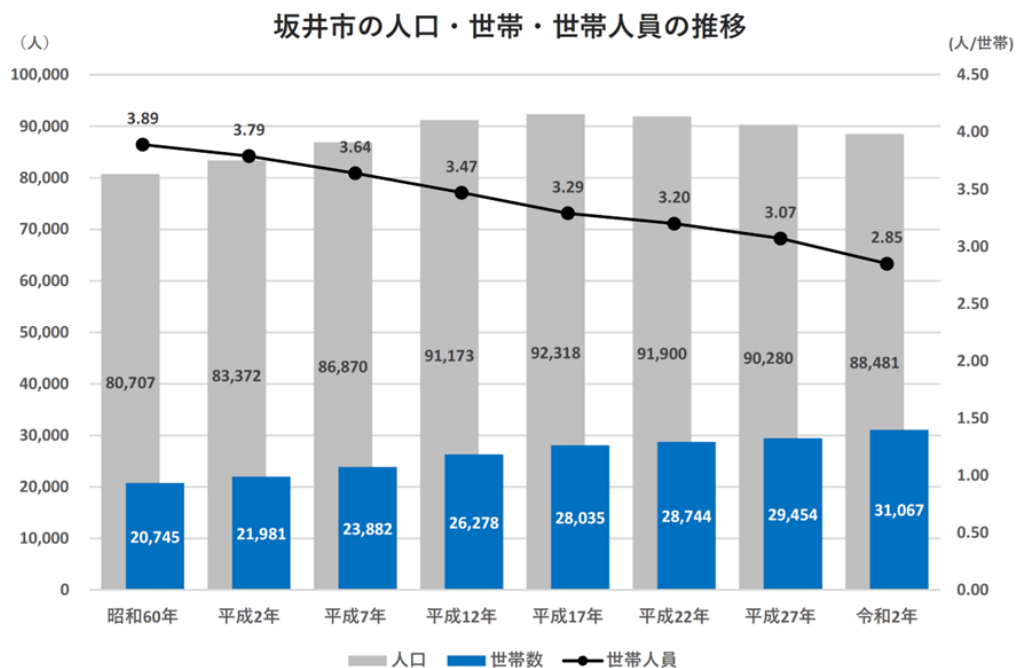
第3 社会条件

1 人口

令和 2 年の国勢調査における坂井市の総人口は 88,481 人で、県全体（766,863 人）の 11.5% を占め、県内第 2 位の人口規模となっている。平成 17 年までは一貫して増加傾向で推移してきたが、平成 12 年から平成 17 年にかけてはその傾向が鈍化し、平成 22 年の調査で減少に転じたのを境に、今日まで減少傾向にある。

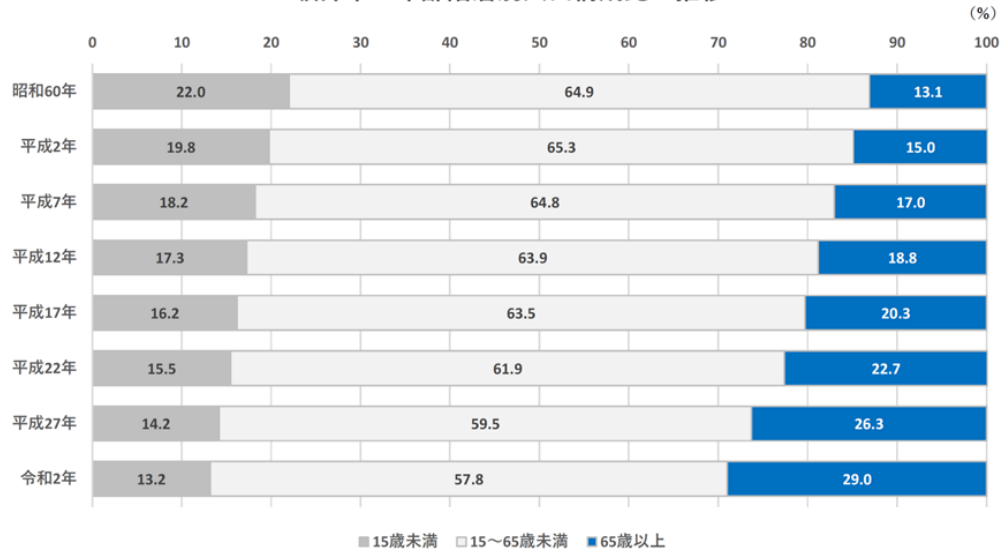
一方、市の総世帯数は 31,067 世帯で、引き続き増加傾向を示している。

また、市の一世帯当たり人員は 2.85 人で、県平均の 2.63 人/世帯を上回っているが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われる。



年齢構成の動向をみると、令和 2 年における市の年少人口（15 歳未満）は 11,535 人（13.2%）で、県平均の 12.6% を上回っているが、経年的には減少傾向にある。老年人口（65 歳以上）は 25,434 人（29.0%）で、県平均の 30.8% を下回っているが、経年的には一貫した増加傾向にあり、今後も老年人口割合の増加が予想される。

坂井市の年齢階層別人口構成比の推移



(注) 不詳人口を除く。

(資料：国勢調査)

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計しても必ずしも100とはならない。

2 産業

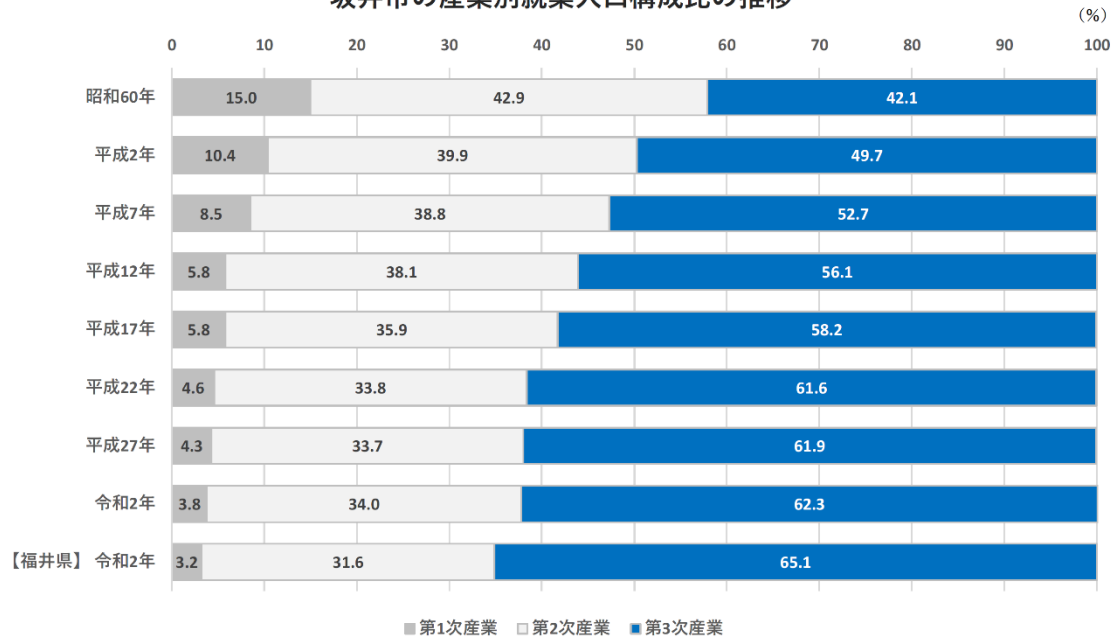
(1) 産業別就業者数

令和2年の国勢調査における市の就業者数は46,022人で、市の総人口(88,481人)の52.0%を占めている。

県全体と比較すると、市の総人口に対する産業別就業者数の割合は、第1次及び第2次産業でわずかに高く、第3次産業ではわずかに低くなっている。

経年的には、第3次産業が増加する傾向にあり、産業構造の高次化が進展している。

坂井市の産業別就業人口構成比の推移



(注) 分類不能を除く。

(資料：国勢調査)

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計しても必ずしも100とはならない。

(2) 農業

令和2年の農林業センサスにおける市の農家世帯員人口（販売農家）は5,422人で、市の総人口（88,481人）に占める割合は6.1%となっている。

また、市の農家数は1,316戸で、市の総世帯数（31,067世帯）に占める割合は4.2%となっている。経年的には、農家世帯員人口、農家数ともに減少傾向にある。

(3) 工業

福井県が公表している報告書「福井県の工業（令和3年（2021年）経済センサス—活動調査 製造業に関する結果報告書」によると、市の令和3年における従業者数4人以上の事業所数は318箇所、従業者数（従業者4人以上の事務所）は9,943人となっている。

(4) 商業

福井県が公表している報告書「福井県の商業（卸売業、小売業）（令和3年（2021年）経済センサス—活動調査 卸売業、小売業に関する結果報告書」によると、市の令和3年における事業所数は771箇所、従業者数は5,504人となっている。

3 交通

坂井市の道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達している。

また、鉄道網は、令和6年3月に金沢・敦賀間の開業を迎えた北陸新幹線、その開業に伴って西日本旅客鉄道から経営分離された並行在来線のハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線の3線が市の中央を南北に走っている。市内には、合わせて11駅が設置されており、その内訳は、ハピラインふくい線で2駅（春江駅・丸岡駅）、えちぜん鉄道三国芦原線で9駅（太郎丸エンゼルランド駅・西春江ハートピア駅・西長田ゆりの里駅・下兵庫こうふく駅・大関駅・水居駅・三国神社駅・三国駅・三国港駅）となっている。

4 港湾及び石油コンビナート

三国港は、古来より対岸諸国との交易港として栄え、江戸時代には北前船の出入りする「北国7大湊」として繁栄してきた。昭和46年3月には、三国港から名称を変更し福井港となり、三国港地区として整備が進められてきた。福井港は、本市の九頭竜川左岸に広がる三里浜に「福井臨海工業地帯」の造成と大型船舶の出入りが可能な港湾の建設を目指して、昭和46年に重要港湾の指定を受け、昭和47年より工事に着手し、昭和53年には一部が供用開始された。平成12年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定され、現在では、国家石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、また、福井臨海工業地帯（現在の通称「テクノポート福井」）の拠点港や、福井県嶺北地域を中心とした物流基地としての大きな役割を果たしている。特に、三国港地区は、「越前がに」をはじめとする漁業の本拠地としての役割に加え、海洋性レクリエーションエリアとしての機能も期待されており、平成17年5月には福井港九頭竜川ボートパークが供用開始されている。

また、「テクノポート福井」内の火力発電所、石油備蓄基地、石油配分基地等のエリア一帯は、福井臨海地区の石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、石油コンビナート等災害防止法に基づいて区域の災害発生と拡大防止対策が図られている。

「テクノポート福井」は、従来からの繊維産業に加えて、付加価値の高い重化学工業等の基幹産業の導入を目指して整備され、化学・金属産業を中心として県内外の83企業（テクノポート福井企業協議会ホームページ会員企業一覧より（令和7年12月現在））が立地している。今後は、経済社会情勢の変化に伴い、「臨海工業地帯としての先導役としての港湾」に加え、地域活性化の中核となる「地域と海との接点（物流及び市民への開放）としての港湾」の役割も担っ

ていくことが求められている。

5 福井空港

福井空港は、県が昭和39年に運輸省から飛行場設置許可を得て同年5月に工事着手、昭和41年6月30日に本県の空の玄関口として開港した。開港当初、定期便は福井・東京間を1日1往復で就航し、昭和43年4月からは1日2往復に増便された。

しかし、昭和48年に小松空港がジェット化され小松・東京間が1時間で結ばれると、その影響で福井空港の利用客は激減し、昭和51年に定期便が休航となった。

その後、昭和60年にジェット化に対応した拡張整備計画を策定し、事業を推進してきたが、地元の同意が得られず、平成15年6月に計画を中止した。その間には平成3年2月に県警察航空隊のヘリコプター、平成9年3月には県防災航空隊のヘリコプターが配備されている。さらに、令和3年5月には、県立病院を基地病院としたドクターヘリの運航も開始され、空港の利用が拡充されている。

災害時における空港の役割の重要性は、平成9年に発生した重油流出事故時や、令和6年に発生した能登半島地震における福井空港の利用状況をみても明らかであり、災害時等における迅速な人員の輸送、被災者の搬送、救援物資の輸送、救援機関の受入れ、情報収集等の防災活動拠点としての役割を担っている。

また、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターが常駐し、空からの防災、警察活動を展開しており、今後も市民の安全な暮らしを守るための施設として、空港を活用していく必要がある。

第4節 坂井市の既往の主な災害

第1 水害

昭和33年7月、嶺北地方を中心に大雨が降り続いたため、竹田川堤防（丸岡地係）が決壊し、坂井町御油田地区一帯及び丸岡町坪江地区一帯が水没した。

昭和39年7月、嶺北地方を中心に大雨が降り続き、九頭竜川の最下流にある三国町では、堤防を超える増水となり、川沿い住宅が浸水し、新保橋が流出した。

昭和56年7月の集中豪雨では、竹田川が氾濫注意水位（警戒水位）の3.64mをはるかに超える4.80mとなり、田島川が氾濫するなど、市内各地で床上・床下浸水等の被害が発生した。

また、春江町では、磯部川が集中豪雨になると九頭竜川の水位が高くなり、排水が十分できず、流域の一部では床下浸水等の被害が再々発生している。

このような水害対策として、磯部川排水機場の設置、昭和47年からの同川の大幅な改修が進められた事、昭和58年「田島川逆流防止」施設の完成及び各河川の改修工事又、ダム等の完成により被害が極めて少なくなっている。

しかし、近年は県内でも記録的な災害が多発しており、平成16年7月福井豪雨では、嶺北地方の各地でライフラインの途絶や家屋浸水など甚大な被害をもたらし、市内では竹田川が漏水したほか、平成18年7月豪雨では、市内で農地被害が1件、林道被害4件、山腹崩壊1件などが報告されている。

第2 火災

春になると、日本海の低気圧に南風が吹き込んでくるフェーン現象が起きる。この時期には空気が乾燥して大火の発生する原因となっている。

また、冬期になると暖房器具を使用することから、その危険は更に強くなる傾向にあり、年間火災発生件数の大部分がこの時期に発生している。

昭和29年12月29日に発生した火災では、三国町で全焼9棟、半焼2棟となり、焼失面積は370坪であった。

第3 風害

台風の北陸地方への接近は、6月から10月までの時期で、平均して2～3回あり、8月と9月に最も多く接近している。台風による被害は、その性質や前線の影響、地形等により差異があるが、昭和25年9月のジェーン台風を除き、昭和28年の台風第13号、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風など降雨による二次災害が多く発生している。

また、秋から冬にかけて、九頭竜川河口付近においてしばしば竜巻が発生し、昭和53年には三国町の市街地で被害が生じている。

最近では、平成3年9月の台風第19号、平成5年9月の台風第13号による被害が報告されている。

第4 雪害

北陸地方において冬期における降雪は避けられないものがあり、昭和38年1月下旬から降り始めた雪は、連日連夜降り続き、丸岡町で242cm、竹田地域で292cm、春江町では235cm、坂井町では平坦部で217cm、という記録的な積雪となり、交通機関の途絶、経済活動の停止など、市民の生活に大きな影響を与えた。このときは、自衛隊員が春江町に9日間常駐し、JR春江駅構内の除雪を行っている。

また、昭和 55 年 12 月下旬から降り始めた雪や、昭和 60 年 12 月中旬から降り始めた雪も、昭和 38 年に似た豪雪となり、昭和 60 年 12 月の大雪では、三国町で 12 月 15・16 両日の降雪量が 121cm、最深積雪 119cm を記録した。

さらに、平成 30 年 2 月豪雪では、平成 30 年 2 月 4 日からの強い冬型の気圧配置により、嶺北を中心に、5 日から 13 日にかけて大雪となった。この大雪により、北陸自動車道や中部縦貫自動車道は通行止めとなり、国道 8 号では最大で約 1,500 台の車両が立ち往生した。加えて、JR、えちぜん鉄道、路線バス等の公共交通機関が運休するといった大規模な交通障害が発生した。

令和 3 年大雪では、1 月 7 日から 10 日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸の山脈で二手に分かれた寒気が嶺北地方付近の日本海上で合流して発達した雨雲が県内に流れ込んだ。このため、福井県は嶺北地方を中心に記録的大雪となり、福井市と大野市では「顕著な大雪に関する福井県情報」が発表された。嶺北地方では、高速道路、国道 8 号が通行止めとなり、北陸自動車道では、一時、加賀 IC から武生 IC にかけて約 1,600 台の車両が滞留するなど、県民の生活に大きな支障を与えた。

第5 その他の災害

平成 9 年 1 月 2 日、島根県沖の日本海で沈没したロシア船籍「ナホトカ号」からの油流出事故は、日本海沿岸各府県に多大の被害を与え、本市安島沖の沿岸一帯に船首が座礁し油が漂着した。漂着油の回収は、当該自治体で対応することとなり、1 月 7 日ロシアタンカー油流出事故三国町災害対策本部を設置し、自治体、地元市民、漁業協同組合及び多数のボランティアとともに回収作業を実施した。油回収作業は平成 9 年 1 月 8 日から平成 9 年 6 月 30 日まで作業従事者延 30,810 人、ボランティア延 32,830 人、総合計 63,640 人で油回収量 2,701.5kℓであった。

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

《目 次》

第1節	水害等予防計画.....	23
第2節	高波等災害予防計画.....	28
第3節	土砂災害予防計画.....	30
第4節	暴風・竜巻等災害予防計画.....	33
第5節	農業災害予防計画.....	34
第6節	火災予防計画.....	35
第7節	建築物災害予防計画.....	39
第8節	災害に強いまちづくり計画.....	41
第9節	ライフライン施設等災害予防計画.....	44
第10節	交通施設災害予防計画.....	47
第11節	防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画.....	49
第12節	緊急事態管理体制整備計画.....	56
第13節	避難対策計画.....	62
第14節	医療救護予防計画.....	68
第15節	広域的相互応援体制整備計画.....	70
第16節	防災訓練計画.....	71
第17節	防災知識普及計画.....	73
第18節	自主防災組織等整備計画.....	76
第19節	要配慮者災害予防計画.....	80
第20節	ボランティア活動支援計画.....	88

第1節 水害等予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、農業振興課、林業水産振興課、都市計画課、建設課、上下水道課、
嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

治山・治水対策事業等を推進し、台風、集中豪雨等による水害の防止を図るとともに、警戒避難体制の強化に努める。

第1 治山対策の推進

市は、山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を策定し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の治山事業を推進する。

1 山地治山事業

- (1) 荒廃地の復旧及び荒廃危険地の整備を行い、山地に起因する災害を未然に防止する。
- (2) 荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施し、山地に起因する災害を未然に防止する。

2 防災林整備事業

- (1) 積雪地帯で発生する雪崩の被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。
- (2) 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

3 流域保全総合治山等事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

4 事業実施の留意事項

- (1) 山林地帯において治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野より考慮する。
- (2) 保安林の制度と運営について、砂防指定地と森林法の保安林等の競合、国土利用効率化目的と国土保安目的との調整等の点を考慮する。
- (3) 環境及び景観へも配慮する。

第2 治水対策の推進

本市の一級河川のうち、九頭竜川は国が、竹田川、兵庫川、田島川、片川、磯部川、八ヶ川、北川は県が管理している。

本市の水害予防計画の基本は、九頭竜川水系の河川を計画的に改修することにある。

竹田川、兵庫川については、県の事業により河川改修も進み、また、田島川及び竹田川上流においては、龍ヶ鼻ダムが建設されたことにより、降雨時の竹田川流量の調整が可能となった。

しかし、まだ浸水被害が多発しており、各河川の改修を強く進める必要がある。

市は、これらと並行して、応急措置として被害を最小限にとどめるため、水防上危険と判断される区域及び施設について、各河川管理者、坂井・坂井西警察署及び嶺北消防組合と協議して、安全対策を講じる。

1 水源地帯の造林

森林のもつ河川流量の調節機能を高度に保ちながら、表土の流失や山地の崩壊を予防するとともに水資源の保護を図るため、林道を開設し、はげ山の造林、保安林の整備を積極的に推進する。

また、保安機能の低下している地域については、改植、補植に併せ簡易施設を設置して、維持機能の増進に努める。

2 河川施設の保全及び巡視

河川施設について逐年改良計画をたて、その計画にそって改善するとともに、管内を巡視し、特に水防計画に定める重要水防区域及び危険箇所について常に留意し、堤防、護岸、根固め、あるいは水利などの維持補修が早急にできるよう、河川施設の状態を常に把握する。

また、ダムの放水に伴う警戒、警告についてもダム管理事務所との緊密な連絡体制を確立するとともに、防災関係機関と十分連絡をとらなければならない。

3 市街地における予防対策

市街地の地盤が氾濫危険水位より低い場合は、浸水及び水が溢れることによる水害の危険性があり、この自然的、地理的条件を基として、次の対策の実施に努める。

(1) 外水による場合

- ① 堅固な堤防の整備
- ② 建築敷地の盛土
- ③ 居住地の安全区域への移動
- ④ 避難道路の建設

(2) 内水による場合

- ① 排水ポンプ施設の整備
- ② 雨水排除施設の整備改善
- ③ 浸水地区のかさ上げ
- ④ 都市排水路の整備

4 水防施設及び資機材等の整備、備蓄及び点検

(1) 河川水位、雨量等の観測施設、警報施設、河川管理用進入路、水防拠点等の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

また、増水時の堤防等施設の監視体制及び内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努める。

(2) 重要水防区域等については、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

なお、市が行う点検には、三国土木事務所係員が立ち会うものとし、その結果については、三国土木事務所を経由して県砂防防災課に報告する。

また、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備及び水防倉庫のあり方について検討を行う。

(3) 水防施設等の点検その他必要な事項は、「坂井市水防計画」による。

第3 防災体制の強化

市、その他防災関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第4 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作に当たっては、下流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

第5 警戒避難体制の整備

1 警戒避難対策の充実

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

市は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、ライフライン事業者、鉄道事業者などと連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

市は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準並びに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、市長は、県から過去の浸水実績等の水害リスクに関する情報の助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスクとして住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設、又は社会福祉施設、病院、保育園等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報及び水位情報の伝達方法を定める。

そして市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた対策の構築に努めるものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努めるものとする。

2 市民への周知

市は、市地域防災計画において定められた洪水予報及び水位情報の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、次の方法により市民に周知する。

(1) 必要に応じて、**浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。**その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(2) 中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

集中豪雨や地震などにより決壊した場合に、人的被害を与える恐れがある防災重点ため池については、浸水想定区域や浸水深等を示したハザードマップを活用し、周知を図るものとする。

(3) 水防活動の必要性が高い区域を、市水防計画書で重要水防箇所として記載し、一般に周知する。

(4) 市は、防災週間、**火山防災の日**、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料等を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

3 洪水予報等の伝達方法

市は、洪水予報等の伝達方法として、防災行政無線、**防災行政メール、音声一斉配信サービス、防災アプリ**、緊急速報メール、市ホームページ等を活用する。

第6 地下空間の浸水対策

1 浸水防止施設設置の推進

市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

2 地下街等の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、浸水防止施設を設置するとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等を整備する。

また、市と地下空間の管理者が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練を実施する。

なお、避難確保に関する計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

第7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したときおよび、訓練を行ったとき

の結果を市長に報告しなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市長は、浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。そして、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第8 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第9 親水施設利用者の安全確保

河川、ダム、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第10 アンダーパス部等の冠水対策

市は、管理する道路において、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。

また、アンダーパス部等の情報について、県、坂井・坂井西警察署及び嶺北消防組合等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

第11 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、市は国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者と協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第2節 高波等災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、林業水産振興課、観光交流課、建設課

【実施計画】

海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、海岸保全事業等を推進するとともに、必要に応じて高潮災害のおそれのある区域に対する基礎調査を実施して浸水想定区域を明らかにし、施設整備や避難体制等の高潮防災対策を推進する。

第1 海岸事業の推進

市は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を防護する必要があるときは、県等海岸管理者に協力して、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を推進し、市土の保全を図るよう努める。

第2 高潮防災対策の推進

市は、国及び県の協力のもと、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するなど、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第3 漁港の保全

市は、市内に所在する漁港について、漁港管理者として、次のとおり漁港の維持及び保全上必要な工事を施行し、又は計画する。

1 漁港施設整備

漁港を整備するため、防波堤、荷揚場等の局部改良工事の実施及び計画を推進する。

2 漁港高潮対策

漁港区域内の高潮対策として、護岸施行による保全工事を推進する。

第4 警戒避難体制の整備

1 警戒避難対策の充実

市は、波浪、高波、高潮等に備えた避難所を想定しておくとともに、危険地域の市民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者への対応も考慮する。

また、迅速な避難・退避を実施するため、避難訓練を実施し万全を期するとともに、地域団体、漁業協同組合等との連絡体制を強化する。

2 市民への周知

市は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。

3 警戒避難体制

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と

避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮特別警報や高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第3節 土砂災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、農業振興課、林業水産振興課、都市計画課、建設課

【実施計画】

荒廃した山地、農地からの集中豪雨等による土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等）から人命及び財産を守るために、土砂災害警戒区域等の実態調査及び把握を行い、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進するとともに、山地災害対策の推進を図る。

第1 土砂災害対策

1 土砂災害警戒区域等の指定の推進

市は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等）から人命、財産を守るため、県の協力を得て、次のような区域の指定を推進する。

(1) 砂防指定地

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流及びその流域について、砂防堰堤などの工事をしたり、土地の形を変える行為を制限したりするために国土交通大臣が指定する区域で、区域内での土砂の採取、宅地造成等土地の形状を変える行為をする場合は許可が必要となる。

(2) 地すべり防止区域

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ha、市街化地域にあっては2ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路、公共建物（官公署、学校又は病院等）及び10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、一定の行為制限（地すべりを助長、誘発するおそれのある行為に対する制限）を必要とする土地を国土交通大臣が指定する区域で、区域内での土砂採取、宅地造成等土地の形状を変えるなど、地すべりを助長、誘発するおそれのある行為をする場合は許可が必要となる。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

集中豪雨等による崖崩れ災害に対処するため、崖の高さ5m以上、勾配30度以上の地域で、かつ急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が5戸以上ある箇所、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれがある箇所について、一定の行為制限（急傾斜の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為に対する制限）を必要とする土地を知事が指定する区域で、区域内での水の放流・浸透を促す行為や土地の形を変えるなど、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為をする場合は、許可が必要となる。

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、知事により指定・告示された区域で、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類によって、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりの3種類に分けられている。

また、急傾斜の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して市民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのあ

る崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域については、土砂災害特別警戒区域として指定される。

2 土砂災害対策の推進

市は、土砂災害警戒区域等に指定される地域について、国及び県に対し、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の計画的な実施の働きかけを行う。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、保全人家の多い箇所、土砂災害が発生した箇所、保全対象に要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

3 山地災害対策の推進

市は、国及び県と連携のもと、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。

4 事業実施の留意事項

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各防災事業と相互に調整を行い、事業執行の適正化、効率化を図るよう考慮する。

また、必要な箇所については環境及び景観へも配慮する。

第2 警戒避難体制の整備

市は、県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知する。特に、市は市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

1 土砂災害警戒区域等の周知

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害（特別）警戒区域及び山地災害危険地区については、市地域防災計画、市ホームページへの掲載等によって市民への周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、市は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料について、図面表示等を含む形で取りまとめた土砂災害ハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2 自主防災組織の育成

災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

3 避難に係る警報装置等の整備促進

土砂災害警戒区域等内の市民の避難が円滑に実施されるよう、雨量計や警報装置等の整備に

努める。

4 土砂災害警戒区域等の防災パトロールの実施

土砂災害警戒区域等内における、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、毎年梅雨期及び台風期の前並びに豪雨が予想されるとき及び融雪期に防災関係機関等の協力を得て、防災パトロールを実施し、土砂災害警戒区域等の点検を行う。

5 情報の収集及び伝達体制の整備

日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるため、防災行政無線、広報車、**防災行政メール**、緊急速報メール等を用いた関係住民への周知体制及びインターネット等を活用した、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。

さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

6 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

7 防災教育や防災訓練の実施

市は、土砂災害警戒区域について、住民等の安全な避難場所の確保等避難体制の充実・強化を図るため、防災教育や防災訓練の実施に努める。

第3 土砂災害警戒区域等に準ずる箇所における措置

土砂災害警戒区域等の指定を受けない箇所についても、その箇所の特殊性に配慮して、本計画の各事項に準じた措置をとる。

第4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた**避難確保計画**を作成**又は変更し、公表するとともに**、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施**するものとする**。

また、**作成又は変更した計画について**市長に報告**するものとする**。

市長は、土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。そして、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4節 暴風・竜巻等災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、農業振興課、林業水産振興課、都市計画課、建設課

【実施計画】

暴風・竜巻等による被害は、家屋、街路樹、フェンス等、門、柵、塀、構築物、広告塔等の倒壊及び農作物の倒伏、ビニールハウス等の倒壊が主であるため、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害の軽減・防止を図る。

第1 暴風・竜巻等の防災対策

市は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じるとともに、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄する。

また、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

さらに、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

また、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第3 市民への普及啓発

市は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、市民に普及啓発を行う。

1 被害の予防対策

- (1) 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認すること。
- (2) 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認すること。
- (3) ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを貼ること等）を講じること。

2 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- (1) 雨戸・シャッター等を閉めること。
- (2) ガラス飛散防止のためカーテンを閉めること。
- (3) 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動すること。

3 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難すること。

第5節 農業災害予防計画

【主な実施担当】

農業振興課

【実施計画】

風水害等の災害による農地、農作物の被害の防止を図る。

第1 農用地の保全、農村集落の安全確保対策

農業地域においては、農用地の保全、農村集落の安全を図るため、各施設の管理者は次の対策を講じる。

- (1) ため池については、気象状況に応じ貯水調節を図り、降雨による下流の洪水調節を行い、また、余水吐の整備、堤体の補強を行う。
- (2) 頭首工の洪水吐、土砂吐あるいは水路の余水吐、樋門等で角落し等方式によるものは、洪水時に操作不可能となるため、事前にこれを取除き、洪水流下を阻害しないように処置する。
- (3) 樋門、排水機等の管理を十分に行い、非常の際操作運動ができるよう万全の措置を講じる。
- (4) 地盤の変動などによる浸水地域及び護岸、堤防のゆるみなどにより土砂、ゴミ等で埋没し、排水を阻害している水路の点検と整備を図る。
- (5) 市街地周辺の都市化の発展に伴う都市排水と農業用排水との調整を図り、その維持及び運用に努める。
- (6) 災害応急用種苗については、常に確保するよう周知する。
- (7) 対策事業の実施に当たっては、農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮するとともに、環境及び景観へも配慮する。

第2 防災営農対策の推進

市は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、県及び農業関係団体等と緊密に連絡をとるとともに、県の指導を受け、防災営農指導体制の確立並びに防災営農技術の確立及び普及を図る。

また、県や農業共済組合、農業関係団体等と連携し、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

第6節 火災予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、林業水産振興課、都市計画課、文化課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

火災予防体制及び消防体制の充実強化を図るとともに、消防法等関係法令に定める事項のほか、火災予防思想の普及徹底を行い、もって人命救助、出火防止、災害防除及び被害の軽減を図る。

第1 消防力の強化

市及び**嶺北消防組合**は、「市町村消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定するとともに、次に掲げる対策を推進し、消防力の強化を図る。

1 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を整備する。

2 人的消防力の強化

(1) 消防職・団員の充足

「消防力の整備指針（総務省消防庁 平成26年10月）」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

(2) 消防団の活性化対策の推進

市は、**地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。**

(3) 消防職・団員の教育訓練

消防職・団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練計画を作成し、実施する。

3 物的消防力の強化

(1) 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

(2) 消防水利の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図る。

① 消火栓及び防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。

なお、防火水槽については、耐震化を推進する。

② 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備促進を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第2 一般火災予防対策

1 防災知識の普及と意識の高揚

火災の大部分は、個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任観念の欠如から発生しているため、市及び**嶺北消防組合**は、次の方法により、市民に対して防災知識の普及徹底と市民全体の連带的防災意識の高揚を図る。

(1) 広報紙、新聞、テレビ等による広報

広報紙、ホームページ等に具体的な火災予防事項を掲載するほか、新聞、テレビ等報道機関に対し、積極的に資料を提供して広報を行う。

(2) 火災予防運動の実施

春季、秋季火災予防運動を実施し、次の広報活動を行う。

- ① ポスター、立看板、のぼり旗等の掲示による広報
- ② チラシ、機関誌、ホームページによる広報
- ③ ラジオ、テレビ等の利用による広報
- ④ 広報車による広報
- ⑤ その他、時宜に適した方法による広報

(3) 防火教室等の実施

区、女性団体、小中学校、幼保園等、事業所等の各種団体を対象に、防火教室、映画会等を実施する。

(4) 自主防火の習慣づけ

事業所や家庭における個々の火災危険をなくすため、下記の「火の用心7つのポイント」の具体的な行動手順を、あらゆる機会を通じて広報する。

◆火の用心7つのポイント◆

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 家のまわりに燃えやすいものを置かない。② 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。③ 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。④ 乾燥しているときや風の強いときは、たき火をしない。⑤ 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。⑥ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。⑦ ストープには、燃えやすいものを近づけない。 |
|---|

(5) 自主防災体制の強化

事業所、区の自衛消防隊、女性防火クラブ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブ等自主防災組織を育成し、防火に対する思想を普及するとともに、教育訓練を実施し、技能の向上を図る。

2 火災予防査察の強化

火災予防査察は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第4条の2に基づき、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反を是正して火災予防の徹底を図るもので、**嶺北消防組合**は、次の要領により実施する。

(1) 通常査察

査察担当区域を定め、常時消防対象物の査察を行い、違反の是正に努める。

(2) 特別査察

次のような場合で、特別に査察を行う必要があると認めるときに実施する。

- ① 類似火災の続発に伴い、その種の対象物の査察を必要とするとき。
 - ② その他特に火災予防上必要と認めるとき。
- (3) 一般家庭の防火診断
一般家庭の火災の実態は、火気使用器具等の不備欠陥及び取扱いの不注意からの発生が多いため、計画的に一般家庭の防火診断を行い、火災予防の徹底を図る。

3 防火管理者制度の推進

嶺北消防組合は、消防法第8条の規定に基づき、選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

4 住宅防火対策の推進

市及び嶺北消防組合は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して住宅用火災警報器の普及・維持管理の促進に努めるとともに、防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図る。

第3 林野火災予防計画

1 防火思想の普及

嶺北消防組合は、県及び森林組合等に協力し、火災発生期に入山者に対してパンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及徹底を図る。

2 監視体制の強化

市及び嶺北消防組合は、火災気象警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者に対し火気取扱上の指導を行って火災発生を防止する。

(1) 火入れの協議

火入れによる失火を防止するため、森林法に基づく市長の許可に当たっては、事前に消防機関と十分に調整を行う。

また、火入れの場所が他の市町と隣接している場合は、関係市町に通知を行う。

(2) たき火等の制限

- ① 気象条件によっては、入山者に火を使用しないよう指導する。
- ② 特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

3 林野火災対策施設の整備

市及び嶺北消防組合は、林野火災の発生に備え、防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、ヘリポートの整備を行う。

第4 文化財火災予防対策

市教育委員会は、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県及び嶺北消防組合と協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図る。

1 火災予防体制

- (1) 自衛消防組織の結成等防火管理体制の強化
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 定時巡視による火災警戒及び火災危険箇所の早期発見と改善改修
- (4) 火気使用の制限
- (5) 消防訓練の実施
- (6) 市及び嶺北消防組合による合同立入検査の実施と指導

2 風水害、雪害等予防体制

- (1) 建造物、立木等暴風雨時における倒壊、破損の防止対策
- (2) 豪雨出水時における文化財の浸水被害防止及び保護対策
- (3) 建造物、立木等積雪時における雪下ろし等の早期除雪対策

3 防火施設の整備強化

- (1) 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等）の整備
- (3) 避雷設備、防火壁、避難通路、消火活動を容易にするための進入道路等の整備
- (4) 搬出可能物件の非常搬出先の選定
- (5) 消防用水の確保
- (6) 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の延焼防止設備の整備

4 その他

- (1) 防火思想の普及徹底のため、映画会、講演会等の広報活動の実施
- (2) 防災施設に対する助成

第5 消防応援体制の整備

市及び嶺北消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、県内外の消防機関が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援体制を整えるとともに、受入体制の整備を図る。

第7節 建築物災害予防計画

【主な実施担当】

都市計画課、建設課

【実施計画】

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防火対策を図る。

第1 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

市は、市街地の不燃化及び建築物の安全化の必要から耐震、耐火、防災建築物の建築促進のため、一般個人住宅を耐震、耐火建築物とするよう広報を行う。

なお、大規模建築物、又は不特定多数の人間が利用する建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用により、避難、防火等防災に関する規制がなされており、既存建築物のうち特に不特定多数の人間が利用する建築物については、建築基準法第12条の規定により、所有者又は管理者に対し、建築士等による定期的な状況調査を報告させ、不適法箇所には、具体的な防災指導を実施する。

第2 防災上重要な建築物

1 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。

これらの施設は、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

- (1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等
- (2) 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等

2 防災上重要な建築物の耐震性強化

(1) 既存建築物の耐震診断の実施

市は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

(2) 既設建築物の耐震改修の促進

市は、耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

- (3) 新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施
市は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

3 防災上重要な建築物の整備・改修

市は、防災上重要な建築物の施設・設備について、避難所として使用することも想定した整備・改修を進める。

第3 その他の建築物

市は、防災上重要な建築物以外の建築物について、施設管理者としての責務及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき耐震診断やその結果に応じ耐震補強を実施する。

また、市は、地震時におけるブロック塀の倒壊防止、看板等の落下防止、家具等の転倒防止等について必要な措置を講じる。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第4 防災集団移転促進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1 防災集団移転促進事業

市は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊、土石流等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第8節 災害に強いまちづくり計画

【主な実施担当】

都市計画課、建設課

【実施計画】

防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した災害に強いまちづくりを推進する。特に建築物の密集、危険物の集積、交通の混雑、旅館等特殊建築物が集中している市街地については、次の防災施策を講じる。

第1 都市防災構造化対策の推進

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

第2 都市防災の推進

市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

国、県および市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3 建築物の不燃化

1 防火、準防火地域の指定

市は、商業地、又は重要施設が集中している地区等で、火災による危険を高度に防止すべき区域について、都市計画上の防火地域、又は準防火地域の指定を推進する。

- (1) 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域
- (2) 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域

第4 防災空間の整備

市は県と連携して、**都市公園**、**都市緑地**、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市は、国及び県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、福井港丸岡インター連絡道路の整備、福井外環状道路の計画の具体化を進める。

また、市、国及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1 **都市公園**の整備

災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する**都市公園**の整備を推進する。

2 **都市緑地等**の整備

緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。

3 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。
- (2) 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- (3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

4 河川空間の整備

河川敷へのヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を検討し、防災空間としての活用を図る。

5 港湾空間の整備

国及び県が、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市は、国及び県とともに避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。

第5 被災宅地危険度判定士の養成

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士の養成を推進する。

第6 風水害に強いまちづくり

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り

組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県の助言及び支援を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

第9節 ライフライン施設等災害予防計画

【主な実施担当】

上下水道課、各事業所

【実施計画】

生活環境施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめ、施設の破損等による二次災害を防止するため、各機関において、災害発生原因の除去、耐災環境の整備等必要な予防措置を講じる。

第1 上水道施設災害予防対策

市は、災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び供給体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について、災害に対する配水区域のブロック化及びループ化の整備や施設の停電対策として非常用発電機の整備点検を行う。

2 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

また、緊急時における応急給水マニュアルを作成する。

4 防災対策上必要な資料の整備

水道施設の災害復旧に必要な配管台帳や基幹水道構造物の図書の保管整備に努める。特に上水道台帳については、統合型GISを構築して整備保存に努める。

5 給水のための対策

水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、避難所に貯水槽や緊急遮断弁の設置を計画的に進めるとともに、緊急用水の供給のため、給水車等の整備を促進する。

第2 下水道施設災害予防対策

市は、早急に進む市街化に対応して、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の整備を図る。

特に下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

第3 電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

- (1) 豪雨、洪水又は津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

- (2) 暴風又は豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化
- (3) 地震、火災に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

2 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（回線変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第4 放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)及び福井エフエム放送(株)は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備する。

1 放送設備等の整備

放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。

2 災害警戒体制の整備

- (1) 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。
- (2) 災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。
 - ① 電源設備
 - ② 給排水設備
 - ③ 中継、連絡設備
 - ④ 空中線関係設備

第5 電力施設災害予防対策

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る。

また、電力施設の耐震性の強化を図る。

1 風水害、地震対策

- (1) 発電設備及び変電設備

施設、附属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- ② 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ③ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- ④ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

4 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検をするほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行う。

5 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第6 ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、災害発生 of 未然防止を図るため、L P ガス設備にあつてはガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行う。

また、二次災害の防止を図るため、市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第10節 交通施設災害予防計画

【主な実施担当】

公共交通対策課、林業水産振興課、建設課

【実施計画】

災害時の交通システムを維持するため、各施設等の設計や交通ネットワークの充実などによる強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図る。

1 施設、整備の防災構造化

- (1) 風水害による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- (2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。
- (3) 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

2 列車防護装置の整備

- (1) 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。
- (2) 列車無線を整備する。
- (3) 路線保守上、特に危険性のある箇所又は工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

3 防災関係資機材の整備及び点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

4 避難誘導及び応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第2 道路施設

市は、管理する道路において、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

1 道路施設の整備

災害時における道路施設機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、アンダーパス部等について調査・点検を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

また、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

2 橋梁等の整備

災害時における橋梁機能の確保を図るため、橋梁の安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

3 歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害となることを防止するため、所管歩道橋について、安全点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

4 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第3 漁港施設

市は、県と連携のもと、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地及び漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。

また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

さらに、港湾及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第11節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

【主な実施担当】

関係各課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

災害発生時における応急対策の円滑な実施のために必要とする施設設備の整備及び緊急必要物資等の確保に努める。

また、事業の実施に当たっては、**緊急防災減災事業**、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第1 防災拠点施設設備の整備等

1 防災中枢施設の整備・充実

市は、防災活動の中心となる庁舎の耐震化及び防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等のライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

2 地域防災拠点の整備等

市は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については耐震化を図る。

3 情報システムの機能確保

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、市は、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2 情報通信施設の整備

市は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備・**耐震化**を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、**情報伝達手段の多重化**など、通信設備の運用体制の強化を図る。**また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。**

1 無線通信施設の整備・活用

(1) 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の強化及び利用の効率化のため、以下の整備目標に基づいて施設設備及び運用体制の強化を図る。

- ① 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間・休日の運用体制の確立を図る。

- ② 災害時の停電に対処するため、無停電装置及び非常用発電設備等の強化を図る。
- ③ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線機の整備更新を図る。
- ④ 市内主要防災関係機関への通信回線の整備確立を図る。
- ⑤ 防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系及び有線系の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。

(2) 消防無線の整備

嶺北消防組合は、消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防無線の強化及び利用の効率化を図る。

- ① 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯無線機の増強を図る。
- ② 消防広域応援体制の確立に備え、統制波の充実を図る。

(3) 県防災情報ネットワークの活用

県防災情報ネットワークは、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県が設置した無線通信設備であり、県庁、県出先機関、県内市町及び国の出先機関に設置されている。

市は、平時よりその利用方法について習熟を図るとともに、運用体制の確立を図る。

(4) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）との連携

市は、防災行政無線設備と全国瞬時警報システム（J－ALERT）設備を接続し、屋外拡声子局により緊急情報を放送する。また、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）から得られた情報も含め、市民及び関係機関等へ迅速な災害情報の伝達を図る。

(5) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を推進する。

2 有線通信設備の整備

市は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。このため、西日本電信電話(株)福井支店と連携し、災害時優先電話の位置づけを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。

3 その他の通信手段の整備・活用

(1) 防災相互通信用無線の整備

市は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

- ① 無線局の整備、増強を図る。
- ② 想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(2) 防災情報システムの活用

市は、防災情報の一元化及び高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、活用体制の整備・充実を行う。

なお、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意する。

◆防災情報システムの概要◆

1 河川・砂防総合情報システム

次に掲げる県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトに配信するシステムである。

- (1) 県内各地に設置された観測装置からの雨量や河川水位などの情報
- (2) 福井地方气象台から提供された雨量や注意報・警報・特別警報などの気象情報
- (3) 近畿地方整備局から提供された雨量、河川水位などの情報
- (4) 県と福井地方气象台が共同して県管理の5河川の洪水予測を行い、それに基づき発表する洪水予測の情報
- (5) 県と福井地方气象台が共同して大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったときに発表する土砂災害警戒情報(県はその補足情報として土砂災害の危険度を県ホームページ等で提供している。)

2 道路交通情報システム

異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集伝達するシステムである。

(3) 衛星携帯電話等の整備の推進

市は、県の協力のもと、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合並びに県防災情報ネットワークのバックアップ用及び機動性のある緊急通信手段の確保のため、衛星携帯電話等の整備を推進する。また、市は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

(4) アマチュア無線との連携

市は、アマチュア無線による通信はボランティアによるものであることを配慮の上、災害時にアマチュア無線の円滑な活用が図られるよう、関係団体との連携を図る。

(5) 登録制防災行政メールの活用体制の整備

市は、**防災行政メール**を登録している市民や職員に対し、気象情報、災害時の避難指示等、災害緊急情報をメール配信し、情報を伝達する体制を整備する。

(6) 緊急速報メール・エリアメール活用体制の整備

市は、市内に在圏しているNTTドコモ、ソフトバンク、auの携帯電話に緊急地震速報、避難指示の情報を一斉に配信する緊急速報メール・エリアメールを活用し、市民へ周知を行う体制を整備する。

4 通信輻輳の防止

移动通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく必要がある。

このため、市は、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合において、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときは、国(総務省)と事前の調整を実施する。

5 非常通信協議会との連携

市は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

第3 防災資機材等の整備、調達

市及び**嶺北消防組合**は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。

1 備蓄資機材(水防倉庫等)の点検

(1) 期日

① 融雪洪水前の点検	2月25日～3月5日
② 梅雨洪水前の点検	5月25日～6月5日
③ 台風来襲及び集中豪雨期前の点検	7月25日～8月5日

(2) 方法

- ① 備蓄資機材（水防倉庫等）の点検は、市及び**嶺北消防組合**の係員が行う。
- ② 気象の警報等が発令されたときで異常と判断されたときは、臨時に点検を行う。
- ③ 点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じる。

(3) 点検に際して留意すべき事項

- ① 機械類
 - ア 不用箇所の有無
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他
- ② 物資、機材類
 - ア 種類、規格及び数量の確認
 - イ 不良品の有無
 - ウ 薬剤等効能の確認
 - エ その他

2 災害用装備資機材等の整備充実

応急対策の実施のため、次に掲げる災害用装備資機材等の整備充実に努める。

- (1) 警備資機材等
- (2) 特殊車両、救助用舟艇
- (3) その他の災害用装備資機材
 - ① 空気呼吸器等の救助用資機材
 - ② エンジンカッター等の工作用資機材
 - ③ トランジスターメガホン等の情報伝達用資機材
 - ④ ろ水器等の後方支援用資機材
 - ⑤ 緊急排水用の大型排水ポンプと大口径の排水ホース

3 消防活動に要する施設等の整備点検

消防機械器具装備の整備点検及び消防水利等の点検は、**嶺北消防組合**の定めるところにより行う。

なお、化学泡消火薬剤等の整備点検については、有効期限について特に留意する。

4 その他応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の資機材を計画的に備蓄するとともに、関連業者や応援協定締結市町等の応援により確保を図る。

第4 非常用食料及び生活必需品の確保

市は、災害に備えて、市民の食料備蓄や行政の地域備蓄拠点での備蓄、流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、発生後3日分相当の食料等の確保に努める。

1 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、3日分相当の食

料・飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の普及啓発を図る。

2 市の備蓄

各支所又は指定避難所単位に生命、生活を維持するための最低限必要なものを必要量分散備蓄するよう努める。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、**乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）**や柔らかい食品など要配慮者向けの食料の備蓄にも努める。

3 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体等との協定締結

食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低必要な緊急物資の調達について、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、JA等と協定を締結するよう努める。

(2) 物資調達マニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

(3) 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物等の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

(4) 他の地方公共団体からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

第5 災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

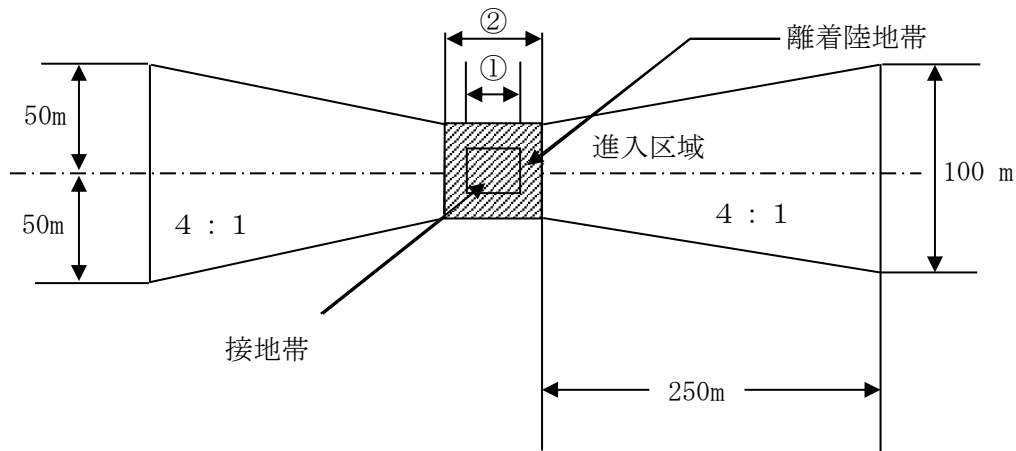
1 ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定する。

- (1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤強固な土地であること。
- (2) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。
- (3) 車両の進入路があること。
- (4) 図の斜線上に障害物がないこと。

◆回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図◆

【平面図】



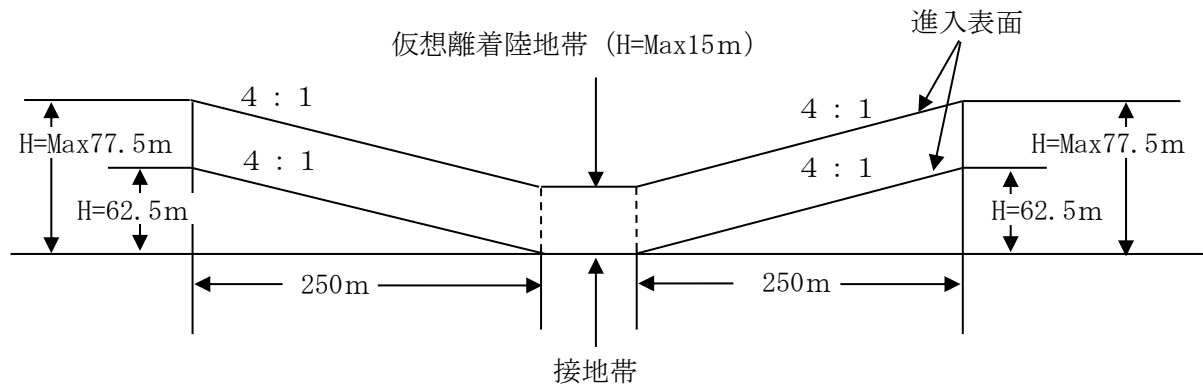
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m以上を加えた長さとする。

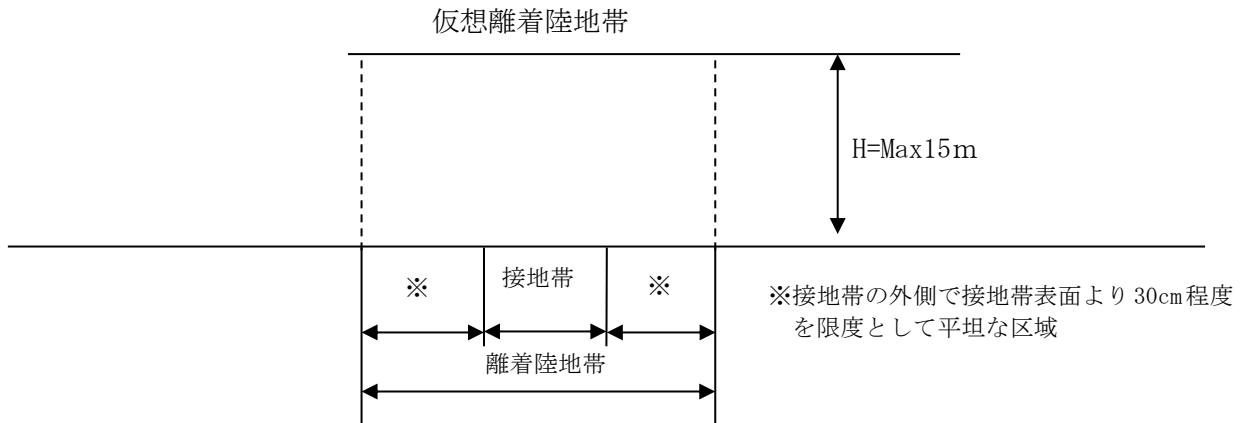
※ 全長が 20mを越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。

※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

【進入表面断面図】



【転移表面断面図】（転移表面は設定せず）



2 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、前記「1 ヘリポートの選定」によるほか、特に次の事項に留意して選定する。

- (1) 水利、水源が近いこと。
- (2) 複数の駐機が可能であること。
- (3) 補給基地が設けられること。
- (4) 気流が安定していること。

3 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合には、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地（緯度、経度）及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 無障害地帯面積（○m×○m）
- (5) 付近の障害物等の状況（略図添付）

4 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素からヘリポートの管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるようにしておくものとする。

第12節 緊急事態管理体制整備計画

【主な実施担当】

関係各課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第1 階層的防災生活圈構想の推進

市は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、小学校区（必要な場合には自治区等）、市、広域圏、県といった階層構造の防災生活圈に基づき、それぞれの防災生活圈ごとに包摂する下位の防災生活圈を支援する仕組みの構築を推進する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

◆防災生活圈の階層ごとの施設、設備の整備◆

階層	役 割
区	・集会場、集落センター、駐車場等を一時（次）避難場所として設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地区	・小中学校等を市指定避難所として設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、生活必需品や防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・指定避難所等に対する食料、生活必需品等を備蓄 ・要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄
県	・県災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第2 地域における防災活動体制の整備

市民や自主防災組織は、災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

また、まちづくり協議会においては、防災に関する勉強会や防災訓練の実施、防災マップの作成などを行い、地域内の防災・減災活動を推進する。

◆防災資機材等の概要◆

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	ろ過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第3 市における防災活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を効果的に行うため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 市防災会議

市域における防災行政を総合的に運営するための組織として市防災会議を設置する。その組織及び事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織

① 会長

市長

② 委員

1号委員：指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

2号委員：福井県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

3号委員：福井県警察官のうちから市長が任命する者

4号委員：市長がその部内の職員のうちから指名する者

5号委員：教育長

6号委員：消防長及び消防団長

7号委員：指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が任命する者

8号委員：自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

9号委員：その他市長が必要と認める者

(2) 所掌事務

① 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

② 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

③ 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 市防災会議の運営

市防災会議条例等による。（平成18年条例第68号）

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

伝達される防災情報、関係機関から伝達される情報等について、職員に的確に伝達できるよう、県防災情報ネットワーク等の取扱いの習熟を図る。

また、必要に応じて情報の受理・伝達に関し、マニュアル等を整備して迅速な対応が図れるように努める。

(2) 情報の収集・伝達に当たる要員の強化

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

さらに、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間即応できる体制の整備を検討する。

(3) 移動通信系の活用体制の整備

関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

(4) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

意見聴取・連絡調整等のため、坂井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は坂井市災害対策連絡室（以下「災害対策連絡室」という。）に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達体制の整備

① 情報伝達内容の整理

災害の経過に応じて市民に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、市民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

② 複合災害時の体制

地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

③ 相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

④ 要配慮等に対する情報伝達体制の整備

要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 多様な媒体の活用

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、CATV、**防災行政メール**、一斉電話配信システム、携帯端末の緊急速報メール機能（エリアメール）、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

また、県が整備した災害情報インターネットシステム（県や市が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用する。

3 災害対策本部体制等の整備

災害が発生した場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、坂井市現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 複合災害に備えた体制の整備

県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

6 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。
- (2) 避難の指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対しに必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

7 企業等との連携強化

- (1) 企業等との連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する体制を整備する。

また、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

- (2) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業に対し、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう要請する。

(4) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を県及び運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

8 被災者支援体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第4 消防活動体制の整備

嶺北消防組合は、消防活動に必要な防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

◆防災資機材等の概要◆

消 防 水 利	耐震性貯水槽の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資 機 材	画像探査装置、音響探知器等の救助用資機材

第5 公共建物等における番号表示

1 標示番号の周知

市は、県や自衛隊等のヘリコプターによる上空から建物の識別を容易にするため、公共建物の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県及び県警察本部、自衛隊等にあらかじめ送付し、周知を図る。

2 標示番号の管理

市は、災害時において県や自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に公共建物を特定できるよう、識別番号が確認できる状態を確保する。

第6 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市は、災害時に応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並び

に非常時優先業務の整理について定める。

第13節 避難対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、観光交流課、都市計画課、教育総務課、学校教育課

【実施計画】

災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ、計画的に避難対策の推進を図る。

第1 避難場所及び避難所の種類

1 避難場所

緊急時において安全を確保するための場所又は施設

指定緊急避難場所	市が災害ごとの安全性等を考慮して指定する、災対法施行令で定める基準に適合する安全を確保するための場所又は施設
一時（次）避難場所	区や自主防災組織が自主的に指定し、災害時等に一時的に避難する場所

2 避難所

被災者が生活を送るための施設

指定避難所	市が規模及び設備等を考慮して指定する、災対法施行令で定める基準に適合する被災者が生活するための公共施設
自主避難所	避難指示の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前にコミュニティセンターなどに開設する避難所
福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者に、特別に配慮された施設

第2 避難場所及び避難所の指定、整備等

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、市民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

1 避難場所及び避難所の選定基準

避難場所及び避難所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、災害時の避難をより適切、有効なものにするため、市は、おおむね次の基準により避難場所及び避難所を選定する。

- (1) 津波、洪水又は高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地
- (2) 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

(3) 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物又は空地

2 指定緊急避難場所等の指定

市は、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災対法施行令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、市民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

さらに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知する。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3 指定避難所の指定

市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、**政令**で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、**家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等**について、市民への周知徹底を図る。**なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。**

また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から市民等への周知徹底に努める。

さらに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、**医療的ケアを必要とする者等**の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。**特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。**

市は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域

の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該場所若しくは施設を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所が廃止され、又は災対法施行令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

5 耐震診断による避難所等の安全確保

市は、避難所等の安全性を確保するため、昭和46年から昭和55年度までに新築又は増改築した建物について耐震診断を実施し、その結果に基づき計画的に耐震補強工事を実施する。

6 要配慮者に配慮した施設整備

市は、避難所の段差解消のためのスロープを設置するなど、要配慮者に配慮した施設の整備を行う。

7 学校等を指定する場合の措置

学校等を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら避難所として機能させるために、教育委員会及び学校等と避難所としての利用・運営方法等について事前に協議する。

8 その他の施設の利用等

市の避難所だけでは不足する場合は、高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げにより避難所として活用することも考慮する。

9 避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

10 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベット、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による

災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

11 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

12 避難所の運営管理に必要な知識等の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

13 指定管理者との役割分担

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

14 専門家等との定期的な情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第3 避難場所等及び避難方法の周知

市は、指定避難場所及び避難所の位置と避難に当たっての注意事項等を、次の方法により市民に周知徹底する。

また、避難する時期・タイミングによっては、屋外に避難するよりも、屋内の上階へ避難（垂直避難）した方が安全な場合があることも周知する。

- (1) 避難場所等標識
- (2) 広報紙やパンフレット
- (3) ハザードマップ等の作成・配布
- (4) 市ホームページ
- (5) 防災訓練の実施

第4 避難路等避難誘導体制の整備

市は、迅速かつ安全な避難を期するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するほか、避難誘導マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムライン等を作成し、市民に対して周知徹底を図る。

避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

第5 避難所運営体制の整備

1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制

市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、**避難所支援員**をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

2 避難者の自治体制

避難所運営の円滑化を図るため、**避難所支援員及び施設管理者**は運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

3 施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力する。

第6 避難所情報通信体制の整備

1 避難所へのパソコン設置

市は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校やコミュニティセンター、病院、保健センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

2 オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第7 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合など、自力では帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生した場合に備え、企業等に対し、従業員等を一定期間内事業所内に留めおくこと、必要な物資を備蓄することなどを促す。

第8 応急住宅の供給体制の整備

市は、県、企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなどあらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

第9 学校等での避難誘導体制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼保園等の施設と市との間及び各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

第10 広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、県と連携のもと、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、広域避難における居住者

等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、**指定**避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第11 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

第14節 医療救護予防計画

【主な実施担当】

健康増進課、三国病院

【実施計画】

災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制、広域的救護体制及び保健医療福祉調整に係る体制の整備を図る。

第1 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について坂井地区医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修及び訓練を行う。

2 後方医療機関との連携

市は、救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療機関（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3 関係機関との連携強化

市は、平時において災害派遣医療チーム（DMAT）、県医師会、県歯科医師会等関係機関との連携を図るため、必要に応じ、協議会等に参加する。

4 医療施設の耐震化

市は、医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

5 広域的応急医療体制の確立

広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

市は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、国、県及び医療機関と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用に努めるものとする。

6 航空医療搬送拠点の整備

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、航空医療搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空医療搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

7 中長期における医療体制の充実

市は、県、地元医師会及び地域の災害拠点病院関係者等と協力し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

8 保健医療福祉調整に係る体制の整備

市は、県と連携して、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。

第2 医薬品及び医療救護用資機材の確保

市は、災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、坂井地区医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

また、医薬品及び医療救護用資機材の不足に対応するため、市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

第3 病院等防災マニュアルの策定

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。

また、診療所は病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

なお、病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 災害対策委員会の設置
- (2) 防災対策に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）
- (3) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- (4) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重病患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- (5) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ・入院システム等）
- (6) 人工透析実施機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- (7) その他（医療施設等の確保、自家発電装置の運用方法等）

第15節 広域的相互応援体制整備計画

【主な実施担当】

企画政策課、**嶺北消防組合**

【実施計画】

大規模災害における広域の相互応援体制を整えるため、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

第1 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市は、市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

2 福井県広域消防相互応援協定

嶺北消防組合は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第2 県外広域相互応援体制

市は、県域を超えた広域的防災体制を確立するため締結した関係自治体との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

第3 民間団体等との協定

市は、市内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、市域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。

第4 広域応援・受援体制の整備

1 応援・受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体、防災関係機関、民間団体**及び**事業者等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、**応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との**役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

市は、国や県等と協力し、訓練等を通じて、**応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。**

2 協定締結機関等との合同訓練等

市は、応援・受援計画に基づき、応援協定の締結機関等と共同し、通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第16節 防災訓練計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第1 実施責務及び協力

1 実施責務

市は、個別又は関係機関と共同して必要な訓練を行う。

また、地域における防災力向上のため、区、自主防災組織、まちづくり協議会等と連携した訓練の実施に努める。

さらに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

2 訓練への参加及び協力

- (1) 市職員は、防災訓練に参加する。
- (2) 市民その他関係諸団体は、市の行う防災訓練に参加、協力する。

第2 訓練の内容

1 訓練の種別

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難救護訓練
- (4) 災害通信連絡訓練
- (5) 非常招集（参集）訓練
- (6) 図上訓練
- (7) 総合的防災訓練

2 訓練の時期及び場所の選定

訓練は、あらゆる災害を想定するとともに、災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定のもとに、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。

3 訓練の方法及び訓練記録

市は、単独で、又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせ実施するなど、効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録する。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(1) 総合的防災訓練

県その他防災関係機関及び市民と一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を毎年1回実施する。

(2) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県と連携のもと、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

(3) 関係機関との合同訓練

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

4 訓練実施計画

訓練種別	訓練項目	主な実施機関	実施回数
水防訓練	水防工法一般 舟艇訓練	坂井市 嶺北消防組合 防災関係機関	年1回以上
消防訓練	一般火災警防訓練 特殊火災警防訓練 救出・救助訓練	同 上	同 上
避難救護訓練	避難訓練 食料調達訓練 救助救護訓練	同 上	同 上
災害通信連絡訓練	非常有線通信訓練 非常無線通信訓練	同 上	同 上
非常招集（参集）訓練	職員動員訓練	同 上	同 上
図上訓練	各種訓練	同 上	同 上
総合的防災訓練	各種総合訓練	同 上	年1回

第3 防災訓練に関する普及啓発

市は、防災訓練の参加者となる市民に対して、市及び県の広報等各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、「第1編 第2章 第19節 要配慮者災害予防計画」による。

第17節 防災知識普及計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、学校教育課、嶺北消防組合

【実施計画】

災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、市民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体及び財産はまず自分で守るということを意識して行動すること、また、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切となる。この考えのもと、市民等に対する防災知識と防災思想の普及及びその実践的訓練に努め、地域防災体制の確立を図る。

第1 防災知識普及計画

1 市民に対する防災知識の普及

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

普及の方法	① 市の広報媒体の活用
	② 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
	③ 報道機関を通じた広報
	④ 防災週間等に合わせた防災知識啓発行事の開催
	⑤ 防災週間等に合わせた防災訓練の実施
	⑥ 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布
	⑦ 市民運動としての地域的取組の推進
	⑧ SNS等を活用した情報発信

普及の内容	① 災害に関する一般知識 ② 市地域防災計画及び各機関の防災計画 ③ 過去の主な被害事例 ④ 本市における被害想定 ⑤ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等 ⑥ 平常時の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策） ⑦ 最低3日間、推奨1週間分の水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄 ⑧ 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング ⑨ 警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ⑩ 避難所における夏季の熱中症予防や対処法 ⑪ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等 ⑫ 災害時の家族内の連絡体制の整備（連絡方法や避難ルールの取決め等） ⑬ 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動 ⑭ 各機関の防災対策 ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ⑯ その他必要な事項

2 防災関係職員の防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の初動マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携など、人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

研修の方法	① 講習会、講演会等の開催 ② 見学、現地調査等の実施 ③ 防災活動手引書等の配布 ④ 訓練による実践的研修
研修の内容	① 市地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担 ② 非常参集の方法 ③ 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識及び各種災害の特性 ④ 防災知識と技術 ⑤ 防災関係法令の運用 ⑥ その他必要な事項

3 学校における防災教育

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとす

る。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(1) 児童生徒に対する防災教育

児童生徒に対する防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

- ① 学校教育における防災知識の指導
- ② 防災訓練の実施
- ③ 学校行事等における指導

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

5 事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

市は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画等の作成を指導する。

なお、事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画をたて、防災教育と訓練を実施し、自主防火の知識と技術の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱主任者の講習を行う。

また、自衛消防組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協力関係を強化していくよう指導していく。

6 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、「第1編 第2章 第19節 要配慮者災害予防計画」による。

第2 防災意識調査の実施

市は、市民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

第3 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第18節 自主防災組織等整備計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、商工労政課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民の協力がなければ万全を期し難いことから、地域の連帯感のもとに自主防災組織等を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

1 地域の防災組織

区等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

2 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの

3 各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第2 組織の編成及び構成等

1 地域の防災組織の設置

(1) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して市民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

- ① 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 地理的状況、生活環境等から見て、市民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

(2) 自主防災組織の設置重点推進地区

全市的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域を重点において推進を図る。

- ① 風水害多発地区
- ② 家屋等の密集地区

(3) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
- ② 通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。

2 施設の自主防災組織の設置

- (1) 法令により防火管理者を選任し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。
- (2) 施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

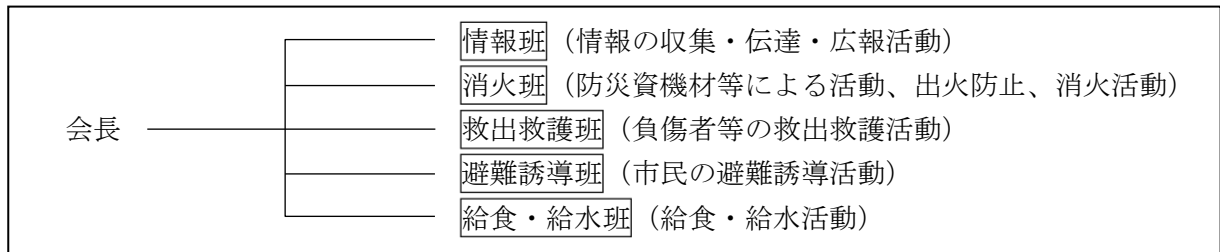
3 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。

4 自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。

◆自主防災組織の班構成◆



5 組織の活動内容

自主防災組織は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時及び災害時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

対 策	内 容	担 当
消火対策	- 火災予防の啓発 - 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救出対策	- 救出用資機材の整備計画の立案 - 建築業者への重機の事前協力要請	救出救護班
救護対策	- 各世帯へ救急医薬品の保有指導 - 応急手当講習会の実施 - 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情報対策	- 情報の収集、伝達方法の立案 - 市内防災関係機関や隣接区との連絡方法の確立	情 報 班
避難対策	- 避難対象地区の把握 - 避難路の決定と周知 - 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班
給食給水対策	- 各世帯への備蓄の徹底 - 食料、水が確保できる場所の把握 - 炊き出し、配分計画の立案	給食・給水班
防災訓練	- 個別訓練の随時実施 - 市が行う防災訓練への参加	各 班
備 蓄	- 各班の活動に必要な資機材、物資の順次備蓄 - 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

(2) 災害発生時の活動

対 策	内 容	担 当
消火対策	・ 各自家庭における火の始末 ・ 初期消火の実施	全 員
	・ 延焼の場合は消火活動	消 火 班
救出対策	・ 初期救出の実施 ・ 建築業者への応援要請	救出救護班
救護対策	・ 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	・ 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 ・ 重傷者等の医療機関への搬送	救出救護班
情報対策	・ 各世帯による情報班への被害状況報告	各 世 帯
	・ 情報の集約と市等への連絡	情 報 班
	・ 隣接区等との情報交換	
	・ 重要情報の各世帯への広報 ・ 市へ地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	
避難対策	・ 避難路の安全確認 ・ 避難者の誘導（組織的避難の実施） ・ 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班
給食給水対策	・ 飲料水の確保 ・ 炊き出しの実施 ・ 飲料水、食料等の公平配分	給食・給水班

第3 自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進するため、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練の実施に努める。

また、災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。

1 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させることと併せて、防災意識の高揚を図るための広報活動を実施し、自主防災組織の設置及び育成を図る。特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。

2 防災教育

地域住民及び施設の管理者等を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

3 防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

4 訓練の実施

災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、組織内において定期的に各種災害を想定した訓練が行われるよう指導する。

また、市が行う各種防災訓練について自主防災組織の参加を推進する。

5 自主防災組織への助成

自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプ

等の施設整備、防災資機材の整備を行う組織に対し、助成を行う。

第4 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- (2) 従業員等に対し、防災教育を行う。
- (3) 防災訓練を実施する。
- (4) 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- (5) 消防用設備等の整備、点検を実施する。

2 災害発生時の活動

- (1) 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
- (2) 地域における防災活動に積極的に協力する。
- (3) 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- (4) 避難誘導措置をとる。
- (5) 負傷者の救出救護に当たる。
- (6) その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

3 市の指導等

特定の危険物等を取り扱う事業所及び不特定多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進する。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、市及び商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第5 自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第6 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 要配慮者災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、嶺北消防組合、坂井消防団、坂井・坂井西警察署、坂井市社会福祉協議会

【実施計画】

災害時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることに配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者に配慮した災害予防対策を推進する。

第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

市は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備及び確保

市は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 避難行動要支援者への対策

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

- (1) 消防機関（嶺北消防組合、坂井消防団）
- (2) 県警察本部（坂井・坂井西警察署）
- (3) 区長
- (4) 自主防災組織
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 坂井市社会福祉協議会
- (7) 福祉委員
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (1) 身体障害者手帳1級、2級（総合等級）を保持する者（肢体不自由、視覚、聴覚障害）
- (2) 療育手帳A1、A2を保持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を保持する者
- (4) 要介護認定者で要支援1以上の者
- (5) 福祉サービスを受けている難病患者
- (6) 自力で避難することが困難な者

※ただし、家族で対応できる方や施設・病院等への長期入所・入院者は除く

3 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 市における情報の集約

災対法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

② 県等からの情報の取得

市は、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

- (2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

4 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

- (1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (2) 避難行動要支援者情報の共有

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、個人情報保護に関する法律や坂井市個人情報保護条例等に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

5 名簿情報の漏えい防止措置

市は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(1) 市が講じる措置

- ① 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

- ① 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止
- ② 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管
- ③ 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止
- ④ 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定
- ⑤ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

6 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- (2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

8 避難誘導体制の整備

(1) 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人も参加して避難支援等関係者、避難所、避難方法等について確認するものとし、避難場所やその避難経路、避難時に危険な場所等はないか、避難行動要支援者を誘導する際、支障となる段差等はないかなど、実地調査等を通じて確認し、それをマップに落とし込むことで避難経路の判断などに役立てるものとする。

また、個別避難計画は、個人情報保護に留意の上、避難行動要支援者本人だけでなく、避難支援等関係者にも配布し、地域で情報共有しておくよう努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難支援者の定め方

市は、避難支援者を定めるに当たっては、避難支援等関係者自身が被災する場合等もあることから、複数の避難支援等関係者を定めるよう努めるものとし、一人の避難支援等関係者が何人もの避難行動要支援者を支援するような個別避難計画を作成することは避けるよう配慮する。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り社会福祉施設、介護老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

第3 災害応急体制の整備

1 要配慮者利用施設の耐震化等

市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

2 要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

3 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の市民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、市は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

4 避難所の整備

市は、要配慮者の利用を考慮して避難所の整備に努める。

また、病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

5 緊急通報システムの整備

市は、緊急通報システムの整備を図り、区と協議して、災害発生時の援助対策を検討する。

6 福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された福祉避難所をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者

の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第4 情報連絡・伝達整備及び体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達整備及び体制については、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、市は、外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制の整備に努める。

第5 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された際に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、防災知識の普及啓発を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

市は、県と協力して、漫画やイラスト、ビデオ等の手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第7 防災訓練における配慮事項

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第8 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む。）
- (8) 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
- (9) 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

第9 外国人に係る対策

1 防災知識の普及啓発

県、市および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

県、市および福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

県、市、福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第20節 ボランティア活動支援計画

【主な実施担当】

市民協働課、福祉総合相談課、社会福祉課、坂井市社会福祉協議会

【実施計画】

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や、被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人・団体」と定義づけられる。

2 災害ボランティアの属性

職 能 区 分	・一般ボランティア	自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とするボランティア
	・専門職ボランティア	自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティア
所 在 区 分	・被災地域内ボランティア	ボランティアの出身・所在が被災地域内にあるボランティア
	・被災地域外ボランティア	ボランティアの出身・所在が被災地域外にあるボランティア
登 録 等 の 有 無	・登録等ボランティア	事前に登録等により組織化されているボランティア
	・駆けつけボランティア	災害発生前には特に組織化されていないボランティア
組 織 形 態	・団体ボランティア	団体としてボランティア活動を行うボランティア
	・個人ボランティア	個人としてボランティア活動を行うボランティア

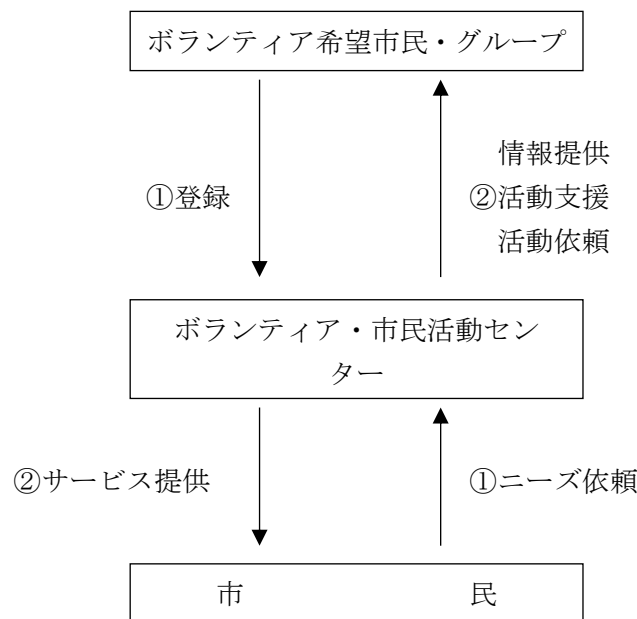
第2 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて登録、育成、サービスの提供などの実質的な運営を行い、市は、活動拠点、機材の提供、ボランティア活動保険への加入助成など側面的に援助支援する。

なお、災害時におけるボランティア活動としては、近隣における緊急的な人命救助活動から始まり、要配慮者に対する日常生活支援、さらに、心の傷や後遺症などへの対応、要配慮者の個別ニーズへの対応に関わる様々なボランティア活動が展開されるため、それらの取組方法を整理したマニュアルづくりが必要である。このマニュアルについては、市社会福祉協議会にて作成し、別に定める。

また、県が実施する災害ボランティア活動への支援事業等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

◆平常時のボランティア・市民活動センターの役割◆



- (1) ボランティア活動の相談、援助、登録、あっせん
- (2) ボランティア活動をする人への各種講座、研修の開催
- (3) ボランティア活動参加の呼びかけと組織化
- (4) ボランティア情報の収集及び提供
- (5) ボランティア保険の加入手続き
- (6) ボランティア活動を広げるための普及啓発、調査、研究
- (7) ボランティア活動をすすめるための基盤整備
- (8) 災害時のボランティア活動の研究と開発

市は、国・県・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第3 災害時支援ボランティアの育成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動の確保と活動の活性化、円滑化を図るためボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

1 ボランティア意識の普及啓発

災害時に様々な支援活動を行うボランティアの育成を図るため、災害時支援ボランティア登録制度を確立するとともに、個人やグループに対しパソコン通信や各種の広報媒体等による情報提供に努めるほか、児童生徒に対しても各種の啓発活動を実施する。

また、「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなどボランティア活動の普及に努める。

2 ボランティア希望者のための各種講座の開催

災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての各種講座を開催する。

3 既存ボランティアの活用

市及び市社会福祉協議会は、災害時支援ボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、登録あるいは組織化されている既存の各種のボランティアの活用を図るとともに、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

4 リーダー、コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図るとともに、企業や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。

このほか、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティア活動の運営・広域応援（派遣、受入れ）体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

1 応援、調整組織に対する支援

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、ボランティア団体自体による活動の調整が望ましいことから、それらの活動に対して支援し、活動の助長を図る。

2 広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアのあつせんや隣接の場合のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項を確認して、県や市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定を締結する。

3 ボランティア団体間のネットワークの推進

平常時から登録ボランティア団体、又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かした民間団体間のネットワークを築いていけるよう支援する。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

《目 次》

第1節	緊急活動体制計画.....	93
第2節	防災関係機関応援計画.....	100
第3節	通信計画.....	105
第4節	気象情報の収集・伝達計画.....	110
第5節	災害情報収集・報告計画.....	123
第6節	災害広報計画.....	143
第7節	災害救助法の適用に関する計画.....	146
第8節	避難計画.....	153
第9節	救出計画.....	166
第10節	要配慮者応急対策計画.....	168
第11節	食料供給計画.....	171
第12節	衣料、生活必需品その他物資供給計画.....	175
第13節	給水計画.....	177
第14節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画.....	179
第15節	医療救護計画.....	181
第16節	ボランティア受入計画.....	186
第17節	死体の捜索及び処理並びに埋葬等計画.....	189
第18節	障害物の除去計画.....	192
第19節	文教対策計画.....	194
第20節	輸送計画.....	197
第21節	交通対策計画.....	202
第22節	要員確保計画.....	205
第23節	食品衛生栄養指導計画.....	207
第24節	防疫計画.....	208
第25節	廃棄物処理計画.....	212
第26節	流木対策及び在港船舶に対する措置計画.....	214
第27節	防災関係物資確保計画.....	216
第28節	自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画.....	217
第29節	警備計画.....	221
第30節	消防応急対策計画.....	222
第31節	ライフライン施設等災害応急対策計画.....	225
第32節	交通施設災害応急対策計画.....	229
第33節	水防計画.....	231
第34節	土砂災害及び暴風・竜巻等災害応急対策計画.....	236

第1節 緊急活動体制計画

【主な実施担当】

関係各課

【実施計画】

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第1 配備計画

1 職員の配備体制の基準

(1) 災害対策連絡室設置前の配備体制

種別	配備基準	配備要員	配備内容
注意体制	① 注意報が発表されたとき。	本庁 : 危機管理対策課 : 建設部 支所 : 支所職員	① 担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (待機体制：自宅待機を含む。)
警戒体制	① 警報が発表されたとき。 ② 土砂災害警戒情報等が発表されたとき。	注意体制に加え、 支所：建設部 必要に応じ関係課 ※農業振興課及び林業水産振興課、水防活動班は状況により参集	① 関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 ② 土砂災害警戒地域への広報体制 ③ 避難対策の準備体制 ④ 災害対策連絡室の設置の検討

(2) 災害対策本部設置前の配備体制（災害対策連絡室設置）

種別	配備基準	配備要員	配備内容
第1配備 (災害対策連絡室設置)	① 小規模な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。 ② 相当規模の災害の発生が予想されるとき。 ③ その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。	警戒体制に加え、必要に応じて総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長 ・避難所支援員(※)を招集	① 災害対策連絡室の設置 ② 気象・河川情報の伝達体制及び災害情報の収集体制 ③ 小規模災害に対処できる出動体制 ④ 避難対策の体制
第2配備	① 相当規模の災害が発生したとき。 ② 局地的ではあるが、大規模な災害の発生が予想されるとき。	第1配備に加え、全部長・全課長 ・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員(※)を招集	① 必要により災害対策本部設置の検討 ② 災害の状況に対応した応急対策活動 ③ 非常配備に移行できる体制 ④ 避難対策の体制 ⑤ 全職員に自宅待機指示

(3) 災害対策本部設置後の配備体制

種別	配備基準	配備要員	配備内容
非常配備 (災害対策本部設置)	① 市域に係る特別警報が発表されたとき。 ② 市内全域にわたり災害が発生したとき。 ③ 大規模な災害の発生が予想されるとき。 ④ その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。	全職員	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 ○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集

※ 避難所支援員・本部支援員：P90 2 職員の動員(4) 動員方法②④、及び職員初動マニュアル別紙「避難所支援員名簿」・「本部支援員名簿」参照

(注)

1. 各部局長等は必要と認める範囲内において危機対策監と協議の上、動員数を適宜増減することができる。
2. 各部局長等は、あらかじめ職員の中から配備要員を指名しておくものとする。

2 職員の動員

市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の状況に応じて職員を非常招集する。

(1) 配備体制の決定等

配備体制の種別、開始及び解除は、第2配備までにおいては危機対策監、非常配備体制においては市長が指令する。

(2) 招集体制の整備

各部長は、勤務時間以外又は休日においても迅速に職員の招集が行われるよう、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法等の招集体制を整備しておくものとする。

(3) 招集指令

職員は、招集指令を受けたとき、又は指令がないときでも、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを承知したときは、直ちに登庁して配備計画に従い所定の活動を開始する。

(4) 動員方法

- ① 危機対策監が第1配備又は第2配備を指令したときは、関係する部長又は全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。
- ② 第1及び第2配備体制までにおいて、計画に定める配備要員だけでは円滑に応急対策が行えない場合、危機対策監はあらかじめ定める避難所支援員(別紙「避難所支援職員名簿」参照)に連絡し、指定された区域に必要な人数を配置につかせることができる。なお、非常配備体制(災害対策本部)に移行したとき、避難所支援員は、各支所(坂井地区は本庁)に参集し、「第7 大規模災害発生時の初動対応」「2 初動期における応急対策活動 (2) 現地対策班」の規定に基づき、各支所にて活動を行うこととする。
- ③ 第1配備又は第2配備までにおいて、各部長は、災害の状況に応じて他の部班若しくは避難所支援員の応援を必要とするときは、危機対策監に連絡するものとし、危機対策監は、直ちに関係部長並びに各支所長に連絡し応援をさせる。
- ④ 第1配備又は第2配備までにおいて、災害対策連絡室の業務に支障が出る場合には、危機管理対策監はあらかじめ定める本部支援員に連絡し、必要な人数を配置につかせること

ができる。

⑤ 市長が非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。

⑥ 非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長（市長）に連絡するものとし、本部長（市長）は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。

※災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（市長）は消防団長に要請する。

3 伝達手段及び経路等

(1) 伝達手段

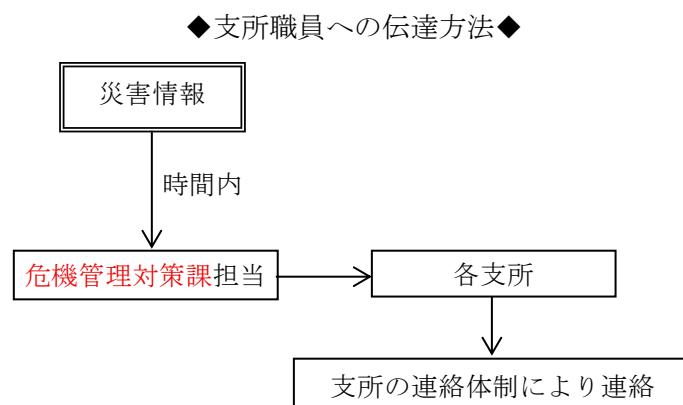
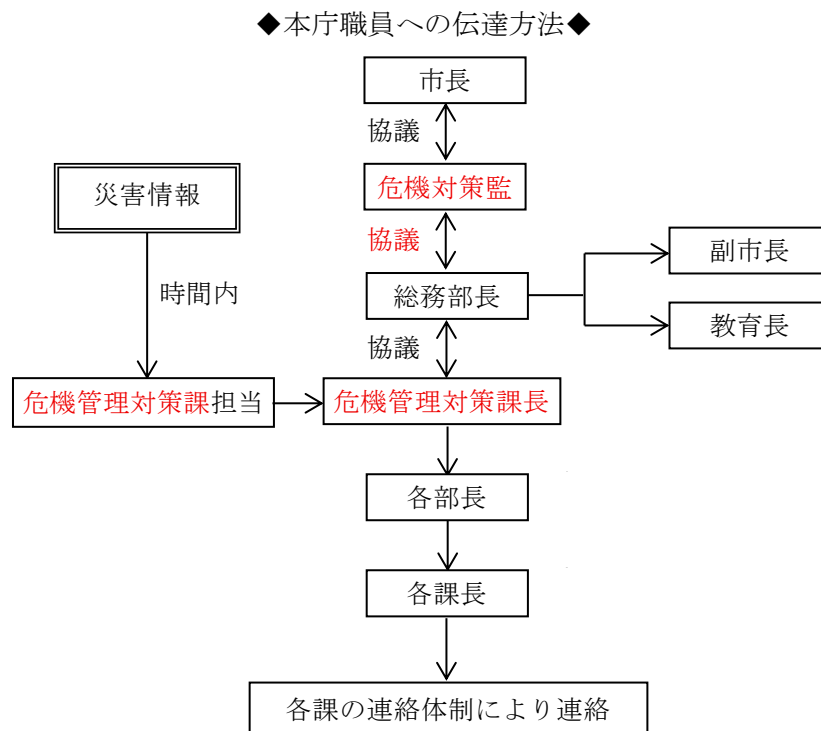
原則、坂井市総合防災情報システムによるメール配信等により伝達する。

ただし、勤務時間中の注意体制及び警戒体制、第1配備、第2配備については、電話連絡で行う場合もある。

なお、被災状況により配信ができない場合であっても、震度5強以上は全職員が自動参集とする。

(2) 伝達系統

職員の動員配備は、次の系統で伝達する。



※ 問い合わせ等によって通信回線が混み合い、加入電話では通話できない状態になるおそれがあるが、その場合、職員は自己判断により参集する。

(3) 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- ① 配備体制
- ② 参集時間及び参集場所（各支所・災害対策本部・災害対策連絡室設置場所等）
- ③ その他必要と認める事項

4 職員の参集

(1) 自主参集

職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。

(2) 参集場所

職員は原則として、所属する勤務場所に参集する。

ただし、危機対策監より連絡のあった避難所支援職員は、各支所に参集、坂井地区については、危機管理対策課に指定された場所に参集し、本部支援員については、総務部に参集する。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で市民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

(4) 参集状況等の報告

各課長（各班長）は、職員の参集状況等を速やかに把握し、職員課へ報告する。

第2 組織計画

1 災害対策連絡室

総務部長は、応急対策等又はその初期段階において、情報連絡体制を強化するために災害対策連絡室を設置する。

(1) 設置及び廃止基準

① 設置基準

ア 小規模な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。

イ 相当規模の災害の発生が予想されるとき。

ウ その他市長が災害対策連絡室設置の必要があると認めたとき。

② 廃止基準

ア 災害応急対策がおおむね完了したとき。

イ 災害の発生するおそれなくなったとき。

ウ 災害対策本部の設置が決定されたとき。

(2) 設置場所

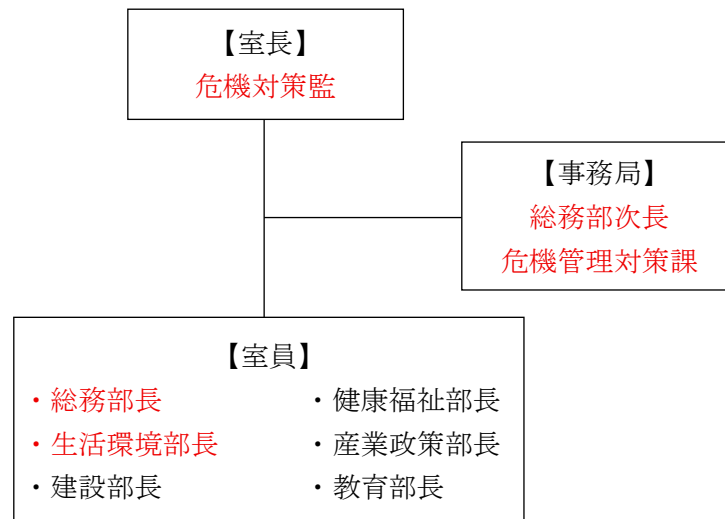
災害対策連絡室は、原則として「市役所本庁舎」に設置する。ただし、大規模災害により、「市役所本庁舎」が使用不能となった場合は、代替場所を定め職員に周知する。

(3) 組織及び業務内容

災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。

このうち、災害対策連絡室長は、危機対策監とするが、危機対策監が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を図る。

◆災害対策連絡室組織図◆



2 災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、坂井市災害対策本部条例及び坂井市災害対策本部運営要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部未設置の場合においても市長が必要と認めるときは、災害対策本部に準じて災害対策事務を行う。

(1) 設置及び廃止基準

① 設置基準

- ア 市内全域にわたり災害が発生したとき。
- イ 大規模な災害の発生が予想されるとき。
- ウ その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。

② 廃止基準

災害対策本部は、おおむね次の基準により本部長が廃止する。

- ア 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- イ 災害の発生するおそれがなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として「市役所本庁舎」に設置する。ただし、大規模災害により、「市役所本庁舎」が使用不能となった場合は、代替場所を定め職員に周知する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

また、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の標識を市役所庁舎玄関に掲示する。

公表先	方法	担当
県知事（ 危機管理課 ） 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 嶺北消防組合 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	危機管理対策課 支所

(4) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策本部運営要綱の定めるところによるが、災害対策本部の組織概要は、下記のとおりである。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長
	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長
	会計管理者	産業政策部	産業政策部長
	総合政策部長	建設部	建設部長
財務部	財務部長	教育部	教育部長
		医療部	三国病院事務局長

3 現地災害対策本部

市長は、災害対策第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害地に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部を設置した場合及び廃止した場合は、直ちに防災関係機関に通知する。

(1) 設置期間

原則として、その担当区域において災害応急対策が終了するまでの期間とし、設置を決定した日から起算して一月を設定する。

なお、その設置期間は延長できる。

(2) 設置場所

各支所又は担当区域内の安全な場所とする。

(3) 組織

坂井市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

4 権限委譲措置

市長が不在又は職務の遂行が困難な場合の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定める。

また、災害対策本部の本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておくものとする。

第1順位 危機対策監

第2順位 副市長

第3順位 総務部長

第4順位 建設部長

5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、災害対策本部において災害種別に想定している班や要員の重複

を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努める。

また、現地災害対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

6 防犯隊及び沿岸警備協力会の協力

市長は、災害の状況により災害対策要員が不足するとき、又は大規模な災害が発生したとき（発生のおそれを含む。）は、防犯隊及び沿岸警備協力会の出動を求める。

- (1) 市長は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動支隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯隊各支隊はそれぞれ該当する区域内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動し、次の任務を行う。

- ① 地区内の秩序の維持に協力すること。
- ② 避難指示等の伝達及び避難誘導並びに要配慮者への援助に関すること。
- ③ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- ④ 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
- ⑤ その他災害の応急対策の協力に関すること。

- (2) 沿岸警備協力会の出動

市長は、沿岸警備協力会の出動を求めるときは、沿岸警備協力会長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、沿岸警備協力会はそれぞれ該当する区域へ出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動し、上記(1)の「防犯隊」と同様の任務を行う。

7 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに市が実施する応急対策について、必要な人員の応援を求めたときには、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急措置の実施に支障のない限り、市が実施する応急対策業務に協力する。

8 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、企画政策課

【実施計画】

災害時において他の機関の協力を求め、広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

第1 広域応援要請

1 要請の判断

応援要請は原則として市で判断するが、災害による被害が市域を越えて同時多発した場合、知事が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することがある。

2 要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じ次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

災対法、消防組織法（昭和22年法律第226号）、福井県・市町災害時相互応援協定及び福井県広域消防相互応援協定（資料編参照）に基づく要請

(2) 県外からの応援

災対法及び消防組織法に基づく要請

3 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

(2) 県外市町村に対する応援要請

本部長は、県外の市町村と締結している協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 知事への要請

本部長は、市の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(4) 指定地方行政機関に対する要請

本部長は、市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(5) 民間団体等に対する要請

本部長は、市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

4 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

嶺北消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

5 自衛隊の災害派遣

本部長は、災害の発生に際し、市民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する時間がなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

6 応援要請等を行う場合に示す基本的事項

- (1) 措置を必要とする理由
- (2) 措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等
- (3) 措置を必要とする場所
- (4) 特に道路に損壊がある場合の市内経路
- (5) 期間、その他必要な事項

7 県による応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

第2 応援協力等の要請

本部長は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（**防災安全部危機管理課**、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

1 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

- (1) 災害救助法の適用
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因及び被害の状況
 - ③ 適用を要請する理由
 - ④ 適用を必要とする期間
 - ⑤ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
 - ⑥ その他必要な事項
- (2) 被災者の他地区への移送要請
 - ① 被災者の他地区への移送要請
 - ② 移送を必要とする被災者の数
 - ③ 希望する移送先
 - ④ 被災者を収容する期間
- (3) 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災対法第68条、70条）
 - ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - ② 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑤ その他必要な事項

2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊、他市町等の応援のあつせんを県に求める場合

- (1) 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合
「第1編 第3章 第28節 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画」による。
- (2) 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合
 - ① 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
 - ② 応援を希望する機関名
 - ③ 応援を希望する物資、資材、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする場所
 - ⑤ 応援を必要とする活動内容
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせんを求める場合（災対法第30条）
 - ① 派遣のあつせんを求める理由
 - ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の条件
 - ⑤ その他参考となるべき事項

第3 防災ヘリコプターの活用

市は、災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材などの搬送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- (7) その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長は、市域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

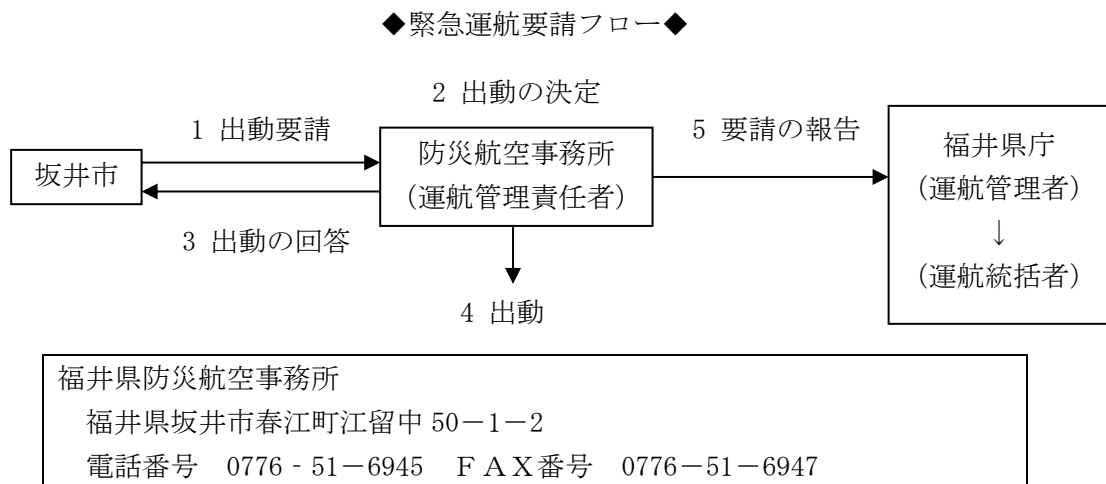
なお、防災ヘリコプターの運航は、「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福井県防災ヘリコプター使用要領」の定めるところによる。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項



第4 応援の受入体制

1 受入機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、市においては、**危機管理対策課**がその調整に当たる。

- (1) 警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊については、それぞれの機関が受入れを行う。
- (2) 自衛隊については、基本的には市で受け入れるものとし、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体については、市又は県で受け入れる。

2 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動するもので、市は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第5 防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第6 資料の相互交換

市は、県及び指定行政機関等と災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

第7 協力及び経費の負担

1 協力の実施

- (1) 市は、他市町及び防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与する。
- (2) 協力業務の内容は、「第1編 第1章 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるものとし、協力方法は、協力要請先と協議の上定める。
- (3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておくものとする。

2 経費の負担

他市町又は国及び県からの派遣職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

3 救助・救急活動の活動拠点

市及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開・宿営のための拠点の確保を図るものとする。

第3節 通信計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、秘書広報課、情報統計課、嶺北消防組合

【実施計画】

災害時における通信を確保し、気象予警報の伝達、災害に関する情報の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、勧告、命令等の伝達を迅速かつ的確に行う。

第1 通信手段の確保

1 通信手段

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。

◆通信手段◆

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 加入電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い通話（電報）を含む。）② 県防災情報ネットワーク③ 防災行政無線（同報系・移動系）④ 坂井市総合防災情報システム⑤ 全国瞬時警報システム（Jアラート）⑥ 携帯電話・衛星携帯電話⑦ 関係機関の無線設備⑧ アマチュア無線⑨ その他の伝達手段<ul style="list-style-type: none">・広報車・インターネット（庁舎Wi-Fi、市ホームページ、防災関係システムを含む。）・サイレン、警鐘・登録制防災行政メール、防災アプリ・緊急速報メール、エリアメール・放送局への要請・伝令員 |
|--|

2 災害発生後の機能確認と応急復旧

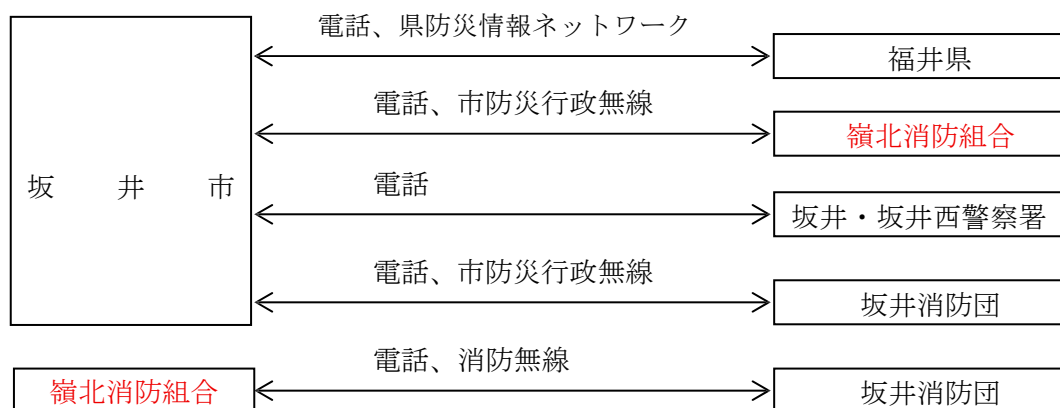
市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。

第2 災害時における通信連絡

1 通常の状態における通信連絡

市は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等について、原則として有線通信（加入電話）又は防災行政無線、県防災情報ネットワーク等の無線通信により速やかに行う。

◆関係機関との通信方法◆



2 各種通信設備の利用

(1) 電気通信設備の優先利用

① 電話の優先利用

災害時において、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、最優先に確保すべき通話を行うため、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話を利用する。**この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。**

② 電報の優先利用

緊急の度合いに応じ、手動接続による通話（電報）は102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）又は緊急扱い通話（電報）である旨を申し出る。

ア 非常扱い通話

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話で非常扱い通話として取り扱われ、他の手動接続通話より先立って接続される。

申し込みに当たっては、非常・緊急通話102番より申し込む。

イ 緊急扱い通話

火災その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、その予防、救護復旧等に関し緊急を要する事項等公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする手動接続通話で、緊急扱い通話として取り扱われ、他の手動接続通話（非常扱い通話を除き）より先立って接続される。

ウ 非常扱い電報

非常扱い通話と同様な事項を内容とする電報で非常電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。電報発信に当たっては、あらかじめ電報サービス取扱所（115番）と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

エ 緊急扱い電報

非常扱い通話と同様な事項のほか船舶又は航空機の遭難に際しその救援若しくは気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項で、緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急電報として取り扱われ、他の電報（非常扱い電報を除き）より先立って伝送及び配達される。

電報発信に当たっては、あらかじめ電報サービス取扱所（115番）と事前に発信方法等に

について協議しておくものとする。

(2) 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災対法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ有線、無線通信設備の設置者と協議して定めた手続により行う。

- ① 警察事務を行う者
- ② 消防事務を行う者
- ③ 水防事務を行う者
- ④ 航空保安事務を行う者
- ⑤ 海上保安事務を行う者
- ⑥ 気象業務を行う者
- ⑦ 鉄道事務を行う者
- ⑧ 軌道事務を行う者
- ⑨ 電気事務を行う者
- ⑩ 自衛隊

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条の規定並びに非常無線通信規約に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、非常無線通信として無線局の無線設備を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。

この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期するものとする。

- ① 警察無線局
- ② 消防無線局
- ③ その他の業務無線局
- ④ アマチュア無線局

(4) 放送局の利用

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する放送局に対して災害に関する伝達、通知又は警告について放送の要請を行うときは、原則として県危機管理課を通じて行う。

(5) その他の通信連絡手段

- ① 市は、通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- ② 市は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、又は代替通信設備の設置を要請するものとする。
- ③ あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。なお、孤立地区においては、必要に応じ、空中偵察に対して旗による合図を使用する。空中偵察に対する合図は、次のとおりである。

ア 赤旗（病人あり）

イ 青旗（食料不足）

第3 通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線及び無線通信が輻輳した場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施する。

別添様式

非常通信協議会

非常通信用紙

あて先	機関名： TEL：() — FAX：() —	
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名 (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
通報文		
伝達経路	1 受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	2 受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	3 受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	4 受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	5 受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

- * 回線種別には使用した回線の種別を記載すること。
- * 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
- * FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第4節 気象情報の収集・伝達計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、農業振興課、林業水産振興課、建設課、嶺北消防組合

【実施計画】

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の異常気象又は大規模災害等による被害を防止し、又はその被害の軽減を図るため、予報、警報及び特別警報（以下「警報等」という。）の発表を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警報等の種類及び発表基準並びに伝達

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等

福井地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「**キキクル（危険度分布）**」等で発表される。ただし、大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

◆警報等の発表の地域細分区域◆

府県予報区	地域細分区域		
	一時細分区域	二次細分区域	該当市町
福井県	嶺北	嶺北北部	福井市 坂井市 永平寺町 あわら市 越前町
		嶺北南部	越前市 鯖江市 池田町 南越前町
		奥越	大野市 勝山市
	嶺南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町
		嶺南西部	小浜市 おおい町 高浜町

◆特別警報・警報・注意報の種類と発表基準◆

【一般の利用に適合するもの】

種類		発表基準
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種類		発表基準
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で20m/s以上 ・平均風速が海上で25m/s以上
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。）、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・表面雨量指数（※1）が18以上 ・土壌雨量指数（※2）が125以上
	波浪警報	高い波により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・有義波高が5.5m以上
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・潮位（標高）が1.3m以上
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が12.5以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が4.9以上 ・指定河川洪水予報による基準 （対象：九頭竜川〔中角〕、九頭竜川水系竹田川〔六日〕）

種類		発表基準
注意報	強風注意報	強風によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・平均風速が陸上で12m/s以上 ・平均風速が海上で15m/s以上
	大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合。避難に備え、ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・表面雨量指数(※1)が8以上 ・土壌雨量指数(※2)が87以上
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・実効湿度が65%以下(気象官署の観測値) ・最小湿度が30%以下(気象官署の観測値)
	濃霧注意報	濃霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・濃霧により視程が陸上で100m以下、又は海上で500m以下
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物等に被害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・最低気温が3℃以下
	低温注意報	低温による農作物等に著しい被害が発生するおそれがある、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・7～8月の日平均気温が平年値より3℃以上低い日が3日以上継続 ・12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下
	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・有義波高が3m以上と予想される場合。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・有義波高が3m以上

種類		発表基準
注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当すると予想される場合である。 ・兵庫川流域の流域雨量指数（※3）が10以上、もしくは、田島川流域の流域雨量指数が3.9以上 ・指定河川洪水予報による基準 （対象：九頭竜川〔中角〕、九頭竜川水系竹田川〔六日〕）

【水防活動の利用に適合するもの（※4）】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

（注）

1. 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。
2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
 なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。
3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。
 また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

- ※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
- ※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- ※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）、「極めて危険」（濃い紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を

	再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 気象情報

◆気象情報の種類及び発表基準等◆

種類	発表基準等
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

種類	発表基準等
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。
火災気象通報	消防法の規定（消防法第22条）により行う通報で、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が知事に対して通報し、市町に伝達される。

5 警報等の伝達

福井地方気象台は、気象業務法に基づく警報等を発表、切り替え又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該警報等により措置を講じる必要のある機関へ速やかに伝達する。

警報等の伝達経路は次に示すとおりであり、市は、次のとおり市民等への周知に努める。ただし、**嶺北消防組合**が発令する火災警報の伝達方法は、消防本部の定めるところによる。

(1) 特別警報の伝達

県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに市民等に周知する。

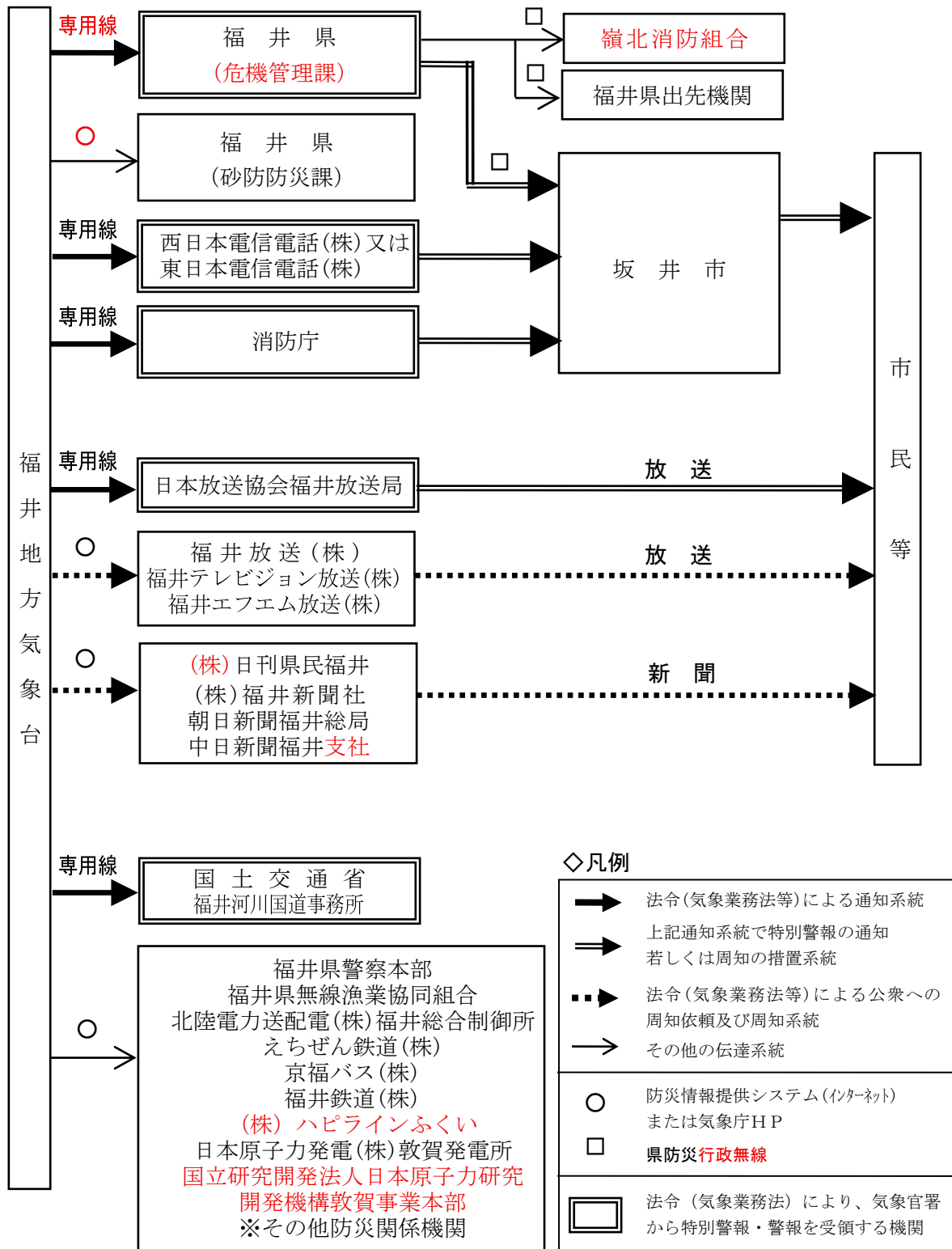
(2) 警報等の伝達

県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに市民等に周知する。

(3) 災害の予告に当たる重要な気象情報の伝達

県から通知された土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告に当たる重要な気象情報を、自主避難の参考となるよう、速やかに市民等へ伝達する。

◆特別警報・警報・注意報の伝達系統図◆



第2 福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報の発表

1 九頭竜川洪水予報の発表基準等

近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報の種類及び発表の基準は、次のとおりである。

◆九頭竜川洪水予報の発表基準等◆

種 類	発 表 の 基 準
九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るため最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

2 九頭竜川洪水予報の伝達

市は、近畿地方整備局福井河川国道事務所から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに市民及び所在の官公署等へ周知する。

第3 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の発表

1 洪水予報の発表基準等

県と福井地方気象台が共同して行う、市域に係る洪水予報の対象河川及び発表の基準は、次のとおりである。

◆洪水予報の対象河川◆

河川名	実施区間	基準地点
竹田川	丸岡町川上（北陸自動車道）から九頭竜川合流点まで	六日観測所

◆洪水予報の発表基準◆

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	発 表 の 基 準
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の 状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

2 洪水予報の伝達

市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに市民及び所在の官公署等へ周知する。

第4 県が行う水位情報の通知及び周知

1 水位情報の発表基準等

県が行う、市域に係る水位情報の通知及び周知の対象河川及び発表の基準は、次のとおりである。

◆水位情報の対象河川◆

河川名	実施区間	基準地点
兵庫川	坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所

◆水位情報の発表基準◆

種 類	発 表 の 基 準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

2 水位情報の伝達

市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに市民及び所在の官公署等へ周知する。

第5 消防法による火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報の実施基準

福井地方気象台が行う火災気象通報の実施基準は、県全域又は嶺北の地域において、「乾燥注意報」及び「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかの条件を満たしたときに県に対し通報され、市は、県から県防災情報ネットワーク等により通報を受ける。

- (1) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。

2 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災に関する警報を発する。

第6 異常現象発見者の通報義務（災対法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に連絡し、市は速やかに県、福井地方気象台及びその他関係機関に通報しなければならない。

1 通報内容

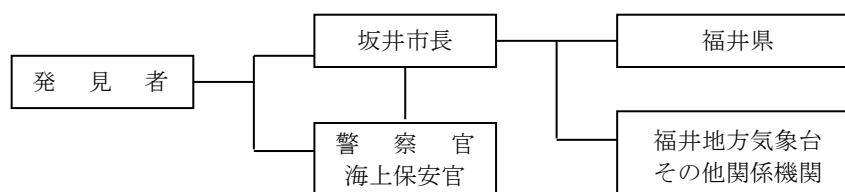
市が福井地方気象台に通報すべき事項の内容は次のとおりである。

- (1) 著しく異常な気象現象
 - ① 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
 - ② 竜巻、強いひょうががあったとき。
 - ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川が異常水位になったとき。
- (2) 市から県、福井地方気象台及びその他の関係機関への通報は、「第1編 第3章 第5節 災害情報収集・報告計画」に定めるところにより行う。

2 異常現象発見時の通報系統

異常現象発見時の通報系統は、次のとおりである。

◆異常現象発見時の通報系統◆



第7 福井地方気象台との連携

1 福井地方気象台への協力

市は、次のとおり、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力する。

- (1) 福井地方気象台に通報を要する事項
 - ① 災害対策本部を設置したとき。
 - ② 災害救助法が適用されたとき。
 - ③ 近畿地方整備局福井河川国道事務所又は県が水防警報を発表したとき。
- (2) 福井地方気象台の照会により通報する事項

- ① 自然災害による被害状況
- ② 気象官署以外の気象観測資料
- ③ 河川の水位、流量の観測資料
- ④ 潮位、波浪の観測資料
- ⑤ その他

2 避難指示等の助言の要請

市は、避難指示等の発令に際し、必要に応じて福井地方気象台に対し必要な助言を要請する。

第5節 災害情報収集・報告計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、関係各課、嶺北消防組合

【実施計画】

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報の収集及び伝達

1 災害発生直後における情報の収集

市は、市域で風水害等の災害が発生した場合、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速を最優先として関連情報を収集する。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

◆収集する情報の内容（災害発生直後の災害情報）◆

項 目	情 報 収 集 内 容
1 気象・洪水情報	・異常気象及び洪水の情報
2 人的被害	・死者、負傷者及び行方不明者の状況 ・要救助対象者情報
3 危険発生情報	・火災の発生情報 ・越水、浸水情報 ・崖崩れ情報 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ・樹木、建築物等の倒壊情報
4 応急対策活動支援情報	・ライフライン情報 ・災害対策活動拠点の被害情報
5 その他	・その他、特記すべき事項

2 被害情報の収集

(1) 調査事項

- ① 被害発生情報日時 場所 原因
- ② 被害概況（後述の被害状況報告に準じ、内容により、そのまま被害状況報告に移行する。）
- ③ 応急対策の概況（同上の基準）
- ④ 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- ⑤ 避難者に関する情報
- ⑥ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) 調査の方法

関係各課は、被害の状況等について、災害対策本部事務分掌に基づき、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について調査し、危機管理対策課に報告する。

危機管理対策課は、関係各課から報告を受けた情報を集計する。

- ① 調査様式は、「坂井市災害状況報告要領」（資料編）に定めるところによる。

- ② 被害の程度の調査に当たっては、関係各課の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調査する。
- ③ 罹災世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いため、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録する。
- ⑤ 全壊、半壊、流失、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(3) 警察及び通信・電力・交通機関等からの収集

市は、災害発生や応急対策に関連ある事項について各機関から情報を収集する。

(4) 防災関係機関の協力

市は、各種情報の収集について、県及び防災関係機関と十分に連絡調整を行い、また、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る等、相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力する。

市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。

3 情報収集の手段

情報収集の手段にあたっては、災害情報インターネットシステムやドローン、**県民衛星**、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。

4 情報の伝達

危機管理対策課は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。**市は、国や公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。**

5 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

6 人的被害の数

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市及び関係機関が把握している人的被害の数についても積極的に収集し、一方、市及び関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市及び関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

市は、県と連携して、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市は、県と連携して、県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第2 被害状況の報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発

生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

市は、災対法の規定に基づき、県等に対して災害の状況を報告する。

なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める。（別記「災害報告事務一覧表」参照）

1 報告すべき災害

報告すべき災害は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみした場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

2 被害程度の認定基準

市が被害程度の認定を行う場合は、別表の「被害程度の認定基準」により行う。

3 報告の種類

- (1) 災害即報
災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- (2) 災害確定報告
応急対策終了後10日以内に行う。
- (3) 災害中間報告
毎年1月1日から12月10日までの災害状況について、12月10日現在で明らかになったものを、12月15日までに行う。
- (4) 災害年報
毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。

4 報告の方法

(1) 被害状況報告責任者

被害状況報告責任者は、総務部長をもって充てる。

(2) 報告様式

- ① 災害即報は、**火災・災害等即報要領に基づき**、第4号様式により報告する。
- ② 災害確定報告は、**災害報告取扱要領に基づき**、第1号様式により、**災害中間報告は、第2号様式により**、災害年報は、第3号様式により報告する。

(3) 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災情報ネットワーク又は一般加入電話により行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告及び災害年報は、必ず文書により報告する。

(4) 報告先

被害状況の報告は、原則として**危機管理対策課**が直接**県危機管理課**へ行うものとするが、本市に県の現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	FAX番号
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7573
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	FAX番号
NTT回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49012	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

③ 通常時における県（**危機管理課**）の連絡先

	電話番号	FAX番号
NTT回線	0776-20-0308	0776-22-7617
消防防災無線	18-111	18-113
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-018-111-61-2171	発信特番-018-111-61-2189
地上系無線	発信特番-61-2171	発信特番-61-2189

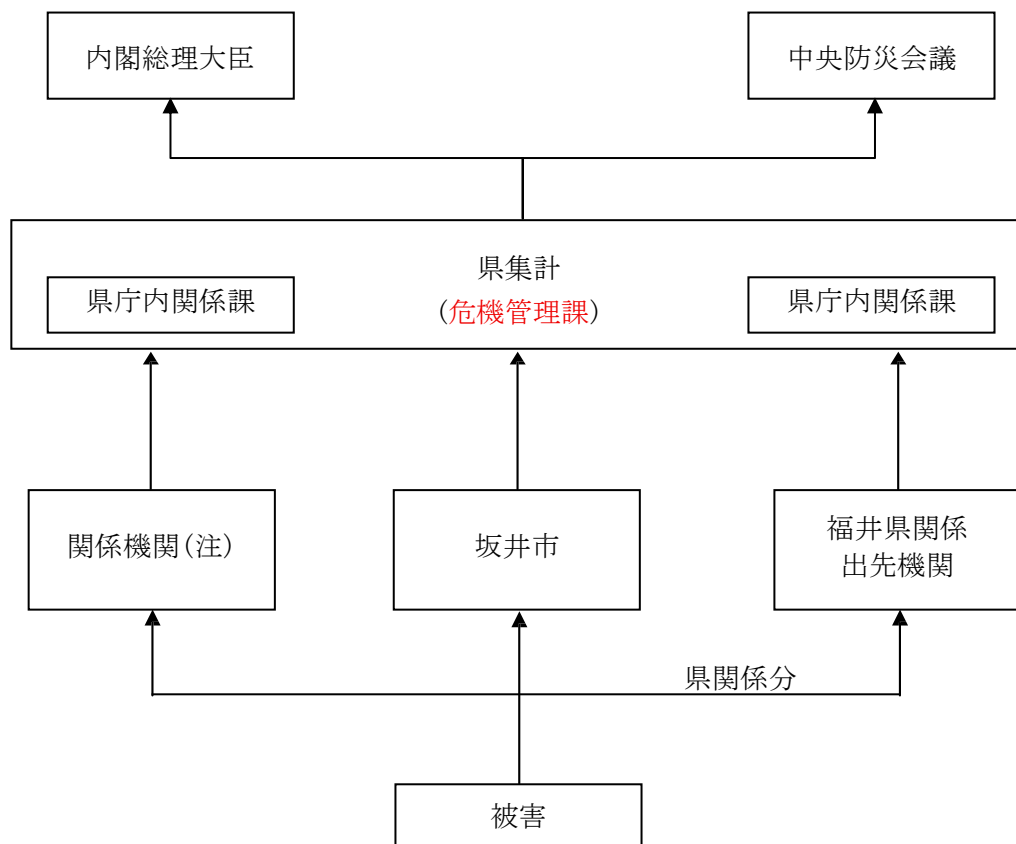
④ 夜間・休日等における県（**危機管理課**）の連絡先

	電話番号	FAX番号
NTT回線	0776-20-0742	0776-22-7617
消防防災無線	18-113	18-113
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-018-111-61-2186	発信特番-018-111-61-2189
地上系無線	発信特番-61-2186	発信特番-61-2189

(5) 報告系統

被害状況の報告系統は、以下のとおりである。

◆被害状況報告系統図◆



(注：関係機関)

近畿地方整備局福井河川国道事務所・九頭竜川鳴鹿大堰管理所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所
近畿中国森林管理局福井森林管理署
西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社
中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター
西日本高速道路(株)福知山管理事務所
北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電(株)
(株)ハピラインふくい、えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)

(6) 119番通報が殺到した場合の報告

嶺北消防組合は、災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

第3 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県、被災市町と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努め

るものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

◆被害状況及び災害応急対策実施状況の報告系統（県の災害対策本部への報告）◆

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
I 被害・復旧の状況	
①人的被害・家屋状況 火災状況	坂井市 ————— 県災害対策本部 嶺北消防組合 ————— 警察部 ————— 県災害対策本部
②道路状況・交通状況	坂井市 ————— 県災害対策本部 三国土木事務所 ————— 土木部 公団・公社 ————— 警察部 輸送関係機関 ————— 警察部 ————— 県災害対策本部
③堤防・護岸施設の状況	坂井市 ————— 農林水産部 県災害対策本部 三国土木事務所 ————— 土木部 ————— 県災害対策本部
④ライフライン・ 輸送機関状況	ライフライン関係機関 ————— 県災害対策本部 輸送関係機関 ————— 県災害対策本部 坂井市（上・下水道） ————— 健康福祉部 土木部 企業局 ————— 県災害対策本部
⑤文教施設関係状況	坂井市 ————— 教育庁 ————— 県災害対策本部 県立文教施設 ————— 教育庁 民間文化施設 ————— 教育庁
⑥病院施設関係状況	坂井市（市立病院等） ————— 健康福祉部 ————— 県災害対策本部
⑦廃棄物処理場関係状況	坂井市 ————— 防災安全部危機管理課 ————— 県災害対策本部
⑧火葬場関係状況	坂井市 ————— 健康福祉部 ————— 県災害対策本部
⑨その他の施設の状況	県立施設 ————— 所管部 ————— 県災害対策本部 坂井市 ————— 県災害対策本部 その他の施設
II 対策の実施状況	
①住民避難の状況	坂井市 ————— 県災害対策本部 警察部 ————— 県災害対策本部
②救護物資・避難所運営・ボランティアの受入状況	坂井市 ————— 総務部 ————— 県災害対策本部 防災安全部危機管理課 ————— 県災害対策本部
③治安の状況	警察部 ————— 県災害対策本部
④その他の対策の状況	坂井市 ————— 県災害対策本部 関係機関 ————— 県災害対策本部 各部 ————— 県災害対策本部

別記 災害報告事務一覧表

主管課	報告事項	報告内容
総務課 危機管理対策課	下記以外の被害報告	災害の状況、被害の程度、応急措置の概要、電気、電話、鉄道不通、その他被害状況、炊き出し状況
まちづくり 推進課	社会教育施設被害報告	コミュニティセンター等所管施設の被害報告
嶺北消防組合	火災報告	火災の状況、被害の程度、消防機関の活動、風速、雨量、積雪量の観測値
税務課	避難状況報告	避難日時、場所、区域、人員
	家屋等の被害報告	家屋被害（住家、非住家の別及び全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩壊
福祉総合相談課 社会福祉課	災害救助法関係報告	人的被害（死者、行方不明者、重軽傷者）、罹災世帯数、罹災者数、救助実施状況
子ども福祉課 保育課	福祉施設被害報告	福祉施設の被害
高齢福祉課 健康増進課	被害状況報告	患者発生状況、医療施設等の被害
	防疫活動報告	防疫活動、負傷者手当状況
建設課	公共土木施設被害報告	河川、海岸、道路、橋梁、砂防施設、街路、崖崩れ等の被害
都市計画課	都市施設被害報告	公園、公営住宅等の被害
農業振興課 林業水産振興課	農林水産業施設被害報告	農業用施設、林業用施設、治山施設、漁港施設、共同利用施設、農地（田、畑の流失埋没、冠水）等の被害
	農林・畜産・水産被害報告	農業（稲、野菜、果樹、ビニールハウス等の被害） 林業（立木、苗木等の被害）水産（漁具、養殖施設、漁船、水産物の被害）畜産（家畜、家きん、畜産物、畜舎等の被害）
上下水道課	水道施設被害報告	断水戸数、水道施設の被害
	下水道施設被害報告	排水不能戸数、下水道施設の被害
観光交流課	観光業の被害報告	観光業、観光施設の被害
商工労政課	商工業の被害報告	商工業の被害
教育総務課	文教施設被害報告	小中学校、幼保園等施設の被害、授業の状況
生涯学習 スポーツ課	社会教育施設被害報告	体育館等の被害
文化課	文化財被害報告	文化財の被害
	文化施設被害報告	文化施設の被害

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。全壊、又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役所庁舎、コミュニティセンター及び図書館等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震、又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市又は市の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって、同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸及び地すべり等防止法第2条第2項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設とする。
	港湾施設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸、又はこれに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路、又は農地若しくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体、又はその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設及び水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業共同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、又は水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用、又は公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具及び操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業、又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。

(その他)

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、**未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入**すること。
- (2) 災害に対しとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第4号様式（その2） 別紙

都道府県名 ()

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

[illegible]

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設		千 円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千 円			解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円	災 害 対 策 本 部 名					
小 計		千 円						
公共施設被害市町村数		団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円						
	林 産 被 害	千 円		計	団 体			
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
							計	団 体
	そ の 他	千 円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千 円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死 者	人							
		うち 災害関連死者	人						
		行方不明者	人						
		負傷者	重 傷	人					
			軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	そ の 他	棟							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
その他の公共施設		千円							
そ の 他 被 害		千円							
被 害 総 額		千円							
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

第3号様式 災害年報

都道府県名

災害名 発生年月日								計
区分								
人的被害	死 者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住家被害	全 壊	棟						
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
	非住家	公共建物	棟					
そ の 他		棟						
そ の 他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
の 他	学 校		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 り よ う		箇所					
	河 川		箇所					
	港 湾		箇所					
	砂 防		箇所					
	清掃施設		箇所					
	鉄道不通		箇所					
	被害船舶		隻					
	水 道		戸					

		都道府県名					計
発生年月日	災害名						
	区分						
電	話	回線					
	気	戸					
	ガ	ス					
	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計			千円				
	公共施設被害市町村数		団体				
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他							
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人

第6節 災害広報計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、各支所、市民生活課

【実施計画】

気象状況、災害応急対策の実施状況等災害に関する情報の広報活動を適切に行い、災害時における社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第1 災害広報資料の収集及び保存

1 情報等の収集要領

市は、関係各課による情報収集のほか、必要に応じ、秘書広報課を現地に派遣して情報収集並びにカメラ及びビデオカメラによる撮影を行う。

2 作成及び収集すべき資料等

市は、災害広報に必要な資料及び記録を保存するため、秘書広報課において、おおむね次に掲げるものを作成又は収集する。

- (1) 広報担当者等の撮影した災害写真、災害映像
- (2) 防災関係機関及び市民が取材した災害写真、災害動画
- (3) 報道機関等による災害現地の取材写真、航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真、その他
- (5) 災害現場における録音、記述、その他による記録

第2 災害広報の実施

市は、災害の状況に応じて各防災関係機関と緊密な連絡をとり、統制のとれた情報を迅速に発表する。

1 市民に対する広報

市は、市民に対して、防災行政無線、サイレン・警鐘、登録制防災行政メール、緊急速報メール（エリアメール）等による伝達及び報道機関や市ホームページ、広報車、広報紙等を通じた災害広報を実施する。

(1) 広報内容

- ① 気象関係予報・警報等
- ② 災害の現況及び予測
- ③ 市、その他防災関係機関の対策状況
- ④ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ⑤ 避難措置、その他の市民の保護措置
- ⑥ 治安・警備・その他の市民の士気、相互扶助の高揚に関する事項
- ⑦ 市民の生活確保、指導に関する措置

(2) 広報手段

① 防災行政無線による広報及び伝達

災害発生の直後から、防災行政無線により広報する。

② 広報車による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

③ 登録制**防災行政メール**による伝達

防災行政メールを登録している市民や職員に対し、気象情報、災害時の避難指示等、災害緊急情報をメール配信し、情報を伝達する。

④ 緊急速報メール・エリアメールによる伝達

市内に在圏しているNTTドコモ、ソフトバンク、auの携帯電話に緊急地震速報、避難指示等の情報を一斉に配信し、市民への周知を行う。

⑤ 広報紙等による広報

複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、必要に応じて、文字情報としての広報紙等を作成、配布する。

ア 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙等の印刷発行を行う。

イ 配置場所

通常の配布が困難である場合は、避難所等、被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点に行う。

ウ 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、FAX等の伝達手段も可能な限り活用する。

⑥ インターネットを活用した広報

市ホームページ等を活用して、災害に関する情報や避難情報等を提供する。

⑦ 行政チャンネルを活用した広報

データ放送や緊急L字放送を活用して、災害に関する情報や避難情報等を提供するとともに、必要に応じて、臨時放送を行う。

⑧ 報道機関による広報

報道機関を通じ、市民に対して必要な情報や注意事項及び市の対策などを周知徹底する。なお、市が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）を県と連携を図りながら活用し、周知する。

ア 報道機関との連携

(ア) 災害発生直後は、主に報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。特に、テレビ・ラジオの利用が有効であることから、日本放送協会福井放送局及び民間放送各社に対し広報事項の放送を依頼する。

(イ) テレビ・ラジオ番組を利用し、地域に密着した災害関係情報の広報を行う。

イ 報道機関に対する情報提供

収集した災害に関する情報や対策等は、広報担当者を通じ原則として定時に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報については臨時に発表する。

また、必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速かつ的確な報道について協力を得る。報道機関から災害対策本部等への取材や情報提供は、プレスルームで行う。

なお、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

⑨ その他広報媒体の活用

報道機関、広報車、広報紙のほか、写真若しくはポスター等を掲示する。

また、必要に応じ自衛隊の協力を得て、航空機によるビラ散布を行う。

2 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。

3 県及び関係諸官庁に対する広報

市は、被害状況、被害写真、情報、報告及び要望事項等を県、関係諸官庁に対し広報する。

第3 相談窓口・情報提供窓口の開設

市は、災害が発生した場合には、被災者等から幅広い相談に応じる総合相談窓口を開設する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第4 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、福祉総合相談課、関係各課

【実施計画】

災害の発生により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病等により生活困窮に陥った被災者に対して、被災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で応急的に必要な救助を実施する。

第1 実施機関

災害救助法の適用による応急救助は、法定受託事務として知事が行うこととされている。ただし、救助事務の実施について、その一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第2 災害救助法の適用に関する事項

1 適用基準

- (1) 基準世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数）が80世帯以上である場合
 - (2) 県全体の基準世帯数が1,000世帯以上で、市内で40世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
 - (3) 県全体の基準世帯数が5,000世帯以上で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- なお、この場合は住家の滅失には関係ない。

2 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。

3 適用手続

- (1) 市は、災害に際し、市域における災害が前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合、本部長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用申請手続を行う。
- (2) 市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

◆救助の種類◆

救助の種類	実施者※	実施の期間
避難所の設置	市	7日
災害にかかった者の救出	市	3日
炊き出しその他による食品の給与	市	7日
被服寝具その他生活必需品の給貸与	市	10日
飲料水の供給	市	7日
応急仮設住宅の供与	県	20日以内着工
災害にかかった住宅の応急修理	市	3ヵ月以内完成
医療及び助産	県	14日及び7日
死体の搜索、処理、埋葬	市	10日
障害物の除去	市	10日
学用品の給与（教科書）	市	1ヵ月以内
（文房具等）	市	15日以内
応急救助のため輸送	市	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	市	救助種目ごとの救助期間中

※「実施者」は、県から市への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と市が調整する。

第3 個別適用計画

1 避難所の開設及び収容

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、コミュニティセンター等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、電話又は電報で情報提供する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

市において決定する。

なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。

また、仮設住宅を建設するに当たって、その場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に救助事務の一部として委任できる。

◆（参考）入居者基準◆

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が全壊（焼）、流失した世帯○ 居住する住家がない世帯○ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯<ul style="list-style-type: none">・生活保護法の被保護者及び要保護者・特定の資産のない失業者・特定の資産のない母子家庭・特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者など |
|--|

(4) 建設の構造及び規模並びに費用の基準

① 建坪：1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模

② 構造：1戸建、長屋建のいずれか適当なもの

③ 費用：知事が定める額

(5) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また、食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際市は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

① 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

② 一般の病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

③ 施術者による場合

協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、坂井健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日本赤十字社医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を搜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いときなど、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であり、自己の資力では応急修理を行うことができない世帯に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から3ヵ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6ヵ月以内に完成するものとする。

(2) 修理箇所及び費用の基準

修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分について行う。また、費用は知事が定める額とする。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(2) 適用期間

教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 死体の搜索、処理、埋葬等

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬等を実施する。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬等に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

(3) 費用

費用の限度はロープ、スコップその他障害物の除去のための必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内 (内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。)
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(注) 災害救助法が適用された場合は、市において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(2) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 輸送力の確保

① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

② 市及び県は動員できる車輛(ジープ、大型トラック等)、船艇を把握しておくものとする。

- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第8節 避難計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、税務課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、環境推進課、教育総務課、学校教育課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

災害時において、危険区域内にある居住者、滞在者その他の者を安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所に収容し、人命被害の防止及び軽減を図る。

第1 避難情報等の種類

避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は以下のとおりとする。

	警戒レベル	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	—	①避難指示までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ・コミュニティセンター等を自主避難所として開設し、職員（保健師等）を派遣 ・自主避難所を開設した旨を対象区長へ連絡	①市民は、必要に応じ、自主的にコミュニティセンター等へ避難 ②自主避難の際、必要な食料、飲物、日用品等を持参 ③避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
高齢者等避難	警戒レベル3	①避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	警戒レベル4	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ②災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ③指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う

	警戒レベル	発令時の状況	市民に求める行動
緊急安全確保	警戒レベル5	①人的被害の発生または切迫した状況	①既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

第2 避難の準備情報、指示

1 避難指示等の実施責任者及び基準

市長又は法令で定める実施責任者は、次の基準により、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する。

事項 区分	実施責任者	措置	種別	実施の基準例
高齢者等避難	市長 [災対法 56 条]	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	洪水予報河川(国) 九頭竜川	1～4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			洪水予報河川(県) 竹田川	1～4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			水位周知河川(県) 兵庫川	1～4のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1 水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 2 水位観測所の水位が水防団待機水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			土砂災害	1～3のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

事項 区分	実施責任者	措 置	種別	実 施 の 基 準 例
避 難 指 示	市 長 [災対法 60 条]	立退きの指示及び立退き先の指示	洪水予報河川(国) 九頭竜川	1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			洪水予報河川(県) 竹田川	1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が 氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき等 に到達したと発表された場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			水位周知河川(県) 兵庫川	1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 水位観測所の水位が 氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき等 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
			土砂災害	1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
	知事又はその命を受けた職員 [水防法 29 条] [地すべり等防止法 25 条]	立退きの指示	—	洪水・津波・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 [災対法 61 条]	立退きの指示及び立退き先の指示	—	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 [警察官職務執行法 4 条]	警告 避難の措置	—	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 [自衛隊法 94 条]	避難について必要な措置	—	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

事項 区分	実施責任者	措 置	種別	実 施 の 基 準 例
緊急安全確保	市 長 (災害対策基本法 60 条)	緊急安全確保措置 (高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	—	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたとき等
	知事およびその命を受けた職員 水防管理者 (水防法 29 条)	緊急安全確保措置 (屋内での待避等)	—	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61 条)	緊急安全確保措置	—	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法 4 条)	警 告 避難の措置	—	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法 94 条)	避難の措置	—	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難指示等の判断基準の策定

市は、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。

また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

市は、避難情報の発令を通して住民の主體的な避難行動の判断基準を提供するため、県がインターネット等で公表する雨量や土砂災害警戒情報等及び県管理河川に整備された水位計や河川監視カメラによる情報を活用するよう努める。

なお、避難行動要支援者の避難については、避難が夜間に及ぶおそれのある場合、日没前に避難が完了できるよう高齢者等避難を発令するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努める。

また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まったほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことも留意する。

3 避難指示等実施責任者の代理規定

市長不在時における避難指示等発令に係る職務代理者は「第1編 第3章 第1節 第2 4 権限委譲措置」に準ずる。

4 避難指示等の助言

市は、避難指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家

の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

5 避難指示等の発令方法

市は、避難指示等の判断基準に基づき、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等に応じ、時期を失することなく避難指示等を発令する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

市は、市民等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域を適切に設定する。特に、人口や面積の規模が大きい地域においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、避難指示等を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが原則となるが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民等にも周知する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

6 避難指示等の伝達

(1) 伝達内容

市は、避難指示等の発令を行うときは、市民が生命に係る危険であることを認識するなど具体的で判りやすい内容とするよう努め、次の事項を伝達する。

- ① 避難を要する理由
- ② 避難の対象地域
- ③ 避難場所の指定
- ④ 避難経路
- ⑤ 火気の始末、ブレーカー断等の確認
- ⑥ その他必要な事項

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(2) 伝達手段

市は、サイレン・警鐘、防災行政無線、標識、一斉電話配信システム、**防災行政メール**、緊急速報メール（エリアメール）、拡声器、ケーブルテレビ及び広報車等あらゆる広報手段により、市民等に対して速やかに伝達する。

(3) 避難広報の要請

① 報道機関

市は、報道機関にテレビ、ラジオによる避難の広報について要請する。

② 県等

市は、県、県警察本部、第八管区海上保安本部対し、ヘリコプターによる広報の協力について要請する。

7 避難指示等の解除

市は、十分に安全性を確認した上で避難の必要がなくなったときは、避難している市民等に対して直ちにその旨を周知する。

8 報告等

(1) 知事への報告

市は、避難指示等を発令したとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(2) 関係機関への連絡

市は、避難指示等を発令したとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。また、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

(3) 市長に対する通知

警察官等は、避難の指示を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

1 実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

◆警戒区域の実施責任者及び基準◆

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
市長 [災対法 63 条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 [災対法 73 条]	同上	上記の実施の基準の場合において市長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 [災対法 63 条]	同上	同上
自衛官 [災対法 63 条]	同上	同上
消防長又は消防署長 [消防法 23 条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
	への出入りを禁止し、若しくは制限する。	発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警 察 署 長 [消防法 23 条の 2]	同上	上記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消 防 吏 員 又 は 消 防 団 員 [消防法 28 条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警 察 官 ※ [消防法 28 条]	同上	上記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

※ 警察官は、消防法第 28 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

本部長は、警戒区域の設定について警察と連絡調整を行う。

また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、警察、**嶺北消防組合**、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

第 4 避難誘導等

1 避難の事前準備と留意事項

市は、避難の準備等について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

(1) 事前準備

- ① 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気、その他危険物の始末を完全に行うこと。
- ② 台風期には風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。
- ③ 会社、工場、事業所等にあつては、実情に即した緊密な防災計画を作成し万全の措置を講じておくこと。
- ④ 浸水によって流出拡散のおそれがある油脂類、消石灰、放射性物質等、危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。
- ⑤ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

- ① 食料、水筒、タオル、トイレットペーパー等、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、ラジオ、印鑑等を携行すること。
 なお、これら携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした布袋等に入れておくこと。
- ② 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け必ず帽子をかぶり、季節によっては雨合羽又は防寒具を携行すること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを円滑かつ安全に行うため、誘導責任者を各区長が担当することとし、必要に応じ警察署、消防団に協力を求める。
- (2) 避難に当たっては、要配慮者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難経路は、あらかじめ地区ごとに選定した経路とする。ただし、災害の状況によりこの経路を経ることが困難又は危険と認められるときは、誘導責任者が代替の経路を決定する。

その他の場所を避難所とした場合は、誘導責任者がその都度避難経路を決定する。

4 運送事業者による被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第5 避難所の開設、運営等

1 避難所の開設及び周知

市長は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

市は、災害時、必要に応じてあらかじめ資料編で定めた指定避難所を開設するとともに、市民等に対し周知徹底を図る。そして、開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報する。

また、災害が発生していない場合であっても、市民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の所在地、名称及び収容能力については、あらかじめ把握し、表示するとともに、日常より市民に周知を図っておくものとする。

2 収容対策

市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容し、保護する。

(1) 避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にプレハブを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した指定避難所が使用できないときは、市長は、知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、資材の確保が困難な場合は、県に対し必要な資材のあっせんを要請する。

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより

快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

市は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(2) 避難所開設状況連絡

本部長は、避難所を設置した場合、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話又は電報で情報提供する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

3 避難所の管理・運営

市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。併せて、福祉的な支援も行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(1) 管理責任者

- ① 指定避難所に避難所支援員を配置する。
- ② 避難所支援員は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。
- ③ 避難所支援員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。
- ④ 避難所支援員は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。
- ⑤ 避難所にかかる記録、報告書作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 避難所における業務

指定避難所を開設したときは、次の事項による業務又は記録をしなければならない。

- ① 一般的事務
 - ア 避難者の受付
 - イ 避難者に対する情報の伝達

- ウ 救護所の設置場所の選定
- エ 避難所に配布された食料等物資の管理
- オ 給食時刻の調整
- カ 救助食料の配布
- キ トイレその他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
- ク 避難所に充てられた施設の保全管理及び管理者との連絡協議
- ② 記録に関する事項
 - ア 避難所勤務状況の記入
 - イ 日誌の記入
 - ウ 物品の受払簿の記入
 - エ 避難者名簿の調製
 - オ 避難状況調書の記入
- ③ 報告に関する事項
 - ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
 - イ 避難所状況の報告
 - ウ その他状況に応じての随時報告
- (3) 避難所の運営
 - ① 維持管理体制の確立

指定避難所に配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーを補助する者を専任する。

維持管理体制の確立に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。
 - ② 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者及び施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。
 - ③ 情報の提供

市は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。
 - ④ 平常体制への復帰

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。
- (4) 要配慮者への配慮

避難所に高齢者、障がい者等要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行う。
- (5) 避難所における生活環境の整備

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。**栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。**

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

4 被災者へのケア

- (1) 市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。
- (2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。**車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約**

し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

5 避難所の閉鎖

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

また、避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活と施設の本来機能の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室、民間賃貸住宅及び空き家等の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図り、避難所の早期閉鎖に努める。

第6 広域避難

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

市は、地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

市は、事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

(1) 広域一時滞在の協議等

災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ時間がないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

市は、指定避難所および指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 助言の要請

市は、必要に応じて、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

3 避難者の把握

市は、市外等に多数の避難者が発生した場合には、全国避難者情報システムなどを活用し、市外等避難者の把握に努めるとともに、市外等避難者に対する諸手続きがスムーズに行われるような体制づくりに努める。

4 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び市町、事業者は、避難者のニーズを十分把握する

とともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第7 防災上特に重要な施設の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の防災上特に重要な施設の管理者等は、市、関係市町、警察、消防関係者等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期する。

特に、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、市は、不特定多数の者が利用する施設においては、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

1 防災上特に重要な施設

- (1) 学校、幼稚園等の文教施設
- (2) 医療施設
- (3) 保育所、老人ホーム、障がい者施設等の社会福祉施設
- (4) 大規模小売店舗、興行場、旅館等の不特定多数の者が利用する施設

2 避難計画に定める事項

- (1) 防災責任者
- (2) 情報収集方法及び誘導者
- (3) 避難所
- (4) 避難時の応急保護

3 情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

4 避難誘導活動

- (1) 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
- (2) 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

5 要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（福祉避難所の設置も含む。）を確保する。

- (1) 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療機関との連絡体制の確保
- (3) 防災関係機関との連絡体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制の確保

第8 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第9節 救出計画

【主な実施担当】

嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を整備し、災害又は事故のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出してその者を保護する。

第1 実施体制及び救助対象者

1 実施体制

市及び嶺北消防組合、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとで救出活動を実施する。

2 救助対象者

救出する対象者は、災害が直接の原因となって、現に速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とし、おおむね次の内容とする。

- (1) 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震の際に倒壊家屋等の下敷きになったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ④ なだれ、土砂災害等により生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 事故（交通事故等）のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

第2 陸上における救出対策

陸上における救出は、坂井・坂井西警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

1 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、消防団員や市民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期の救出活動に努める。

2 市、消防、警察等の応急対策

- (1) 市及び嶺北消防組合は、消防職員を主体に、市の職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、坂井・坂井西警察署と協力して迅速な救助に当たる。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

- ① 救助体制の整備
災害時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、高度救助隊、特別救助隊又は救助隊の整備を図る。
- ② 救急救護体制の整備
集団救急救護活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。
- ③ 傷病者搬送体制の整備
救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。
- ④ 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

- (2) 市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、福井県広域消防相互応援協定や福井県・市町災害時相互応援協定に基づき県、他の市町及び他の市町消防に応援を要請する。
- (3) 災害現場に出動した消防職員、警察官等は、危険箇所の監視又は警らを行い、傷病者及び生命の危険に瀕している者の発見に努め、全力を尽くして救出に当たる。
- (4) 災害の発生したところは、必要に応じて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出に当たる。

第3 空からの救出対策

市は、航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、あらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、関係機関に要請し、空からの機動的な救出活動の実施を図る。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 県警察ヘリコプター
- (3) 自衛隊
- (4) 海上保安庁

第4 海上における救出対策

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、福井海上保安署を中心に、坂井西警察署その他の関係機関と連携協力し、必要な措置をとる。

1 福井海上保安署

- (1) 被害規模の情報収集を行い、所要の活動体制を確立する。
- (2) 海上における捜索救助は、巡視船艇及び航空機等により行い、必要に応じて民間救助組織等に出動を要請する。
- (3) 救助の内容
 - ① 海上又は船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容
 - ② えい航、防火、防水、座礁の引下し作業及び監視
- (4) 市、坂井西警察署その他関係機関と連携協力して実施する。

2 坂井西警察署

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- (2) 警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

3 市

水難救護法による人命、船舶の救助を行う。

第10節 要配慮者応急対策計画

【主な実施担当】

市民協働課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

災害発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 要配慮者への避難支援

1 迅速な避難の実施

要配慮者は機敏な動作がとれないため避難が遅れがちとなり、人的被害が拡大するおそれがある。要配慮者の避難支援を行う場合、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、誘導員は、平常時から避難の方法について検討するとともに、次の点に留意して要配慮者を保護できる場所を確保するように努める。

- (1) 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療・介護関係者との連絡体制の確保
- (3) 防災関係機関との連絡体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制の確保

2 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

市は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、他の社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難及び避難の受入れについての情報収集、提供を行う。

3 要配慮者への配慮

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉部局との連携のもと次の措置を講じる。

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。
- (2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
- (5) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。
- (6) 避難所・居宅に対し、保健師等による巡回健康相談を実施し、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (7) 老人福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。
- (8) 社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

4 巡回健康相談の実施

市は、県と協力し、保健センター等を拠点として、在宅並びに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

第2 避難行動要支援者に対する対策

市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。

1 避難行動要支援者の避難支援対応

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

② 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

③ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

2 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

3 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認等

- (1) 被害が予想される場合、県と連携のもと、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- (2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

第3 児童に係る対策

市は、保護者を亡くした乳幼児等について、児童相談所を通して必要な措置を講じる。

第4 外国人に係る対策

1 外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

県、市および福井県国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

4 災害多言語支援センターの設置による支援

県と福井県国際交流協会は、災害により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、市と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応、通訳派遣支援等を行う。

第11節 食料供給計画

【主な実施担当】

各支所、**市民協働課**、監理課、社会福祉課、高齢福祉課、農業振興課、林業水産振興課、商工労政課、学校教育課

【実施計画】

災害発生時において、関係機関の協力のもと、被災地の市民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第1 食料の供給方針

1 食料の供給対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- (4) 旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 応急供給の取扱い

- (1) 供給の申請手続き及び数量

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供 給 対 象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	本部長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	本部長と災害発生機関が協議

- (2) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実情等によっては弁当、生パン、乾パン等及び麦製品とする。

第2 備蓄・調達計画

市は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

1 災害救助用米穀等以外の米穀

管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に態勢を整えておくものとする。

2 個人の備蓄

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料備蓄について普及啓発を図る。

3 市の備蓄

各支所、指定避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など要配慮者向けの食料の備蓄にも努める。

4 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

5 要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

6 食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

7 県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

8 農林水産省への要請

(1) 政府所有米の調達手続き

政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長は直接政策統括官に要請する。

知事及び本部長は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

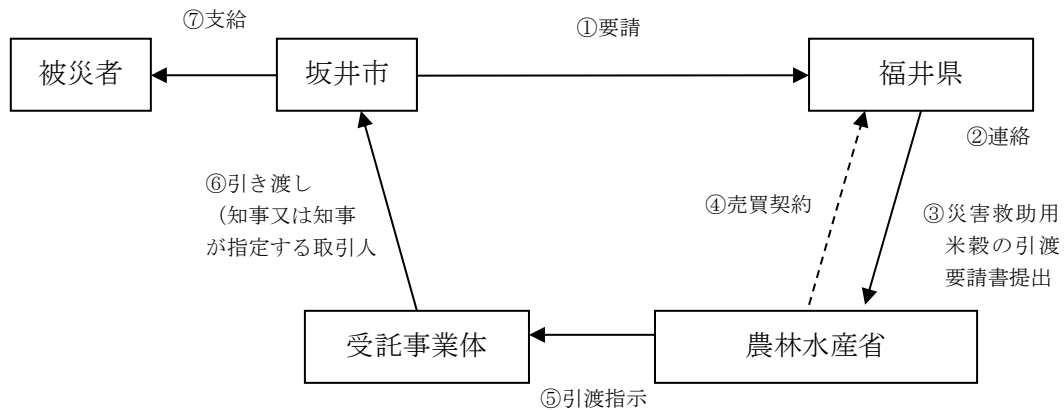
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

(2) 政府所有米穀の受渡し系統

① 市からの要請を受け、県が要請する場合

市から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。

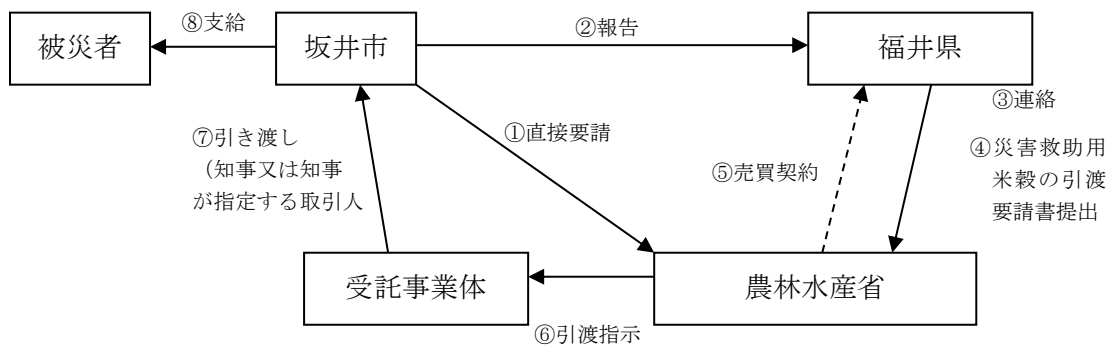
◆政府所有米穀の受渡し系統（県に要請する場合）◆



② 市が直接、要請した場合

市が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。

◆政府所有米穀の受渡し系統（直接要請する場合）◆



第3 食料の集積及び搬送

1 食料の集積

応急食料の集積場所は、「坂井体育館」とする。

2 食料の搬送

市は、次のとおり食料の輸送を行う。

- (1) 備蓄食料は、集積場所から各避難所に搬送する。
- (2) 調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送する。（搬送が困難な場合は集積場所に一時集積し、各避難所へ搬送する。）
- (3) 救援食料は集積場所に一時集積し、仕分けの上、各避難所へ供給する。
- (4) 集積場所から各避難所への搬送は市有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

第4 食料の供給

1 食料の供給方法

市は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点を考慮の上、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

- (1) 食料の供給は、原則として避難所で実施する。

- (2) 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。
- (4) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。
- (5) 食料の受取が困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。
- (6) 災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。

また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

2 炊き出しの実施

- (1) 市は、赤十字奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センター等の既存の給食施設を利用して炊き出しを行う。
なお、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 炊出所には責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに関係事項を記録する。
 - ② 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と缶詰の副食などを考慮する。
- (2) 市において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準を明示して業者から購入し、供給する。

3 食料供給時の留意事項

市は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

- (1) 炊出所には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、監理課、商工労政課

【実施計画】

災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について確保し、供給を迅速かつ確実に行う。

第1 生活必需品等の供給方針

1 給与及び貸与対象者

生活必需品等の給与及び貸与の対象者は、全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他、生活必需品を損失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

3 給付又は貸与の内容

- (1) 夏季、冬季それぞれについて、救助物資購入（供給）計画をたて、これにより購入し、給付又は貸与する。
- (2) 所要物資は、市内において調達が困難なときには、県に依頼する。
- (3) 支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

寝具	就寝に必要な毛布及び布団など
外衣	普段着、作業衣、婦人服、子供服など
肌着	シャツ、パンツなど
身回品	タオル、長靴、靴下など
炊事用具	なべ、かま、包丁など
食器	茶わん、皿、箸など
日用品	石けん、トイレットペーパー等、歯ブラシ、歯磨き粉など
光熱材料	マッチ、ロウソク、灯油など

第2 備蓄・調達計画

1 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、非常持出品備蓄を行うよう普及啓発を図る。

2 市の備蓄

市は、各支所、指定避難所単位に、生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

3 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体又は小売業者等と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 要配慮者への配慮

市は、物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第3 物資の集積・保管及び搬送

1 物資の集積及び保管

市は、調達した物資及び県等から援助を得た物資を「坂井体育館」に集積するとともに、適正に保管する。

2 物資の搬送

- (1) 市は、集積・保管された物資の必要数量を確認し、指定避難所単位に仕分けして指定避難所へ配送する。
- (2) 流通業者による生活必需品の輸送は、原則として、調達を要請された流通業者が指示された避難所等に輸送を行う。

第4 配布方法

避難所に配送された物資は、各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。

また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配付する。

第13節 給水計画

【主な実施担当】

上下水道課

【実施計画】

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない市民に対し、衛生的で清浄な飲料水の供給体制の確立を図る。

第1 飲料水の供給方針

1 給水量

被災者に対する最低給水量は1日1人当たり3ℓとし、給水力の強化及び上水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

2 水源及び給水資機材の確保

市は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

- (1) 給水用資機材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくとともに各種災害に備え、各家庭、各事業所において10ℓ～20ℓ入りポリ容器を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底を図り、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。
- (2) 上水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたときは、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。
- (3) 被災地での給水が困難な場合、又は輸送による給水が困難な場合は、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。

なお、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。

- (4) 市域で応急給水用の水源が確保できないときは、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

3 消毒用薬品資材の確保

消毒用薬品資材の確保については、必要最小限保管しておくものとする。

4 県及び他の市町との協力

市単独での飲料水の応急給水が困難な場合は、県及び近隣市町に協力を要請する。

第2 備蓄・調達計画

1 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、市民に対し、飲料水の備蓄について普及啓発を図る。

2 市の備蓄

市は、各支所、指定避難所単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

3 取水（給水源）

市は、被災地区に対する給水源となる水道施設を選定し取水する。

- (1) 消火栓等による取水
飲料水の取水は、公設消火栓とし、消火栓からの取水とする。
- (2) 井戸による取水

水道施設の使用が不能なときは、井戸水の活用を実施する。市はあらかじめ市内の井戸の水質検査を行い、飲料水として適当な井戸の所在を把握しておくものとする。

なお、取水の際には、坂井健康福祉センターの指導のもとで行う。

- ① 水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。
- ② 水質検査の結果、飲用に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

第3 飲料水の供給

1 給水方法

飲料水の給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行えるよう努める。

(1) 給水車による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者並びに炊出所、更に市域を小学校通学区域に分けて拠点を設け、これを中心に重点給水する。

(2) 容器による給水

病院、医院等において、給水車での給水が不可能な場合で緊急給水しなければならない施設に対しては、ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等容器により給水する。

(3) ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営し給水する。

2 飲料水の運搬等

市は、飲料水の運搬のための車両、舟艇等の借上げを行うとともに、必要な人員及び容器の調達をする。

第4 水道施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、市が必要に応じ坂井市内の管工事業協同組合等の出動を要請し、復旧に当たる。

また、応急復旧のための資材を確保する。

第5 消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保

市は、消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保に努めること。

第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

【主な実施担当】

環境推進課、都市計画課

【実施計画】

災害のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができないもの又は応急修理をすることができないものについて、応急仮設住宅を設置し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講じる。

第1 実施機関等

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施する。

なお、市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

第2 応急仮設住宅の供与

1 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、災害救助法の基準に準じて応急仮設住宅を建設し一時的な居住の確保を図る。

2 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は市が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、市はそれに協力する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

市は、男女共同参画による応急仮設住宅の適切な運営管理を行うとともに、男女双方の視点に配慮した安全の確保、孤独死や引きこもりを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 応急仮設住宅からの退去

市は、入居者に対して、応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するもので、その目的が達成されたときは撤去されるべきものであることを、徹底するとともに、住宅のあっせん

等を積極的に行う。

5 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

第3 住宅の応急修理

市は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法の基準に準じて応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

第4 応急危険度判定制度

1 被災建築物応急危険度判定

市は、建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、必要に応じ、県に被災地へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

2 被災宅地危険度判定

市は、宅地の盛土斜面及び石垣などの擁壁の崩壊等による二次災害の防止を図るため必要がある場合、県に対して被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

派遣された被災宅地危険度判定士は、現地調査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

第5 公営住宅等の活用

市は必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用として市営住宅の空き家を活用し、被災者を一時入居させる。

なお、市営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し公営住宅の活用について応援を要請する。

また、必要に応じて被災者に空き家情報バンクの情報を提供する。

第15節 医療救護計画

【主な実施担当】

健康増進課、三国病院

【実施計画】

災害のため、医療機関が混乱し、市民が医療の途を失った場合、関係機関の協力のもと、応急的に医療又は助産を実施し、傷病者等の救護を図る。

第1 医療救護活動体制の確立

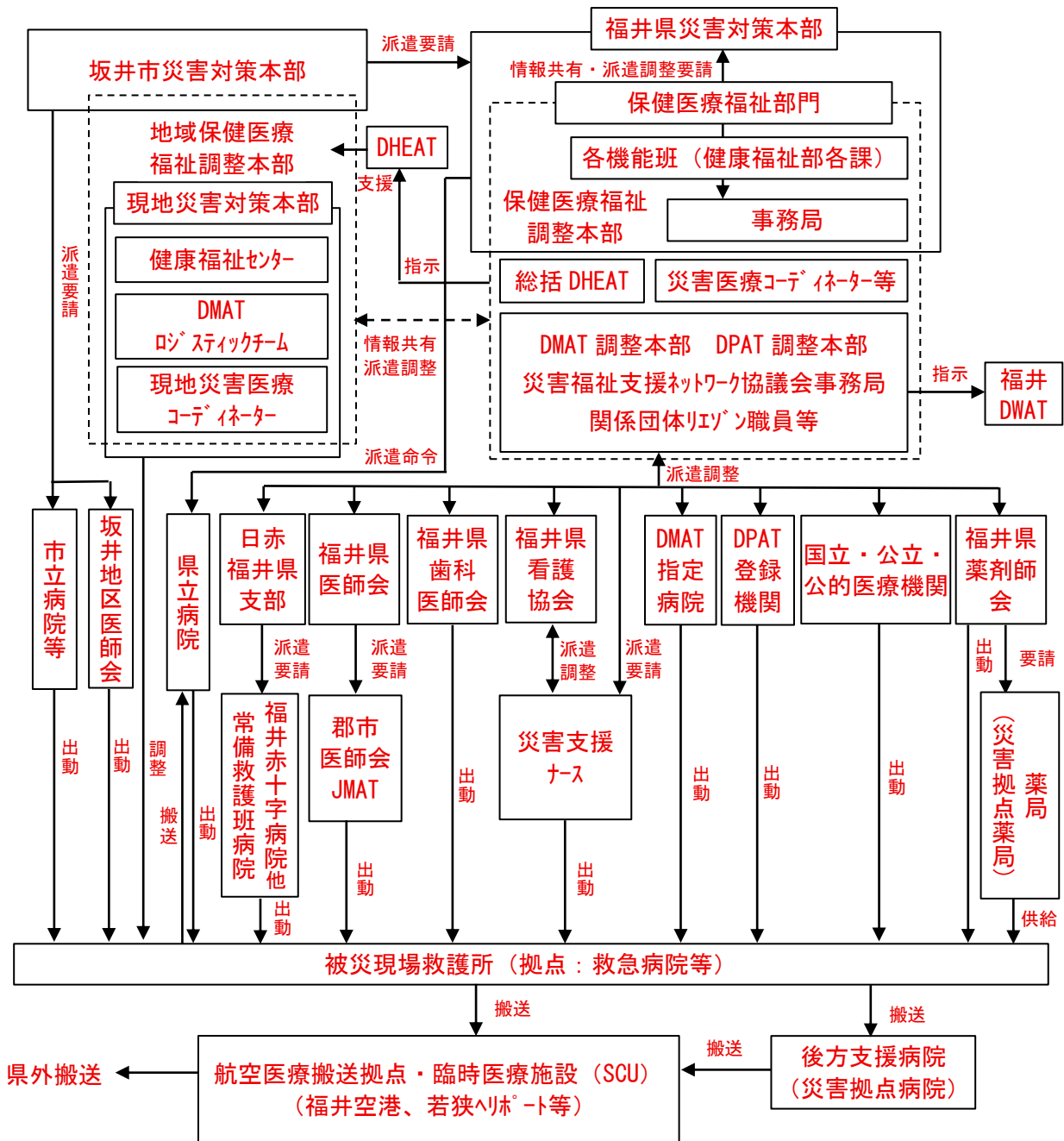
1 市の措置

- (1) 負傷者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置並びに医薬品、医療用具及び衛生材料（以下「医療品等」という。）の手配等必要な措置を講じる。
- (2) 市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

2 県に対する医療活動の要請

- (1) 医師等の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配
- (2) 県立病院等への医療要請
- (3) 日本赤十字社福井県支部、県医師会、坂井健康福祉センター、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院、その他の医療機関の協力の要請

◆災害時医療活動体系図◆



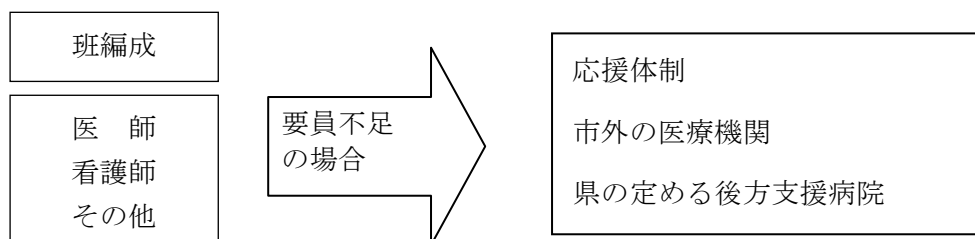
- ・災害医療コーディネーター
必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。
- ・DMATロジスティックチーム
地域保健医療福祉調整本部において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。
- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）
日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携をとって災害医療に当たる。
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）
精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを日本DPATとする。
- ・災害支援ナース
県の要請により、現場活動、病院支援、診療補助などの医療救護活動を行う。
- ・医療救護所
患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。
- ・拠点医療救護所及び後方支援病院
救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。
県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。
- ・航空搬送拠点
県内の医療機関では対応しきれない事態の場合は、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置する。

第2 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため、市は、体制を整備し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の確保に努める。

1 救護班の編成

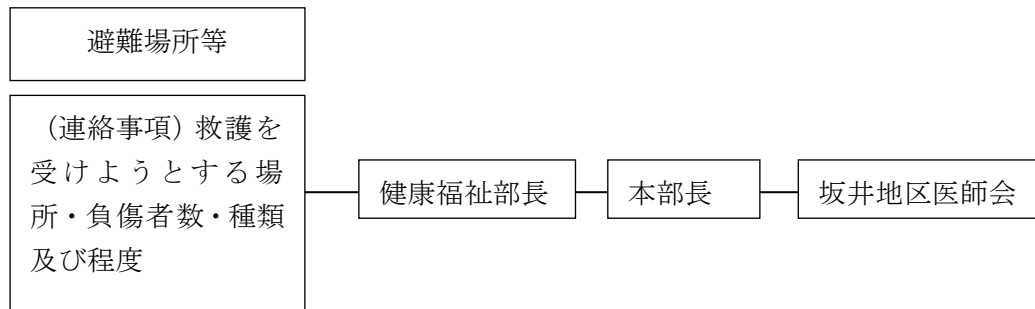
市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）で1班を編成する。



2 救護班の派遣要請（坂井地区医師会・県医師会等）

市で編成する救護班のみでは対応が困難な場合、市は、坂井地区医師会に対して救護班の派遣を要請し、更に不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。

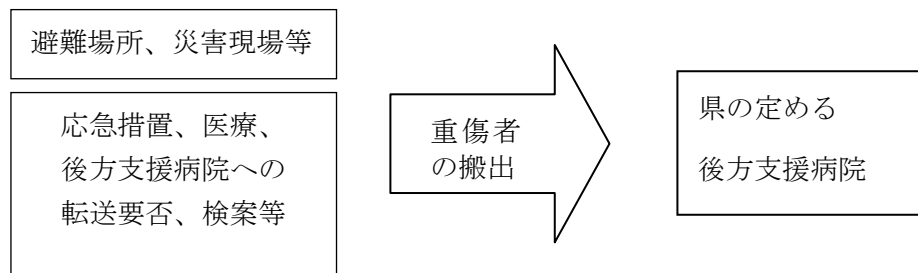
また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。



3 医療救護所の設置

市は、災害の規模及び患者の発生状況により、「第1編 第3章 第8節 避難計画」に定める避難所（資料編）のうち、適当な場所を選んで救護所を設置する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

なお、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合は、学校の保健室等に医療救護所を増設する。



4 応急救護所の設置

市は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

5 応急医療の内容

- (1) 医療及び助産の対象者とその範囲及び期間は、「災害救助法」の適用範囲とする。
- (2) 応急医療は、救護班が医療救護所等において次のように実施する。
 - ① 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
 - ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 重症者に対する応急処置
 - ④ 転送困難な患者に対する医療の実施
 - ⑤ 助産救護
 - ⑥ 死亡の確認

第3 後方医療との連携

市は、医療助産処置の迅速かつ的確な実施を図るため、県立病院及び坂井健康福祉センター等の県の機関へ連絡をとり、後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握するとともに、傷病者の傷害程度の区分に応じ、応急医療で対応できない重傷者等については、後方医療機関への搬送及び収容を行う。

第4 医療薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材は手持品を繰替え利用するが手持品がなく不足した場合、市は、取扱業者から調達する。

なお、市内において確保不能又は困難な場合は、県に要請する。

第5 患者等の搬送力の確保

1 搬送体制の確保

市は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保するものとし、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図る。

2 救護所・後方医療機関への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- (1) 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- (2) 救護所から後方医療機関への一次搬送は、**嶺北消防組合**が関係機関の協力を得て行う。
- (3) 患者に二次搬送の必要性が生じた場合は、原則として**嶺北消防組合**がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、市は、県又は自衛隊に二次搬送の応援を要請する。

第6 こころのケア体制の確立

市は、災害時におけるこころのケアにも十分配慮し、県による精神科救護所の開設、精神科医等による巡回相談等に協力して被災者の精神ケア体制の確立に努める。

また、必要に応じ、県に対して災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

（注）災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第7 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるよう努める。

第8 坂井健康福祉センター等への連絡

市は、医療助産の処置の実施に協力するため、県立病院及び坂井健康福祉センター等の県の機関へ連絡をとる。

第16節 ボランティア受入計画

【主な実施担当】

市民協働課、坂井市社会福祉協議会、坂井市災害ボランティアセンター連絡会

【実施計画】

大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる。

なお、救援活動へのボランティアの受入れに当たっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮する。

また、実施主体は、市災害ボランティアセンター連絡会が当たり、市は、市災害ボランティアセンター連絡会のボランティア受入活動の支援を行う。

第1 ボランティアの種類及び対応

ボランティアの種類	今後の対応の方向
(1) 日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している者	希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
(2) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
(3) 応急危険度判定士	応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
(4) 市内外のボランティア希望者	① 市災害ボランティアセンター連絡会は、災害ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を災害対策本部に設ける。規模に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。 ② 市災害ボランティアセンターは、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるよう協力する。 ③ 市災害ボランティアセンターは、ボランティアと相互に情報交換を行い、宿舍、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。 ④ 市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携し、受入対策について支援する。

第2 災害時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場合に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。また、市は、市災害ボランティアセンター連絡会や社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1 市の受入支援体制

(1) ボランティアニーズの把握

市災害ボランティアセンター連絡会は、市や社会福祉協議会、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

(2) ボランティア受入窓口

市災害ボランティアセンター連絡会は、「坂井市災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う。設置・運営方法については、マニュアルを作成し、整理する。

市は、市災害ボランティアセンター本部に対して把握したボランティアニーズの情報を提供し、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行うとともに、市災害ボランティアセンター本部と連携し、受入体制の整備や運営面での支援を行う。

(3) 活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター本部は、市災害ボランティアセンター連絡会の構成団体を中心に、日本赤十字社福井県支部やボランティア団体、NPO、専門職組織、地域関係者等との連携・協働によって運営する。活動方針や運営方法については、市災害ボランティアセンター連絡会で本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営の支援を行う。

また、市は、市災害ボランティアセンターに対し、ボランティア活動に必要な場所の提供や、ボランティア関係団体への情報提供に努める。

(4) 受入経費

県または県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市町の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 市災害ボランティアセンター本部の体制

災害対策本部と連絡をとり、被害状況に応じて以下の活動を行う。

- (1) ボランティアの受付、登録
- (2) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの活動紹介（コーディネート）
- (3) 災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
- (4) 災害対策本部との連絡調整
- (5) ボランティア活動情報の集約・管理
- (6) 活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）
- (7) 外部ボランティア組織や地元ボランティア組織との活動調整
- (8) ボランティア活動保険加入業務
- (9) その他

3 災害ボランティアの受入業務

(1) 一般ボランティア 例

- ① 避難所管理運営
- ② 避難者リストの作成整理（50音順）
- ③ 給水
- ④ 物資の仕分け・整理
- ⑤ 炊き出し
- ⑥ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助

- ⑦ 清掃等の衛生管理
- ⑧ ボランティア対策事務の補助

(2) 専門職ボランティア 例

- ① 医師、看護師、保健師、助産師等
- ② 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- ③ 建築物の応急危険度判定技術者
- ④ 通訳（外国語、手話）
- ⑤ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助者
- ⑥ アマチュア無線技師
- ⑦ コンピューター関係者

4 災害ボランティアの受付・登録

市災害ボランティアセンター本部で災害ボランティア登録申込書の提出により災害ボランティアの受付・登録を行う。

5 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害の状況、災害応急状況等の情報提供
- (2) 机や電話、市内地図などの資機材の提供
- (3) 会議室等の活動拠点の提供
- (4) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (5) 光熱水費などの経費の負担

6 ボランティア保険への加入奨励

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者については、社会福祉協議会によるボランティア活動保険等に参加する。

7 関係機関との連携

市は、県、県・市災害ボランティアセンター本部、県・市社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、その他のボランティア関係機関・団体との協働・連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加を図る。

8 平常時の取り組み

市災害ボランティアセンター連絡会は、平常時から連絡会員や災害ボランティアに関わる諸団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、災害発生時に関係者が迅速に参集できる体制を整備する。

また、研修会や勉強会、設置運営訓練の実施や参加呼びかけを通し、災害ボランティアセンター運営に精通した人材を育成し、災害時の被災地の状況に効果的に即応して必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。

また、地域住民に対し市災害ボランティアセンターの役割や活動内容等の普及啓発に努める。それぞれの主体的活動を生かした団体間のネットワークを築いていけるよう支援する。

第17節 死体の搜索及び処理並びに埋葬等計画

【主な実施担当】

各支所、市民生活課、福祉総合相談課、社会福祉課、環境推進課

【実施計画】

災害時において死亡していると推定される者の搜索及び死体の収容、処理、埋葬（火葬）を実施する。

第1 死体の搜索

1 搜索の対象

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定されるものとする。

2 搜索方法

搜索の方法は、坂井・坂井西警察署の協力のもと、人夫及びその他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、市において実施困難な場合には、他の機関からの応援を得て実施する。

3 応援要請等

市は、被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、又は死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられる場合は、次の方法により応援を要請する。

(1) 県に応援要請を行う。

また、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、県に対して福井海上保安署又は自衛隊の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、隣接市町、又は死体漂着が予想される市町村長に直接搜索の応援を要請する。

(2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 死体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
- ③ 応援を求めたい人数、又は船艇器具等
- ④ その他必要な事項

第2 死体の収容・処理

1 処理の対象

死体の処理は、災害で死亡した者について社会混乱期のためその遺族等が死体の識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置、死体の一時保存を行うことができない場合に応急救助として、その処置を実施する。

2 処理の方法

市は、死体が発見された場合、坂井・坂井西警察署及び福井海上保安署（海上の場合）に連絡するとともに、遺体の検視場所を確保し、警察等関係機関による検視を受けた後、次の要領により処理する。

また、地域住民の協力を得て身元確認を行う。

(1) 身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺族等に引き渡す。

(2) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

- ① 体育館・寺院等の借上げ、又は寺院・学校等の敷地内に死体を収容する施設を仮設するなどして死体安置所を設ける。

- ② 坂井・坂井西警察署又は福井海上保安署から死体の引き渡しを受けた後、できるだけ霊柩車等により死体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、車両の手配をするよう県に要請する。
- ③ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、現地医師等が日本赤十字社福井県支部及び坂井地区医師会と協力して行う。
- ④ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。
- ⑤ 死体安置所において、死体の一時保存及び埋葬等が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。
- ⑥ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の手配をする。
なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県に応援を要請する。

第3 死体の埋葬等

市は、災害の際に死亡した者について、その必要を認めた場合、応急的な埋葬または火葬を行うものとする。

ただし、市において実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行うものとする。

1 埋葬等の対象

埋葬等の対象は、次の基準によるものとする。

- (1) 災害の混乱期に死亡したものであること。（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終わっていないものを含む。）
- (2) 災害のため、次のような理由で埋葬又は火葬を行うことが困難な場合であること。
 - ① 緊急に避難を要するため、時間的労力的に埋葬等を行うことが困難なとき。
 - ② 墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人の力では埋葬等を行うことが困難なとき。
 - ③ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手が困難なとき。
 - ④ 埋葬等を実施すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬等を行うことが困難なとき。

2 埋葬等の方法

市は、直接埋葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する。

なお、埋葬又は火葬の実施に当たっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 事故死等による死体については、坂井・坂井西警察署から引継ぎを受けた後、埋葬等を行う。
- (2) 身元不明の死体については、坂井・坂井西警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たるとともに、埋葬等を行う。

なお、身元確認の調査に当たっては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存して身元発見の調査及び身元引受人の発見に努める。

- (3) 被災地域以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 災害応急埋葬場

- (1) 災害時における死亡者を火葬に付する場合は、坂井市赤坂聖苑、代官山斎苑又は最寄りの火葬場を使用する。ただし、非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

- (2) 身元不明の死体の埋葬場については、坂井市赤坂聖苑、代官山斎苑内において処理する。

4 広域的な火葬の実施体制

市は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第18節 障害物の除去計画

【主な実施担当】

都市計画課、建設課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で市民の生命、身体及び財産に危険を及ぼし又は日常生活に著しい障害を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第1 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地全体の状況把握のほか、救命、救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・漁港等の公共管理施設について各関係機関との連携のもと、情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施する。

第2 障害物除去の実施

1 実施対象物等

(1) 住宅関係

市は、次の場合、協定業者等の協力のもと、住宅関係の障害物を除去し、臨時集積地へ運搬する。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態であること。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- ③ 自らの資力をもって障害物の除去ができない者であること。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

(2) 河川、港湾、漁港関係

河川、港湾、漁港の障害物については、それぞれの管理者が処理する。

市は、市域に流れる河川等について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、当該管理者に連絡する。ただし、水防のための緊急の必要があるときは、応急措置として支障となる工作物その他障害物を処分する。

(3) 道路関係

市、県及び国の道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構造物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特にあらかじめ定められた緊急時確保路線については、最優先に実施する。

- ① 道路障害物については、次の区分により除去を行う。

ア 国道8号線：近畿地方整備局福井河川国道事務所

北陸自動車道：中日本高速道路(株)

その他の国道：三国土木事務所

イ 県道：三国土木事務所

ウ 市道：市

- ② 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、坂井・坂井西警察署と協議し、適切な処置をとるとともに、市民に的確な情報提供を行う。
- ③ 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、道路管理者を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- ④ 緊急車両の通行を妨げている放置車両の撤去については、災対法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。
- (4) その他
 - ① 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
 - ② 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。
 - ③ 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

2 障害物除去の方法

- (1) 除去作業は、市有機械を用い、消防機関、土木建設業者の協力を得て、又は請負により速やかに実施する。
- (2) 除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

3 応援の要請

本市のみで対処できないとき及び緊急を要する場合は、県あるいは近隣市町にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

また、障害物の除去について自衛隊の協力が必要と認められる場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

4 障害物の集積保管場所

市は、次の事項に留意の上、国、県、市有地を選定する。ただし、国、県、市有地に適当な場所がないとき、又は緊急やむを得ないときは私有地を使用するが、この場合所有者に書類又は口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し、損害を与えたときは損害賠償をする。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通等に障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所

第19節 文教対策計画

【主な実施担当】

健康増進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、文化課

【実施計画】

災害時において、文教施設が被災した場合の児童生徒応急教育、教職員の確保、学校給食の措置及び教科書、学用品等の調達、配給、授業料の免除等の必要な措置を講じる。

第1 応急教育計画

1 学校施設の確保

文教施設が被災した場合、市は、緊急に協議し、応急復旧及び応急教育を実施する。

- (1) 災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害程度を迅速に把握し、応急復旧可能な場合はできるだけ速やかに補修し、施設の確保に努める。
- (2) 特別教室の転用又は隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時的施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。
- (3) 被災により学校施設の一部が用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を実施し、できる限り休校となるのを避ける。

なお、必要に応じて二部授業、圧縮学級の編成などの措置を講じる。

2 教職員の確保

市は、罹災教職員の状況を把握し、次のような措置を講じる。

- (1) 教職員の被災が軽症の場合（1ヵ月以内治癒見込みのとき。）は、校内の教職員をもって調整する。
- (2) 教職員の被災が1ヵ月以上にわたるときは、代替教員を充てる。
- (3) 1ヵ月以内に治癒の見込みがあっても2人以上に被災があったときは、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。
- (4) 市内で操作が不可能なときは、県に教職員の派遣を要請する。

3 教材、学用品等の調達及び給付

市は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

- (1) 支給品目
 - ① 教科書（準教科書、副読本等の教材を含む。）
 - ② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）
 - ③ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）
- (2) 教科書

被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また、同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。特に、受験期（12～3月）においては、教科書その他学用品を速やかに提供するよう努めるものとする。

また、同一教科書使用の学校に古本の供与を依頼して調達し配分するものとするが、それでもなお不足する場合は県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

(3) 文房具及び通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

4 授業等再開対策

非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

5 通学路の安全確保

市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

6 その他の対策

(1) 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

(2) 高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講じる。

(3) 児童生徒の精神保健対策

市は、カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、県に専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の派遣等を要請し、児童生徒の精神面のケアに努める。

第2 学校給食の措置

1 給食の確保

市は、学校給食センター及び学校内給食施設が被災した場合、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続する。

(1) 復旧措置は、施設及び設備とし、食品取扱等衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(2) 災害時における応急配給は、文部科学省の定める「災害時における応急配給」により給食物資の確保と輸送に万全を期する。

(3) 給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握し、給食物資の貯蔵保管については常に安全備蓄を考慮した保管を行う。

2 炊き出し等に協力する基準

緊急に学校給食センター施設設備等を使用して炊き出しを実施する場合、災害救助法を適用する分についてはその定めるところによるが、災害救助法によらない分について、学校長は、市教育委員会の承認を受けて実施する。

3 被害を受けた給食物資の処分

市は、被害を受けた給食物資についてその状況を把握し、県学校給食会に報告するとともに、その物資の処分方法について指示を受ける。

第3 保健厚生対策

1 罹災教職員、児童生徒の保健管理

市は、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

2 被災学校の清掃、消毒

市は、学校が浸水等の被害を受けた場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

第4 社会教育施設等応急対策

コミュニティセンター及びその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地災害対策本部などに利用されるため、市は、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理又は補強を実施する。

第5 文化財保護対策

1 災害発生の届出

文化財について災害が発生した場合、所有者（管理責任者）は、速やかに文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和33年条例第39号）及び市文化財保護条例（平成18年条例第169号）の規定に基づき県教育委員会及び市教育委員会に届け出なければならない。

2 文化財の保護復旧

市は、前項の届出を受けた場合は、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、その現状を維持するように努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

第20節 輸送計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、公共交通対策課、監理課、建設課、関係各課

【実施計画】

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員、災害応急対策用の資材、生活必需品及び援助物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。

第1 輸送対象及び輸送手段

1 輸送対象

市は、緊急輸送の実施に当たって、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、その輸送対象も被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

(1) 第1段階

- ① 事前避難実施時の避難者の輸送
- ② 重傷等の傷病人収容のための輸送
- ③ 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- ④ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- ⑤ 被災者の避難のための輸送
- ⑥ 緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等の輸送
- ⑦ 交通規制等に必要の人員及び物資の輸送

(2) 第2段階

- ① 飲料水供給のための輸送
- ② 食料供給のための輸送
- ③ 緊急を要する生活必需品供給のための輸送
- ④ 遺体の搬送
- ⑤ 災害応急対策要員及び救援用資機材の輸送

(3) 第3段階

- ① 生活必需品供給のための輸送
- ② 災害復旧対策要員及び復旧用資機材の輸送

2 輸送手段

市は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

- (1) 自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶、船艇等による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 自転車、オートバイ等による輸送
- (6) 人力による輸送

第2 緊急輸送の実施

1 自動車等による輸送

- (1) 緊急輸送路の指定

市は、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点をつなぐ緊急輸送路をあらかじめ指定する。

(2) 指定緊急輸送路の確保

① 交通情報の収集

市は、災害時の指定緊急輸送路等の交通情報の収集を、坂井・坂井西警察署や国、県、中日本高速道路(株)等の道路管理者と県防災情報ネットワーク等により行う。

② 道路管理者の行う交通規制

市は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の緊急措置を講じるとともに、県警察本部及び坂井警察署又は坂井西警察署に通報し、協議する。

また、他の関係機関に対しても速やかに連絡する。

③ 警察の行う交通規制

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な交通安全施設の整備、又は交通管理対策を行う。

(3) 指定緊急輸送路の啓開

市は、災害発生後、速やかに指定緊急輸送路線の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送路線については、緊急に障害物等を除去するよう努める。

① 調査、点検

国、県等の関係機関と連携のもと、指定緊急輸送路を最優先としながら、市内全域で次の内容の調査、点検を行う。

また、必要に応じて災害時に(一社)坂井地区建設業協会や(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

ア 擁壁、又は法面の崩壊、落石

イ 橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下、又は崩壊路面陥没、水没等

ウ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊、又は落下

エ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊、又は落下

オ 街路樹の倒木、枝の落下、流木

カ 放置車両

キ その他

② 道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、(一社)坂井地区建設業協会等の協力により資機材を確保する。

(4) 輸送車両の配車等

災害対策の実施に当たっては、原則として市が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行う。このため、監理課において、動員できる車両(ジープ、大型トラック等)、船艇等を把握するとともに、輸送車両等の確保及び配車を行う。

① 輸送車両の確保

市で行う輸送は、原則として関係各課で所有する車両を使用し、不足が生じる場合は、

監理課指定の車両を使用する。

監理課は、関係各課からの要請により、市有の車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合、次により輸送車両等の確保を図る。

ア 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たって市内での車両等の調達が不可能な場合は、次の輸送条件を示した上で、**県危機管理課**に対して調達あっせんの要請を行う。

なお、必要に応じトラック等の車両については、日本通運(株)福井支店や福井県トラック協会に借上げを要請する。

また、被災者等の輸送については、指定地方公共機関のバス等の借上げを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員、又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集積場所及び日時
- (オ) その他必要事項

イ 民間業者への依頼

市域の自家用及び営業用車両等保有車に対し、あらかじめ協力を依頼し、災害の程度に応じ出動要請を行う。

ウ 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊の航空機等による輸送を必要とするときは、「第1編 第3章第28節 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画」の定めるところにより、自衛隊災害派遣を要請する。

② 輸送車両の配車

監理課は、災害対策本部や関係各課等からの配車請求について、市が所有する車両や借り上げた車両で対応する。

なお、配分や料金等の負担については次に定めるところによる。

ア 配車請求

関係各課は、車両を必要とする場合、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示の上、監理課に請求する。

イ 配車

監理課は、必要車両を調達し、請求した災害対策本部や各対策等に引き渡す。

ウ 借上料金等

借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

(5) 緊急通行車両等の確認等

① 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車のほか、災対法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが必要として災対法施行令第32条の2第2号に定められた車両とする。

② 緊急通行車両等の**確認申出**

緊急通行車両等の使用者等は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会に対して**緊急通行車両の確認申出**を行い、**緊急通行車両確認証明書**（以下「**証明書**」という。）及び**標章の交付を受けるものとする。**

証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

③ 標章等

緊急通行車両の確認の申出を行い、証明書及び標章の事前交付を受けている車両については、緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携行する。

(6) 燃料の確保

監理課は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、危機管理対策課に連絡し、県を通じ福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

2 鉄道による輸送

災害により自動車等による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が迅速確実な場合には鉄道による輸送を行う。この場合においては、鉄道事業者と綿密な協議のもと実施する。

3 船舶、船艇等による輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は船舶、船艇等による輸送がより効果的な場合は、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部及び海上自衛隊の協力のもとに海上輸送を実施する。

4 航空機による輸送

交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁、県警察本部の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対して協力を要請し、民間機の借上げを行う。

この場合、市は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、の標示及び警戒人員を準備する。

5 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は人力による輸送が適当な場合には、「第1編 第3章 第22節 要員確保計画」の定めるところにより、人力を確保し、人夫等による人力の輸送を行う。

第3 救援物資等の集積・配送拠点等

1 集積・配送拠点等の設定

市は、「坂井体育館」を他都市からの救援物資の受入れや調達した物資等の集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として設定し、必要な救援物資を迅速に避難所等に供給する。

また、市は福井県緊急輸送道路ネットワークの中から輸送、保管に適した場所を選び、「地域内輸送拠点」として開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2 救援物資等の対応専門係の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、関係対策班の職員からなる専門係を市役所内に設け、救援物資対応マニュアル等をもとに、集積拠点等への集積や仕分け、搬送

の指示等の業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各応急対策等への動員要請によるほか、ボランティアの協力により確保を図る。

◆救援物資等の対応専門係の業務内容◆

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 救援物資の受付(2) 救援物資の集積状況の把握(3) 救援物資の配送指示(4) 集積、配送状況等の情報の提供(5) 救援物資配送計画の作成(6) 食料、生活必需品等の調達(7) 輸送車両等の配車指示、借上げ等(8) 集積・配送拠点への人員配備 |
|--|

第21節 交通対策計画

【主な実施担当】

秘書広報課、公共交通対策課

【実施計画】

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧若しくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに、交通の確保を図る。

第1 交通支障箇所の調査、通報及び応急対策

1 交通支障箇所の調査

市は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には道路、橋梁の被害状況を調査する。

2 交通支障箇所の通報

市は、被害状況の調査結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について三国土木事務所、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**その他関係機関に通報する。

3 交通支障箇所の応急対策

- (1) 市は、管理に属する道路の破壊、流失埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的軽微な被害の場合、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- (2) 市は、応急対策の実施に相当な日数を要する場合、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。

4 交通の確保措置

- (1) 市は、一路線の交通が相当期間途絶する場合、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識及び表示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。
- (2) 市は、道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

第2 通行禁止及び制限の手続き

1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法 第76条
県公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第4条 第5条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
警 察 官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動その他必要な措置を命ずることができる。 また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき、又は現場にいないときは、自ら措置をとることができる。	災対法 第76条の3
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第6条第4項
自衛官、 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法 第76条の3
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法 第46条

2 交通規制の実施

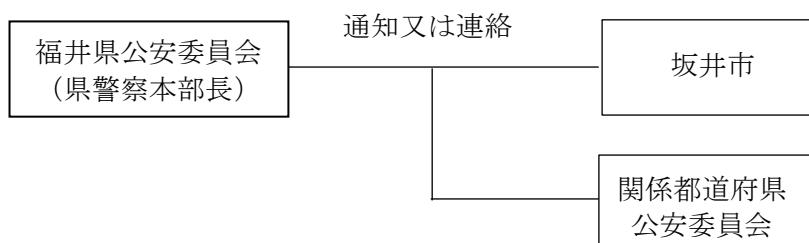
(1) 県公安委員会による規制の実施及び緊急交通路の指定

県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、緊急交通路を指定するとともに、物資輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため交通規制を実施する。

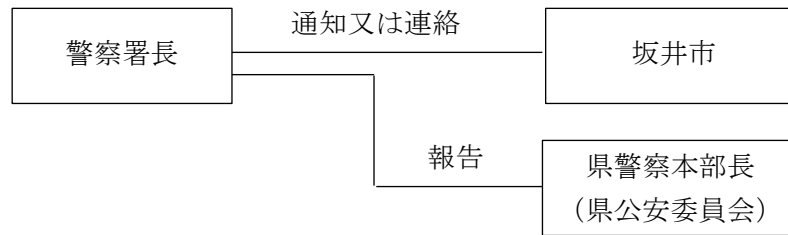
また、警察庁等の調整のもとに、隣接、近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

この場合における関係機関への連絡系統は、次のとおりである。

① 県公安委員会（県警察本部長）



② 警察署長



③ 一般市民への周知

市は、県公安委員会及び警察署長の実施する交通規制に伴う一般市民への周知について協力する。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、災対法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(2) 市の措置

① 市（道路管理者）による規制の実施

市は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、応急の復旧を図るとともに、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。

② 規制標識の設置

市は、道路法による交通規制を行った場合、坂井・坂井西警察署に連絡の上、規制標識を設置する。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、通行を禁止、又は制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指揮させるものとする。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替えるものとする。この場合において、通行の禁止、制限の規制及び「車両通行止め」、「まわり道」、「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について、坂井・坂井西警察署と相互に連絡し、把握しておくものとする。

(3) 車両運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第3 道路交通情報の収集と広報活動

1 収集・提供

市は、県及び県警本部が実施する災害時における道路交通情報の収集に際し、管理する道路交通情報を県へ提供する。

また、公共交通機関（鉄道、バス）の運行状況の情報について、県の情報収集に協力する。

2 広報

市は、収集した情報に基づき、交通規制状況や迂回路、通行禁止、制限解除の見通し及び公共交通機関の運行状況等について、「第1編 第3章 第6節 災害広報計画」により広報を実施する。

第4 災害時交通マネジメント検討会の参加要請

市は、大雨、地震等の大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、県土木に対して「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。

第22節 要員確保計画

【主な実施担当】

職員課、関係各課

【実施計画】

災害応急対策実施のために必要な労働者及び技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第1 労働者等の確保

災害応急対策実施のため労働者等の雇用を必要と認める場合、市は、奉仕団の協力動員や県への要請などを行い、労働者等の確保に努める。

1 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 市、県及び防災関係機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 赤十字奉仕団等民間各種団体のボランティアの協力動員
- (3) ハローワークのあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

2 一般労働者の確保の方法

市は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡する。

県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

3 賃金の基準及び支給方法

- (1) 賃金の基準額は、職業安定所の中途採用者賃金情報を参考とする。
- (2) 賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労働者に対し直接支払う。

4 労働者雇上げの作業基準

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療及び助産の移送
- (3) 被災者を救出するため及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の支給
- (6) 死体の搜索
- (7) 死体の処理
- (8) 救援用物資等の整理、配分及び輸送

第2 従事命令、協力命令

市は、災害応急対策実施のため要員がなお不足し、他に確保の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発して応急対策を実施する。

◆従事命令等の種類と執行者等◆

対象作業	命令 区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の 応急措置	従事 命令	災対法 第 65 条第 1 項	市 長	◎区域内に居住する者 ◎応急措置実施現場に ある者
	従事 命令	災対法 第 65 条第 2 項	警察官	
災害応急対策 (警報、避難、消 防、 水防、救難、救助 等災害救助作業を 除く。)	従事 命令	災対法 第 71 条第 1 項 第 71 条第 2 項	知 事 市長（知事の 委託による）	
	協力 命令	災対法 第 71 条第 1 項 第 71 条第 2 項	知 事 市長（知事の 委託による）	
災害応急対策 (危険防止の措置)	協力 命令	警察官職務執行法 (昭和 23 年法律 第 136 号) 第 4 条	警 察 官	◎その場に居合せた者 ◎その事物の管理者 ◎その他関係者
消防作業	従事 命令	消防法 第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員	◎火災現場付近にある者
水防作業	従事 命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	◎区域内に居住する者 ◎水防現場にある者

第23節 食品衛生栄養指導計画

【主な実施担当】

健康増進課

【実施計画】

被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

第1 食品衛生対策

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるとともに、県の実施する食品衛生に関する指導について協力する。

また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

1 臨時給食施設、避難所等における食品衛生の確保

市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の実態を把握するとともに、坂井健康福祉センターが実施する食品衛生指導及び食中毒が発生した場合における、県の食品衛生監視員を中心とする調査班による原因の究明作業に協力する。

- (1) 救援食品の衛生的取扱い
- (2) 食品の保有方法、消費期限等の遵守
- (3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- (4) 手洗い・消毒の励行
- (5) 食器、器具の消毒

2 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- (2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
- (3) 避難者等に対する早期喫食の指導を行う。

第2 栄養指導

市は、被災者の効果的な栄養補給を図るため、県が実施する栄養補給に関する指導に協力する。

第3 避難所における適切な栄養管理

健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

- (1) 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
- (2) 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

第4 給食施設に対する支援

健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 防疫計画

【主な実施担当】

健康増進課、農業振興課

【実施計画】

生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第1 防疫活動の概要

市は、災害地における感染症流行の未然防止を図るため、次の防疫活動を実施する。

なお、市の被害が甚大で本市限りでは実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

1 消毒場所

- (1) 宅地及び家屋の内外（台所、トイレ、寝室等を含む。）
- (2) 畳、敷物、寝具衣類等
- (3) 床下
- (4) 汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
- (5) その他状況により藪、草むら等

2 消毒方法

- (1) 薬品消毒
- (2) 煮沸消毒
- (3) 蒸気消毒
- (4) 焼却

3 昆虫等の駆除方法

- (1) 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
- (2) 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
- (3) 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。

4 鼠族の駆除方法

- (1) 殺鼠剤又は捕鼠器により鼠を駆除する。
- (2) 棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
- (3) 食物の残廃物等を適切に管理する。
- (4) 鼠族の出入りを防止する設備を設ける。

第2 防疫活動の実施要領

1 情報の収集及び体制の整備

- (1) 情報の収集及び防疫の実施計画の作成

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、坂井健康福祉センター等関係機関と連絡を図り、防疫の実施計画を作成する。

また、これに必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。

- (2) 防疫実施体制

災害の規模により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1班3名の人員をもって編成し、公共的場所の消毒及び各区長に対する薬剤配布を行う。

2 知事の指導及び指示等

知事が感染症予防上必要と認めて次の命令、指示及び指導を発したときは、本部長は災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節において「法」という。）第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定による鼠族、昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第29条第2項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示
- (4) 法第31条第2項の規定による家庭用水の供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（本部長をして実施させることが適当な場合に限る。）

3 防疫活動に必要な人員資材等の確保

(1) 人員

本部長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇い上げる。

(2) 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等からの借入れを図る。

(3) 車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借り上げる。

(4) 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか、県薬務主管課にあつせんを要請する。

4 感染症発生時の処理

- (1) 本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者のいる又はいた場所、当該感染症による死体がある又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染し若しくは汚染の疑いのある場所について消毒を実施する。

また、感染症予防上必要と認めたときは、知事は感染症患者を感染症指定医療機関等に入院の勧告若しくは入院させることができる。

- (2) 知事は、必要と認めるときは、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入制限や禁止、又は封鎖等を実施することができる。

また、一定の日時間感染症患者がいる場合、その他感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所の交通の制限や遮断をすることができる。

- (3) その他感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき処理する。

5 防疫業務の実施手順

環境の清掃及び消毒方法については、以下の手順で実施する。

◆防疫業務の実施手順◆

汚染の段階	実施手順
(1) 最初の洗浄	・ 浸水した水が引いた後、床及び壁の汚泥をきれいな水でよく洗い流す。 (ブラシの使用可能な所はデッキブラシを使い水で洗浄)
(2) 比較的汚れの少ないところ	[冷蔵庫・戸棚等] ・ 汚水及び泥を洗い流した後、汚染の度合いの少ないと思われる場所を使い捨て手袋をして消毒用アルコールで布等を使い洗浄する。 ・ 洗浄した後は、手指を消毒用アルコール、又は流水で石鹸を使用して洗浄する。 ・ 消毒用アルコールとして使うオスバン（塩化ベンザルコニウム）は1000倍から2000倍に希釈して使用する。（洗面器1杯（1600ml）の容器にオスバンのキャップ3～5杯（10ml）程度）
(3) 汚染が強いと考えられるところ	[床面等] ・ 汚染が強いと考えられるところは、使い捨て手袋をして消毒用アルコールを散布する。 ・ 消毒用アルコールとして使うオスバン（塩化ベンザルコニウム）は50倍から100倍の希釈液で50ml/m²の条件とする。（バケツ一杯分（5ℓ）の水にオスバンをコップ半分（50ml）程度）
(4) もっと汚染が強いと考えられるところ	[トイレの便座等、トイレがあふれたところ] ・ 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを散布する。 ・ 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを作成する際は、ミルトンの場合10倍希釈、ピューラックスの場合60倍希釈とする。

6 市民の活動

市民は、自己の管理する家屋と敷地等の消毒については、上記「5 防疫業務の実施手順」に基づき、各区長を通じて配布された薬剤で行う。

7 防疫記録

市は、防疫活動を実施した場合、次の事項を記録する。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (4) 各種防疫措置の指示命令に関する事項
- (5) 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項）

8 代執行

市の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、市が知事の指示命令により行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分である場合、知事は、市に替わりその業務を行うことができる。

第3 家畜の防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、この場合、本部長は調査、報告事項については県家畜保健衛生所長と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

別添様式

畜産関係被害状況報告

受信時刻 年 月 日 時 分
発信者
受信者

1. 災害の原因
2. 災害発生の日時
3. 災害発生場所
4. 被害の程度
 - 1) 畜産施設、被害金額
 - 2) 家畜の種類、性別
 - 3) 頭・羽数（被害数／規模）、被害金額
 - 4) 飼料（被害量）、被害金額
 - 5) その他（飼料畑、牧草地等）、被害金額
5. 被害の経過
6. 措置の状況
7. その他参考となるべき事項

第25節 廃棄物処理計画

【主な実施担当】

農業振興課、環境推進課、上下水道課、福井坂井地区広域市町村圏事務組合、坂井地区広域連
合

【実施計画】

被災地におけるごみの収集及びし尿の取扱処分等清掃業務及び災害により生じた廃棄物（災
害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

第1 清掃業務

1 応急清掃の基準

被災地における応急清掃は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

2 ごみ及びし尿の処理施設の選定基準

既設の処理施設が被災した場合における応急処理施設の選定は、ごみ及びし尿を衛生的に処
理するため、次により行う。

- (1) ごみ及びし尿を適切に処理できる場所であること。
- (2) 処理施設の数 は 地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。
- (3) 処理施設は人家から相当の距離を有し、ごみ及びし尿の処理により衛生上影響のない場
所であること。
- (4) ごみ及びし尿処理施設の消毒は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）」に定める消毒方法により行うこと。

3 ごみ収集処理方法

(1) 収集運搬

市は、被災地におけるごみの排出状況に応じ清掃車を集中的に配備し、災害により排出
されたごみを能率的かつ衛生的に収集し、処理施設へ運搬する。ただし、排出量が市の収
集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県に対して応援を要請し、トラック
等車両及び作業員を確保して収集運搬する。

(2) 処理処分

災害の規模によって排出されるごみの質量は異なるが、水害によって排出されるごみの
場合は、水分の多い難燃性のごみが大部分を占めるので、市は、収集したごみを直接福井
坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで処分する。

4 し尿の収集処理方法

(1) 収集運搬

市は、被災の状況に応じ、し尿取扱業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、能率的
かつ衛生的に収集し処理場へ運搬する。ただし、収集を要する量がし尿取扱業者の収集能
力を超え、その処理が緊急を要する場合は、応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及
び作業員を確保して収集運搬する。この場合、くみ取り料金は、その状況により本部長が
定める。

(2) 処理

被災地から収集したし尿は、坂井地区広域連合の処理施設において処理するが、一時に
大量のし尿が搬入され、処理施設の処理能力を超える場合又は当該処理施設が被災し処理
できない場合、市は、県と協議を行い、他市町の処理施設に搬入して処理する。

なお、被災が広域にわたり、しかも緊急を要する場合で他市町の処理施設を利用して処理することができないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理する。

(3) 簡易トイレの設置

市は、災害により下水道の使用が不可能となった場合、簡易トイレ又は移動トイレを次の基準で設置する。

- ① 市有施設（役所、学校、避難所等）で必要度の高い施設に設置する。
- ② 市民の利用に便利と判断される場所（駅等）に設置する。

第2 死亡獣畜対策

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか保健所所長の許可を得て次の方法等で処理する。

なお、犬、猫、家きん類についても下記の方法に準ずるものとする。

1 移動しうるもの

適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

2 移動し難いもの

その場で個々に処理する。

第3 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。さらに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、**国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか**、市が行う災害廃棄物**処理**に対する技術的な援助を行う。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第26節 流木対策及び在港船舶に対する措置計画

【主な実施担当】

林業水産振興課

【実施計画】

海上並びに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに環境の保全を期する。

第1 流木対策

台風、突風、高波等のため海上及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生した場合、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止及び情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通の安全を確保する。

1 実施責任者

船舶積載木材にあつては、船主又は代理店及び当該木材の所有者が共同して実施する。

2 応急対策の実施

市及び関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 海上保安署の措置

① 木材流出防御対策

ア 貯木関係者等に対する貯木施設の安全管理に関する行政指導の強化

(ア) 水面貯木の現在量及び入荷予定量の把握

(イ) 滞荷木材処理の促進

(ウ) 入荷量の調整

(エ) 流出防止措置、けい留方法の指導

イ 関係機関と連携し船舶積載木材の積付け点検、指導を行い、事故の未然防止に努める
ほか河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合、又は流木事故に対して、その措置を行い、被害の軽減に当たる。

② 災害の発生が予想される場合の措置

ア 木材の水上荷卸許可の保留又は取消し

イ 木材けい留の制限又は禁止

ウ 必要に応じ木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、パトロールの強化、作業船の待機勧告

エ 巡視船艇等による木材保留状況の調査及び指導

オ 船舶運航者、代理店を通じ、木材運搬船に荷崩れ等による木材流出に対する注意喚起

③ 流出事故の場合

ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

イ 状況により航行警報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知

ウ 当該木材所有者又は保管責任者、流出船舶の所有者、運航者及び船長に対して行う早急収集の勧告若しくは除去命令

エ 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

(2) 県の措置

① 市に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

- ② 他の関係機関に対する協力要請
- (3) 坂井西警察署の措置
 - ① 福井海上保安署との連携による流木の接岸又は漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒
 - ② 民心安定のための広報活動
- (4) 市の措置
 - ① 水難救護法による人命、船舶の救助
 - ② 救助舟艇の調達
 - ③ 漂流物等の保管

第2 在港船舶に対する措置

1 福井港における措置

福井港長（福井海上保安署長併任）が「船舶交通の制限」、「港内に停泊する船舶に対する移動命令」、「航路障害物の除去命令」その他関係命令を必要時適宜発して、港内における船舶交通の安全確保と港内海難の未然防止に努める。

市は、これらの措置に協力する。

2 漁港その他の海上における措置

船舶はそれぞれ早期避難、けい留索の強化、船揚場へのひき揚げ等の措置をとる。

第27節 防災関係物資確保計画

【主な実施担当】

監理課、農業振興課、関係各課

【実施計画】

被災地域における適正な価格による円滑な供給を図る。

第1 物資の需給状況及び価格動向の把握

1 資料の整備

市は、平素から災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。

2 調査の実施

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、現に必要な物資について、その種類、数量及び緊急度を調査する。

3 被災者の要望の把握

市は、被災者等の生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

第2 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

1 体制の整備

市は、防災関係物資のうち、特に重要なものについては、予想される災害時の需要量、輸送経路及び主要取扱機関等にかかる資料を整備することと併せて、災害時にとるべき措置について、関係者との連絡、協力体制の確立に努める。

2 関係機関への協力の要請

市は、災害応急対策実施のため、緊急に必要な物資及び応急復旧用の資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、若しくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者、又は関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。

この場合、必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講じる。

第28節 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画

【主な実施担当】

危機管理対策課

【実施計画】

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請するとともに、受入体制に万全を期す。

第1 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が市の組織等を動員してもなおかつ不可能又は困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

実施区分	作業内容	備考
1 被害状況の把握	被害状況（現地）偵察	車両、航空機により実施
2 避難の援助	避難者の誘導、輸送	
3 避難者等の搜索救助	搜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施
4 水防活動の支援	土のうの作成、運搬、積込等	
5 道路又は水路の啓開	啓開、除去等	
6 応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診察、防疫、病虫防除の支援	薬剤等は、通常地方公共団体で準備
7 人員及び物資等の輸送	救急患者、医師、救援物資の緊急輸送	航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限定
8 消防活動（空中消火を含む。）	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用
9 危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等の危険物の保安及び除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施
10 給食及び給水の支援	炊事、給水	
11 入浴支援	入浴セットを用いた入浴の支援	
12 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による

13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置	

第3 災害派遣要請の依頼

1 手続

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、文書により知事（**県危機管理課**）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。ただし、特に緊急やむを得ない場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信又は電話をもって行い、事後速やかに文書を提出する。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 留意事項

本部長は、特に次の事項に留意の上、知事に災害派遣の要請を依頼する。

- (1) 災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないような的確な情勢判断をすること。
- (2) 災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する勢力及びその任務、派遣を希望する区域及び活動等の概数、携行資材等並びに内容、その他部隊派遣上特に参考となる事項（現在までにとった処置、今後における能力及び見通し等を含む。）を**県危機管理課**に通報すること。

第4 本部長の緊急要請

本部長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要請する時間がなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

災 害 派 遣 要 請 先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076 - 241 - 2171
陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778 - 51 - 4675
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773 - 62 - 2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町戊267	0761 - 22 - 2101

第5 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、知事の要請を待つ時間がないときは、要

請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第6 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

本部長は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**等と緊密に連絡し、協力する。

2 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を策定するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3 派遣部隊との連絡調整

市は、派遣部隊との間において、災害にかかる各種情報の交換を行う。

4 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者を決定する。
- (2) 自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子（数人分）を配備する。
- (3) 宿舎は、災害状況に応じて市有施設を充てる。
- (4) 災害の状況によっては、野営もあるので場所を確保する。
- (5) 食料等の供給の必要がある場合は「第1編 第3章 第11節 食料供給計画」、「第1編 第3章 第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画」等により調達の手配をする。
- (6) 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議してヘリポートを設置する。

第7 派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事宛てに要請する。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じる場合は、その都度県及び災害派遣を要請した他の市町と協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第29節 警備計画

【主な実施担当】

危機管理対策課

【実施計画】

災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、警察を中心とした災害警備活動を実施し、社会秩序の維持に努める。

第1 災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その発生又は被害の拡大を防止して市民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

なお、災害時における警察活動は、福井県警察大規模災害警備計画の定めるところにより実施する。

第2 防犯隊の協力

本部長は、大規模災害の発生、又は発生のおそれがある場合で、災害対策要員が不足するときは、防犯隊の出動を求め、災害応急対策を実施して被害の軽減及び被災地の秩序維持に努める。

1 防犯隊の出動

本部長は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯各支隊は、それぞれ該当する区域内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動する。

2 防犯隊の任務

- (1) 地区内の秩序の維持に関すること。
- (2) 避難指示等の伝達及び避難誘導並びに要配慮者への援助に関すること。
- (3) 災害情報の収集、伝達に関すること。
- (4) 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
- (5) その他災害応急対策の協力に関すること。

3 県内市町防犯隊の相互協力

「福井県市町防犯隊相互応援協定書」に基づき、災害の状況等により当該市町防犯隊のみでは十分な活動が行えない場合、相互に応援要員を派遣する。

第30節 消防応急対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

災害時における消防活動を的確に実施する。

第1 消防の任務

消防は、その施設、装備及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を洪水や火災等の災害から保護するとともに、これらの災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第2 消防の責任

1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2 消防本部

嶺北消防組合は、管内における災害を防ぎよし被害を軽減するため、地域の実情を考慮し、災害の種類に応じた消防部隊等の編成及び運用その他の消防活動の具体的な実施体制について計画を立てておくものとする。

◆特に重点を置く地域◆

- | |
|--|
| (1) 住宅密集地帯の火災時危険予想地域
(2) 危険物多量取扱所等の特殊火災時危険予想地域
(3) 洪水、浸水等の危険予想地域
(4) 土砂災害等の危険予想地域 |
|--|

第3 応援要請

市及び消防本部は、大災害時の非常事態が発生し、市内の消防機能では適切な防ぎよ措置を講じることができないと認められる場合、また、大規模特殊災害でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合、次により応援を要請する。

1 県内市町に対する応援要請

県内の市町の応援を要請したいときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

2 県外市町村に対する応援要請

- (1) 本部長は、協定に基づき県外他市町村に応援を要請したときは、県に報告する。
- (2) 応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援を受ける嶺北消防組合は、連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入体制を整える。
 - ① 応援消防機関の誘導方法
 - ② 応援消防機関の部隊数、器材数、指揮者等の確認

3 緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 他の都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別及び状況
- ④ 人的及び物的被害の状況
- ⑤ 応援活動を開始する日時
- ⑥ 必要応援部隊
- ⑦ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- ⑧ 指揮体制及び無線統制体制
- ⑨ その他必要事項

なお、緊急消防援助隊の出動を要請した場合、**嶺北消防組合**は、連絡系統を設け、前記2-(2)に掲げる事項に留意し、受入体制を整える。

- (2) 県に対する緊急消防援助隊の出動要請先は、**県危機管理課**とする。ただし、県と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

なお、この場合における出動要請先は、次のとおりである。

- ① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	FAX番号
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7573
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

- ② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	FAX番号
N T T回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49012	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

4 広域航空消防応援の要請

市に大規模な特殊災害が発生した場合に、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱によるものとする。

第4 応援出動

市及び**嶺北消防組合**が、県から他府県等の消防応援のための必要な措置を求められた場合には、消防職員の応援出動等の措置をとる。

第5 救急救助対策

市は、**嶺北消防組合**と連携のもと、救急救助に関する組織及び施設を充実し、救急救助活動の万全を期する。

さらに、救急業務計画を作成し、集団救急事故対策の推進を図る。

1 救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方法、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2 救急救助施設等の整備の促進

救急自動車その他の救急用資機材並びに救助工作車及び救助用資機材を計画的に整備し、充

足を図る。

3 救急救助隊員の教育訓練

救急隊員及び救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるため、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

4 救急医療機関等との連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関、その他関係機関との連絡協調を図る。

第6 惨事ストレス対策

市及び**嶺北消防組合**は、救急救助又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、**嶺北消防組合**は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第31節 ライフライン施設等災害応急対策計画

【主な実施担当】

上下水道課、各事業所

【実施計画】

生活環境施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

第1 上水道施設

市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、被害を最小限にとどめるとともに、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

1 給水機能の応急復旧

(1) 第一次復旧工事導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

(2) 第二次復旧工事

第一次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で、医療施設等緊急を要する施設を優先的に、各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

(3) 恒久復旧工事復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

(4) 代替施設整備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした井戸水などの活用を図る。

2 施設の応急復旧

(1) 取水施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄する丸太等の応急復旧資材により、応急復旧を行う。

(2) 浄水施設

沈殿池、浄水池及びろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

(3) 送配水施設

① ポンプ所には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、停電復帰後速やかに加圧送配水ができるよう努める。

② 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

③ 自然流下水路の被害に対しては、応急復旧を行う。

第2 下水道施設

市は、災害時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設、ポンプ場及び処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、復旧作業を実施する。

1 応急対策

(1) 被害状況の調査及び施設の点検災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から順次重点的に調査及び点検を実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

市は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- ① 応急復旧の緊急度及び工法
- ② 復旧資材及び作業員の確保
- ③ 設計及び監督技術者の確保
- ④ 復旧財源の措置

(3) 応急措置及び復旧

下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道などの構造等を勘案して、速やかに、公共下水道などの巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要なものとして、速やかに以下の応急措置を講ずるものとする。

① 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡を取り、応急対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水の排除可搬式ポンプを利用して、河川又は他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ 吐口等における浸水防止河川等の管理者に連絡を取るとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能が停止した場合の措置損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水に対する措置設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておくものとする。

エ 危険物の漏洩に対する応急措置危険物を扱う設備については、被災後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

2 下水の排除制度及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、市民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ、高圧洗浄機等の確保を行う。

3 代替施設の設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

第3 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1 応急対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置及び伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供

- (3) 非常用伝送装置又は非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた普及状況の広報活動などを行う。

第4 放送施設

放送施設事業者は、災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速かつ適切な応急措置により放送の継続及び放送電波の確保を図る。

1 放送の継続措置

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替、災害関連番組の放送継続に努める。
- (2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

2 視聴者対策

- (1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体及び関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

- (2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船舶等を利用して視聴者への周知に徹底を期する。

第5 電力施設

電気事業者は、電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

1 実施内容

- (1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

- (2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

2 応援協力

- (1) 被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。
- (2) 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第6 ガス施設

ガス事業者は、施設の被害防止及び軽減を図るため常時、施設、設備等の点検に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講じる。

1 緊急時対応

緊急時における連絡及び出動体制をより一層強化し、利用者等からガス漏れ等の通報があった場合には、通報者に対し電話による的確な指示を行い、直ちに現場へ出動し応急措置を行う等必要な措置を講じる。

また、燃料供給の万全を期するため、燃料供給業者は原料の確保に努める。

2 広報活動

ガス事業者は、事故が発生した場合においては、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**等の協力を得て原因究明に努め、その結果等を踏まえ利用者等に対して再発防止について広報する。

第32節 交通施設災害応急対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、公共交通対策課、林業水産振興課、建設課、関係各課

【実施計画】

交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関があらかじめ定める応急対策計画に基づき、迅速な措置を行う。

第1 鉄道施設

鉄道事業者は、あらかじめ定める応急対策計画に基づき、次の措置を実施する。

1 安全確保措置

災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

2 応急対策

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

3 応援の要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第2 道路施設

1 道路及び橋梁応急対策

市は、災害が発生した場合、パトロール等により道路、橋梁の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講じる。

(1) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(2) 道路交通の確保

① 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

② 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

③ 路上の障害物の除去については、状況に応じ、各道路管理者、坂井・坂井西警察署及び自衛隊等と協力して必要な措置をとる。

(3) 防災拠点等のアクセスの確保

緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者と連携して協力・支援等を行う。

2 応急復旧

市は、道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に、順次応急復旧工事を実施する。

3 防災機関等への連絡

市は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を関係防災機関へ速やかに連絡する。

4 交通規制

市は、風水害等の災害の発生と同時に坂井・坂井西警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

5 占用施設

市は、上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、市関係課又は当該施設管理者に通報する。

また、緊急時においては、現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

6 高速道路

中日本高速道路(株)は、災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、直ちに災害応急対策に入る。

第3 漁港応急対策

福井港三国港地区及び梶、崎、安島漁港は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、市は、大規模な災害が発生した場合、速やかに被災状況を調査するとともに、必要な緊急措置を行う。

なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合も同様とする。

1 被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

2 緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

3 漁業者に対する広報

漁港施設に被害が生じたときは、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

第33節 水防計画

【主な実施担当】

建設課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減する。

なお、具体的実施計画は水防法第33条に基づく坂井市水防計画による。

第1 水防の責任

1 市の責任

市は、水防法第3条に基づき、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

- (1) 水防団の設置
- (2) 水防団員等の公務災害補償
- (3) 平常時における河川等の巡視
- (4) 水位の通報
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を策定していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- (8) 警戒区域の設定
- (9) 警察官の援助の要求
- (10) 他の水防管理者又は市町長もしくは消防長への応援要請
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置
- (12) 公用負担
- (13) 避難のための立退きの指示
- (14) 水防訓練の実施
- (15) 水防計画の作成及び要旨の公表
- (16) 水防協議会の設置
- (17) 水防協力団体の指定・公示
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導もしくは助言
- (19) 水防従事者に対する災害補償
- (20) 消防事務との調整

2 市民の責任

- (1) 水防への従事
- (2) 水防通信への協力

3 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報
- (2) 決壊後の処置
- (3) 水防訓練の実施
- (4) 津波避難訓練への参加
- (5) 業務の実施等

第2 水防区域

市の水防区域は別記資料（資料編）のとおりであるが、毎年行う河川堤防、水門等の点検調査の結果、要注意箇所については十分警戒し、防ぎよしなければならない。

また、要修理箇所の対策については、それぞれ次の機関が実施する。

- (1) 一級河川のうち国の管理部分については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が行う。
- (2) 一級河川、二級河川のうち県の管理部分については、県土木部砂防防災課及び三国土木事務所が行う。
- (3) その他法定外の河川及び主要水路については、それぞれの管理者が行う。
- (4) 市域の海岸のうち国、県、市が管理する区域については、それぞれの管理者が行う。

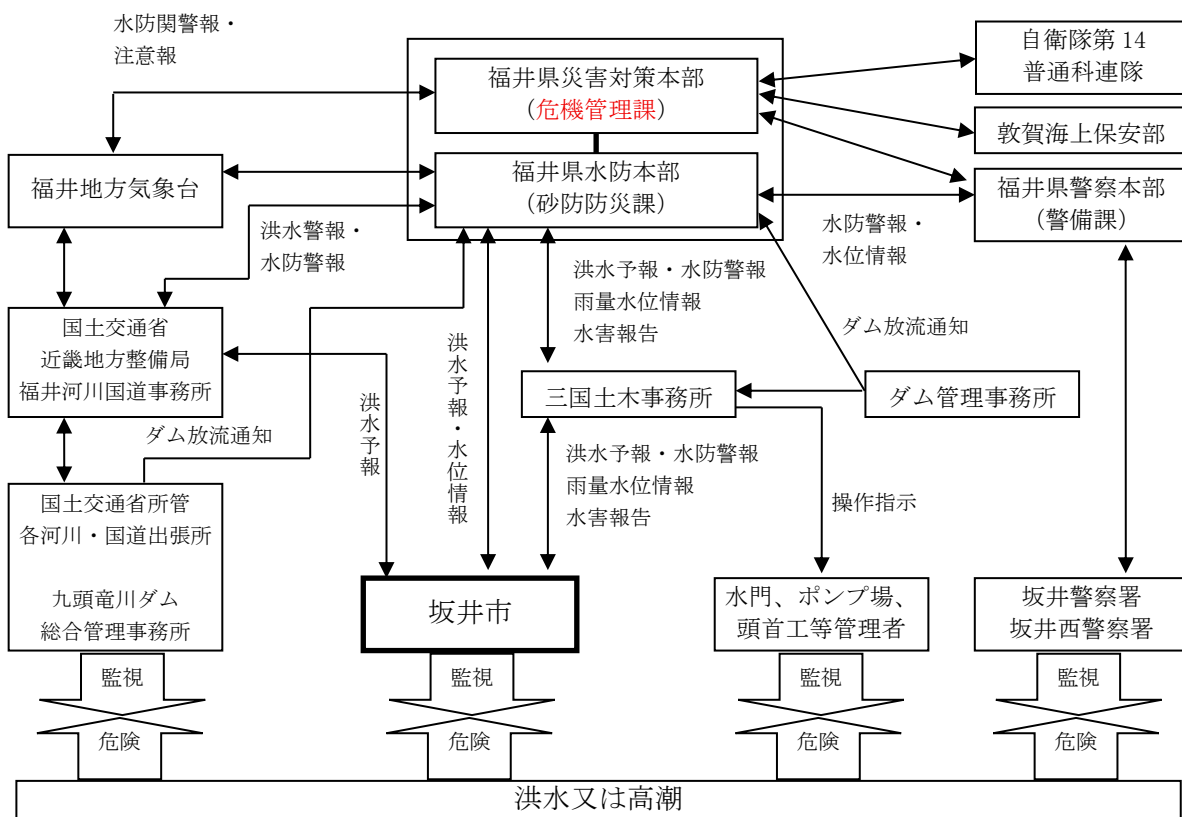
第3 水防機構等

1 水防組織及び機構

- (1) 坂井市における水防の総括事務は、建設部建設課がこれに当たるものとする。
- (2) 水防組織は、坂井市災害対策本部条例（平成18年条例第69号）に基づく災害対策本部組織を準用し、水防事務分担は、「坂井市水防計画の事務分掌」に記載する事務分掌に基づき水防活動を実施する。
- (3) 市長は、水防に関する通知を受けたときから洪水等による危険が解消するまで、又は市において水害が予想される場合、上記の機構により事務を処理する。

なお、水防本部を設けたときは関係機関に対し通報するものとする。

◆水防体制及び出水警報伝達系統◆



2 水防態勢と出動

(1) 市は、次の配備基準により水防態勢に入る。この場合、収集した情報は適時関係者に周知しなければならない。

なお、水防態勢に入った場合でも坂井市水防本部を設けずに活動するときは、この配備体制に準じて行うものとする。

◆配備体制◆

体制別	配備体制	摘要
第1配備 (準備体制)	水防活動が必要と推定する要員を待機させ、必要な準備、点検の開始状況の把握と連絡活動を活発に行い、第2配備に移行できる体制とする。(自宅待機を含む。)	・大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表された場合 ・暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合
第2配備 (警戒体制)	あらかじめ定める区域に要員を出動させ警戒する。事態の推移によっては、第3配備に移行して直ちに活動ができる体制とする。	・大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ・基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、更に上昇するおそれがあるとき。(ため池含む。) ・土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は発表される可能性が高まったとき。 ・その他気象状況により高潮の危険が予測されるとき。
第3配備 (活動体制)	必要な要員をもって水防活動を行い、事態の推移によっては第4配備に移行できる体制とする。	・基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、更に上昇するおそれがあるとき。(ため池含む。) ・潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。
第4配備 (非常体制)	水防本部全部が活動し、全機能を発揮する体制とし事態の推移によっては坂井市災害対策本部に移行できる体制とする。	・基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、更に上昇するおそれがあるとき。(ため池含む。) ・特別警報（大雪を除く。）が発表されたとき。

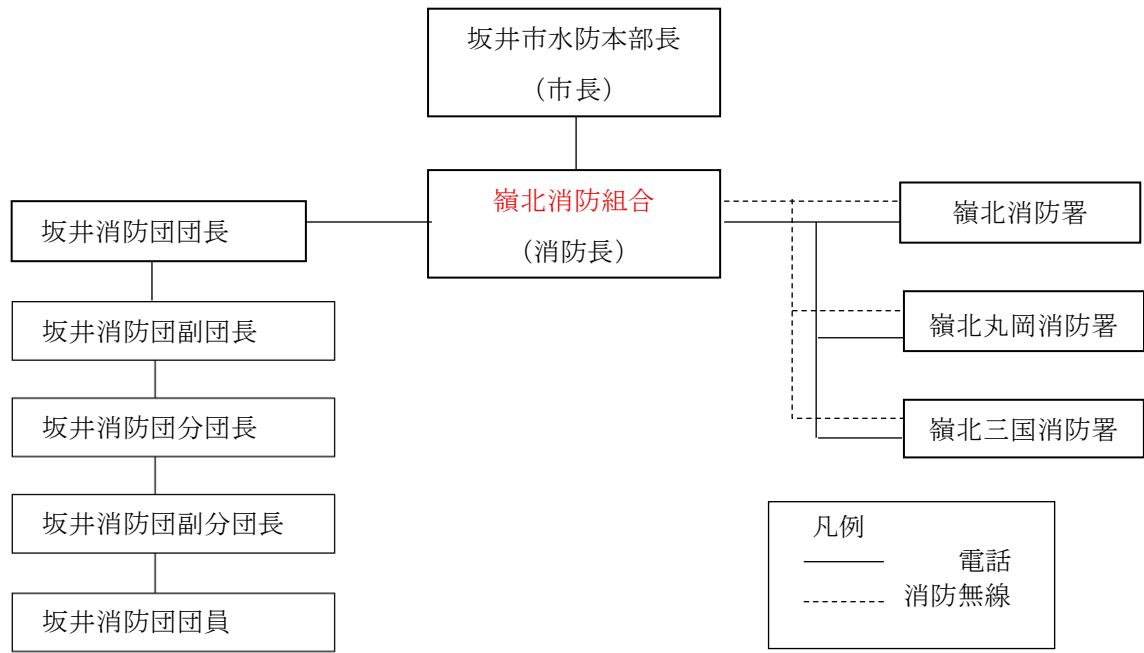
(2) 水防本部員は常に気象状況の変化、河川上流部の降雨量の状態に注意し、県から水防指令の発令が予測されるときには出動し得る態勢にいななければならない。

(3) 勤務外における本部員の招集及び出動にあつては、あらかじめ編成された各班の連絡体制により迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは、坂井市水防本部長は、直ちに災害対策本部を設け、第4配備（非常体制）を指令する。

(5) 消防機関にあつては、以下の方法により出動する。

◆消防機関招集方法（坂井市管内）◆

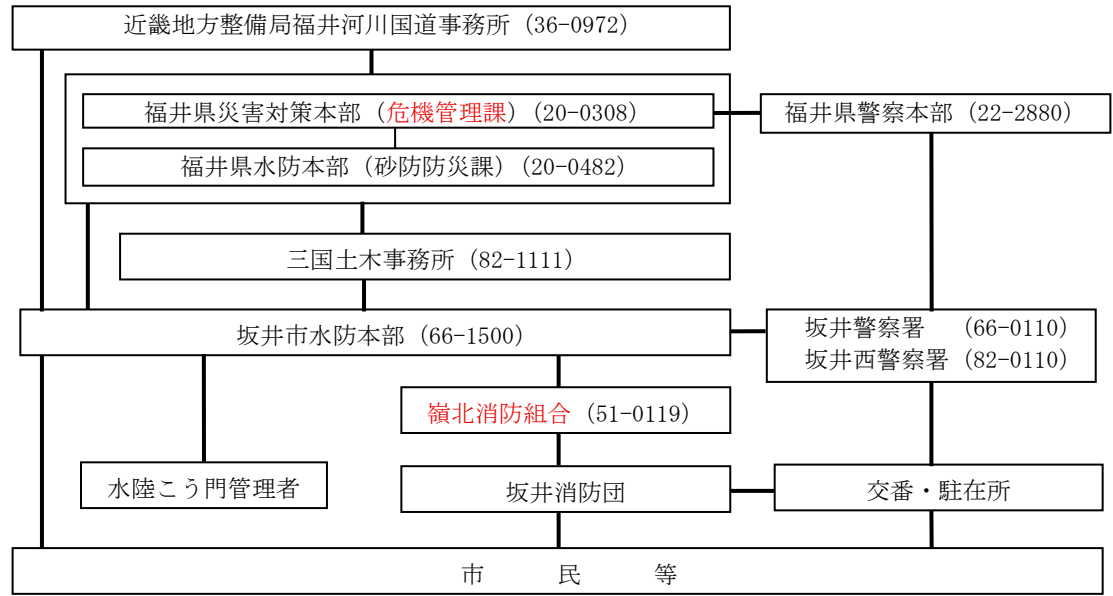


第4 情報の収集と伝達

市は、水防関係警報・注意報、水防警報、水位情報、洪水予報、ダム放流通知を受けたときは、直ちに水防通信系統により関係機関と連絡をとるとともに、必要に応じて市民に周知させる。

なお、水防関係警報・注意報、水防警報、水位情報、洪水予報、ダム放流通知の詳細な連絡系統は、坂井市水防計画による。

◆水防通信系統◆



第5 水防活動

1 工作物管理者の態勢

水門、排水ポンプ場及びその他工作物の管理者は、洪水に関する気象予報を受けたときは、水位変化を監視し、必要な措置をしなければならない。

2 水防作業

(1) 堤防の異常

洪水時において、堤防に異常の起きる時間は洪水時間により異なるが、おおむね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、堤防斜面の崩壊、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、洪水が最盛期を過ぎても、完全に流過するまでは警戒を解除してはならない。

(2) 工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施すだけで成果をあげる場合が多い。しかし、時には数種の工法を行ってその目的を果たすことがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、直ちにこれに代わるべき工法を採用しなければならない。工法の選定に当たっては、堤防の組織材料、流速、堤防斜面の状況を考慮して、もっとも有効でかつ所用材料が付近にて得やすい工法を施す。

(3) 水防上の心得

- ① 水防作業は、緊急かつ団体行動であるため、命令なくしてみだりに部署を離れ、勝手な行動をしてはならない。
- ② 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、かつ慎重に行いみだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防活動員を緊張させたりすることのないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるよう心がけなければならない。

3 警戒区域の設定等

消防団及び消防本部は、土のう積みなど迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、その区域からの退去等の指示を行う。

4 水防資材

水防倉庫には、水防に必要な資機材を備蓄しておき、適宜点検をしなければならない。

なお、資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

第34節 土砂災害及び暴風・竜巻等災害応急対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、農業振興課、林業水産振興課、建設課、関係各課

【実施計画】

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産を瞬時に失わせるおそれがあるため、危険の切迫する前に十分な対策を実施する。

また、暴風・竜巻等による災害に対しては、被害を最小にとどめるため、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第1 土砂災害応急対策

1 災害原因情報の収集・伝達

市は、「第1編 第3章 第4節 気象情報の収集・伝達計画」及び「第1編 第3章 第5節 災害情報収集・報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとし、特に、大雨注意報・警報・特別警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知については、各危険地域等を所管する防災関係機関に徹底を図る。

(1) 現地状況の把握

市は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

また、広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

(2) 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないため、市は、降雨の時期、県と福井地方気象台が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、県河川・砂防総合情報の雨量・水位の観測情報を定期的に監視するなど、危険区域の情報の収集伝達及び指示、周知を正確に行う。

2 警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域等における基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

3 避難活動

(1) 避難の指示

市長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立退きを指示する。避難の指示を行った場合は、防災関係機関へ通知する。

(2) 関係住民への周知徹底

市長が、避難の指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

①避難場所

②避難経路

③避難時の注意事項

(3) 避難者の誘導

市は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

(4) 避難所の開設

①避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

②避難所を開設したときは、直ちに、次の事項を県に報告する。

ア 災害発生場所、危険地域名

イ 避難所開設の日時及び場所

ウ 避難状況と避難人員

エ 開設期間の見込み

4 救助活動

(1) 市及び嶺北消防組合

市及び嶺北消防組合は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

(2) 県警察本部

土砂災害が発生した場合は、市町その他の関係機関と連携し、死傷者及び要救出者の確認とその救出・救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要な措置をとる。

5 避難指示の解除

市長は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第2 暴風・竜巻等災害応急対策

1 災害情報の収集・伝達

市は、「第1編 第3章 第4節 気象情報の収集・伝達計画」及び「第1編 第3章 第5節 災害情報収集・報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとし、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

2 市民の安全確保

市民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

3 災害応急対策の実施

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 4 章 災害復旧・復興計画

《目 次》

第 1 節	公共施設の災害復旧.....	241
第 2 節	激甚災害の指定計画.....	243
第 3 節	民生安定計画.....	247
第 4 節	経済秩序安定計画.....	252
第 5 節	復興計画.....	253

第1節 公共施設の災害復旧

【主な実施担当】

関係各課

【実施計画】

災害復旧は、災害発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第1 災害復旧事業

1 実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 下水道災害復旧事業
- ⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設等災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 空港施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

第2 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、市は、県と連携のもと、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅

速が期されるよう努める。

第3 特定大規模災害等における復旧工事の代行要請

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ市の工事実施体制等地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、復旧工事の代行を要請する。

第4 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合には、県及び福井財務事務所と適切かつ効果的な融資措置について協議する。

第5 関係機関との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 激甚災害の指定計画

【主な実施担当】

関係各課

【実施計画】

甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県又は市において、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

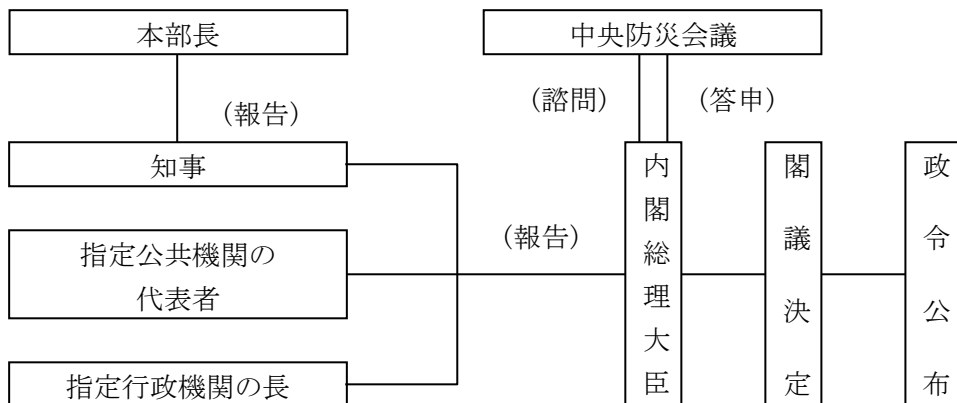
また、関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続

本部長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に働きかけを行う。

県は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。

◆激甚災害指定の手続き◆



第3 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けた場合、本部長は、速やかに関係調書等を作成して県各部に提出する。

県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

- ① 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認め

られるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2) 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3) 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(4) 社会福祉施設の災害復旧事業

① 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

② 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

③ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

④ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

⑤ 障害者総合支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑥ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(5) 感染症病院等の災害復旧事業及び感染症予防事業

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により規定により設置された感染症病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所の災害復旧事業

② 激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による県の支弁に係る感染症予防事業及び本部長が行う感染症予防事業

(6) 堆積土砂及び湛水の排除事業

① 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施工するもの

イ 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、本部長が指定した場所に集積されたもの又は本部長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、本部長が行う排除事業

② 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設及び林道）及び災害関連事業（農業用施設及び林道）に要する経費の額から、災害復旧事業

については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

- ① 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額及び政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。
- ② 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

(8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

- ① 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。
- ② 災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。
- ③ 保険料率を引き上げる。

(2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付け及び貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また、中小企業金融公庫及び国民金融公庫においても低利融資を行う。

4 その他の特別の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 水防資材費の補助の特例

(5) 罹災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例

- ① 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ② 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(6) 小災害復旧債の元利補給

- ① 公共土木施設小災害復旧事業
 - ② 公立学校施設小災害復旧事業
 - ③ 農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業
- (7) 激甚災害時における求職者給付の支給の特例

第3節 民生安定計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、会計課、各支所、財政課、税務課、市民生活課、福祉総合相談課、社会福祉課、子ども福祉課、都市計画課

【実施計画】

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進め、民生の安定を図る。

第1 被災者生活再建支援のための措置

1 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4 支援制度の周知

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 住宅の確保

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

1 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

2 対策

(1) 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。

(2) 市及び県は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を修正し、必要と認められるときは、公営住宅を建設して、被災者の住宅の確保を図る。

(3) 住宅金融支援機構融資のあっせん

市は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第3 義援金品の受付及び配分

1 義援金及び義援物資の募集と周知

市は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

なお、市に寄託された義援金については、会計課において受け付け、義援物資については**危機管理対策課**で受け付けるものとする。

(1) 義援金

- ① 受入窓口
- ② 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 義援物資

- ① 受入窓口
- ② 受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

2 義援金の受入れ・配分

(1) 受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

(2) 配分

市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集团体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

3 義援物資の受入れ・配分

(1) 受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

また、物資の集積場所については、市は福井県緊急輸送道路ネットワークの中から輸送、保管に適した場所を選び、「地域内輸送拠点」として開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(2) 配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第4 坂井市災害弔慰金等の支給・貸付

市は、坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例（坂井市条例 82 号）の規定に基づき、自然災害により被害を受けた市民に対し給付又は貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定を図る。

1 災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの

2 対象者

災害により被害を受けた当時、市域内に住所を有した者

3 災害弔慰金の支給

市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、市条例に基づき災害弔慰金の支給を行う。

◆災害弔慰金の額◆

死 亡 者	金 額
死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持した場合	500 万円
その他の場合	250 万円

(注) ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、上記の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

4 災害障害見舞金の支給

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に当該障がい者に対し、坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金の支給を行う。

◆災害障害見舞金の額◆

死 亡 者	金 額
当該障がい者が災害により負傷又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持した場合	250 万円
その他の場合	125 万円

5 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた市民である世帯に対し、その生活の再建に資するため、市条例に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

◆災害における一世帯当たりの貸付限度額◆

被害の種類及び程度		金 額	(特別の事情がある場合)
療養に要する期間がおおむね一箇月以上である世帯主の負傷があり、かつ右記のいずれかに該当する場合	① 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害及び住居の損害がない場合	150 万円	
	② 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円	
	③ 住居が半壊した場合	270 万円	(350 万円)
	④ 住居が全壊した場合	350 万円	
世帯主の負傷がなく、かつ、右記のいずれかに該当する場合	① 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150 万円	
	② 住居が半壊した場合	170 万円	(250 万円)
	③ 住居が全壊した場合(④の場合を除く。)	250 万円	(350 万円)
	④ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円	

6 支給の制限

坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例第7条による。

7 生活福祉資金の貸付

市は、県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金の貸付けに対し、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯の経済的自立と安定した生活のため、必要な情報提供を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張又は補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付けを行う。

8 母子父子寡婦福祉資金の貸付

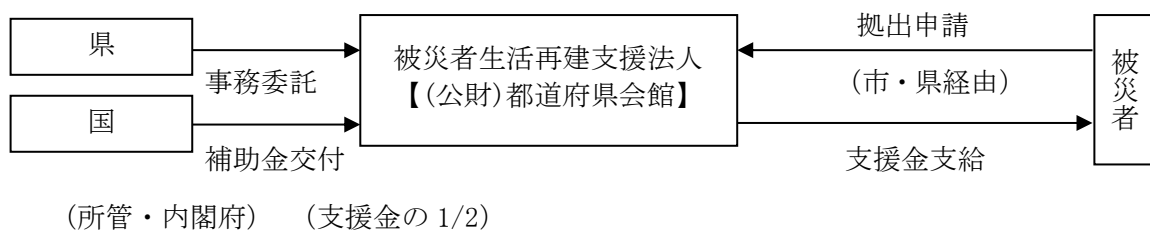
市は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

第5 被災者生活再建支援金の支給等

市域において被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は、被害状況等の確認を行い、取りまとめの上、県に対して被害報告を行う。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。

◆被災者生活再建支援金の支給の流れ◆



1 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、(1)～(3)の区域に隣接するものに係る自然災害
- (5) 県内で、(1)又は(2)の自然災害が発生した場合で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口5万未満の市町については、2世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯

- (2) 住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (5) 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支給限度額

次の(1)及び(2)の合計額を支給する。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額を支給する。)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2の(1)に該当	解体 2の(2)に該当	長期避難 2の(3)に該当	大規模半壊 2の(4)に該当	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額 〔 全壊 解体 長期避難 大規模半壊 〕	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（中規模半壊の場合は100万円）又は100万円（中規模半壊の場合は50万円）を支給限度額とする。

第6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第7 暴力団排除活動

県警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 経済秩序安定計画

【主な実施担当】

財政課、**税務課**、農業振興課、林業水産振興課、商工労政課

【実施計画】

災害により混乱をきたした社会経済の秩序安定のため、被災者に対する金融措置や流通機能の回復のための措置を講じる。

第1 金融措置

市は、災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、事業資金融資のあっせん等を行い、被災者の生活の確保を図る。

1 租税の徴収猶予及び減免

被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定しておくものとする。

2 中小企業・農林漁業関係融資

(1) 中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、周知を図る。

(2) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資について、周知を図る。

農業関係	被害農家の経営	農業経営支援資金（災害資金） 農林漁業セーフティネット資金
	施設等の復旧	農業経営支援資金（災害資金） 農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金

第2 流通機能回復

市は、県及び関係機関と連携のもと、流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

また、速やかに管理する施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

第5節 復興計画

【主な実施担当】

企画政策課、情報統計課、都市計画課

【実施計画】

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1 改良復旧

市は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとし、被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第2 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

市は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第3 復興計画策定体制の確立

1 復興都市計画原案の策定

(1) 都市計画区域内の復興都市計画

市の都市計画区域内においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2) 都市計画区域外の復興都市計画

市の都市計画区域外においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3) 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

① 各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

② 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 審議会・協力体制の整備

(1) 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、復興計画の原案として位置付けられる「市の都市計画に関する基本方針」策定の事前審議制度を創設する。

(2) 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針、県の復興方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 都市計画の決定又は変更の代行要請

市は、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、都市計画の決定又は変更の代行を要請することができる。

3 職員派遣の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第 5 章 事故災害対策計画

第 5 章 事故災害対策計画

《目 次》

第 1 節	航空災害対策.....	257
第 2 節	鉄道災害対策.....	266
第 3 節	道路災害対策.....	273
第 4 節	危険物等災害対策.....	282
第 5 節	大規模な火事災害対策.....	292
第 6 節	林野火災対策.....	301
第 7 節	海上災害対策.....	308

第1節 航空災害対策

【実施計画】

航空機墜落等の航空事故等に対し、航空交通安全のための情報や応急対策の備えの充実等、必要な予防措置を講じ、航空災害発生時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災 害 事 象	・航空機の墜落等
災 害 の 発 生 場 所	・市域全般（発生場所が当初不明な場合を含む。）
航 空 機 の 種 類	・航空運送事業者の運航する航空機 ・個人又は企業等の保有する航空機 ・行政機関等の保有する航空機（ヘリコプター等）
被 災 者 等	・航空機の乗員及び乗客 ・墜落地点周辺の市民等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、嶺北消防組合

第1 航空交通の安全のための情報の充実

航空運送事業者及び航空機を使用する個人、企業、行政機関等（以下、「航空運送事業者等」という。）は、航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空事故を未然に防止するために必要な措置を講じる。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松空港事務所及び大阪空港事務所、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会（以下、本章第1節において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

(2) 情報の連絡様式の標準化

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、大阪航空局小松空港事務所及び大阪空港事務所並びに福井海上保安署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(3) 情報の収集・連絡

航空災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

航空災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができ、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

航空災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

(3) 活動マニュアル及び活動資料の整理

航空災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう「第1編 第5章 第1節 第2項「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努める。

3 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加等

市は、航空災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、県等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加又は協力する。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

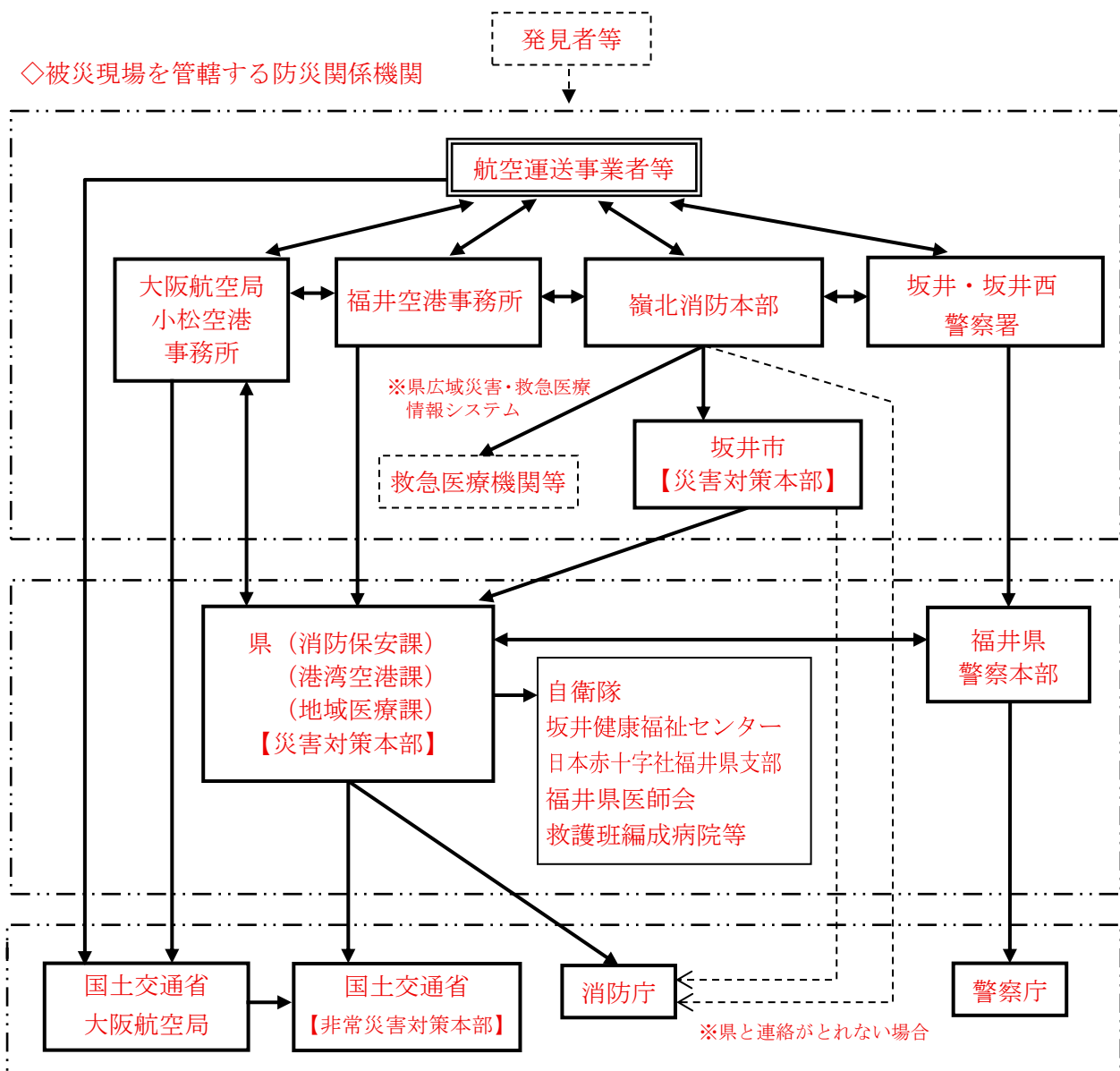
危機管理対策課、関係各課、嶺北消防組合

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

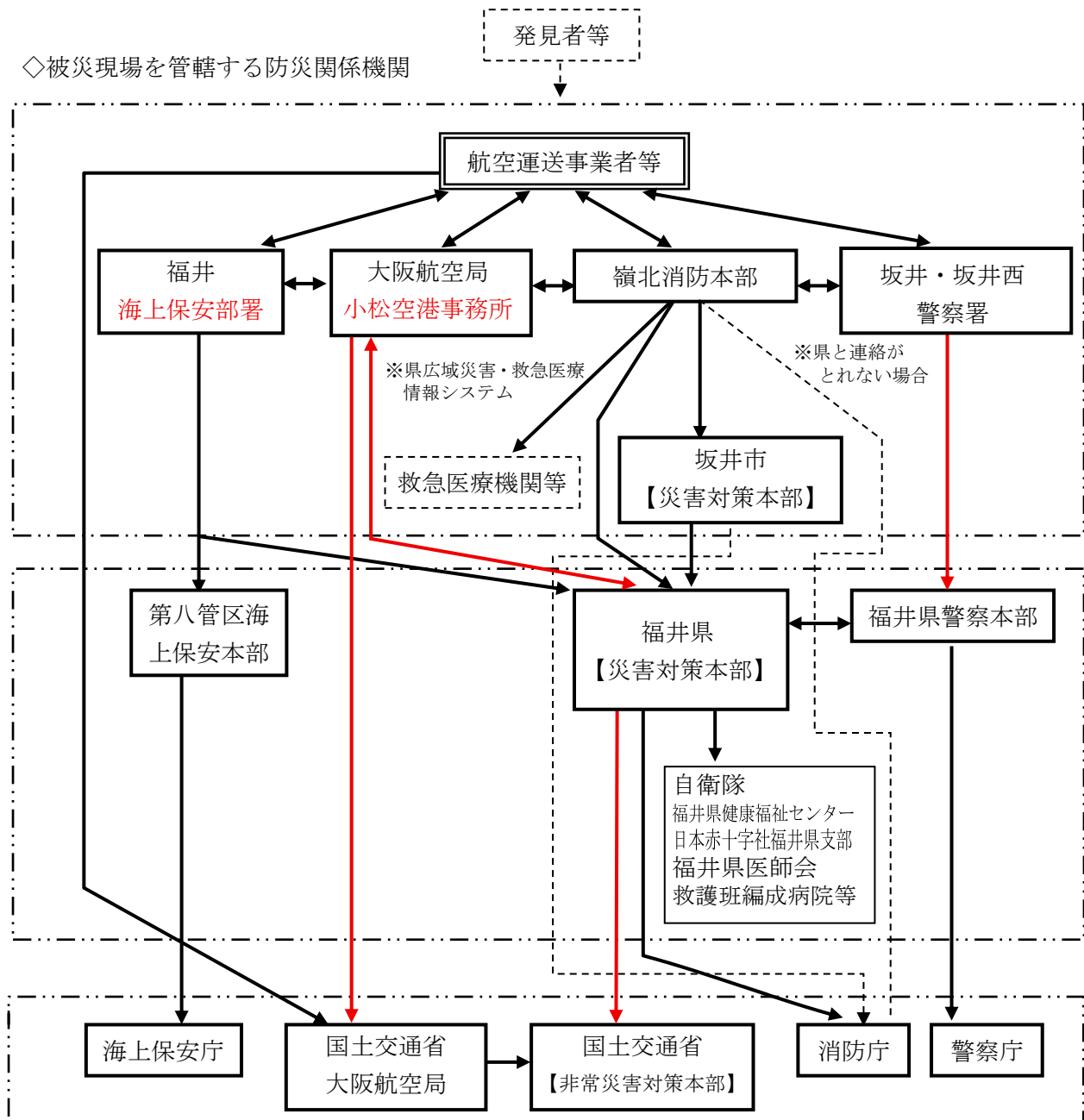
情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（福井空港およびその周辺で発生した場合）◆



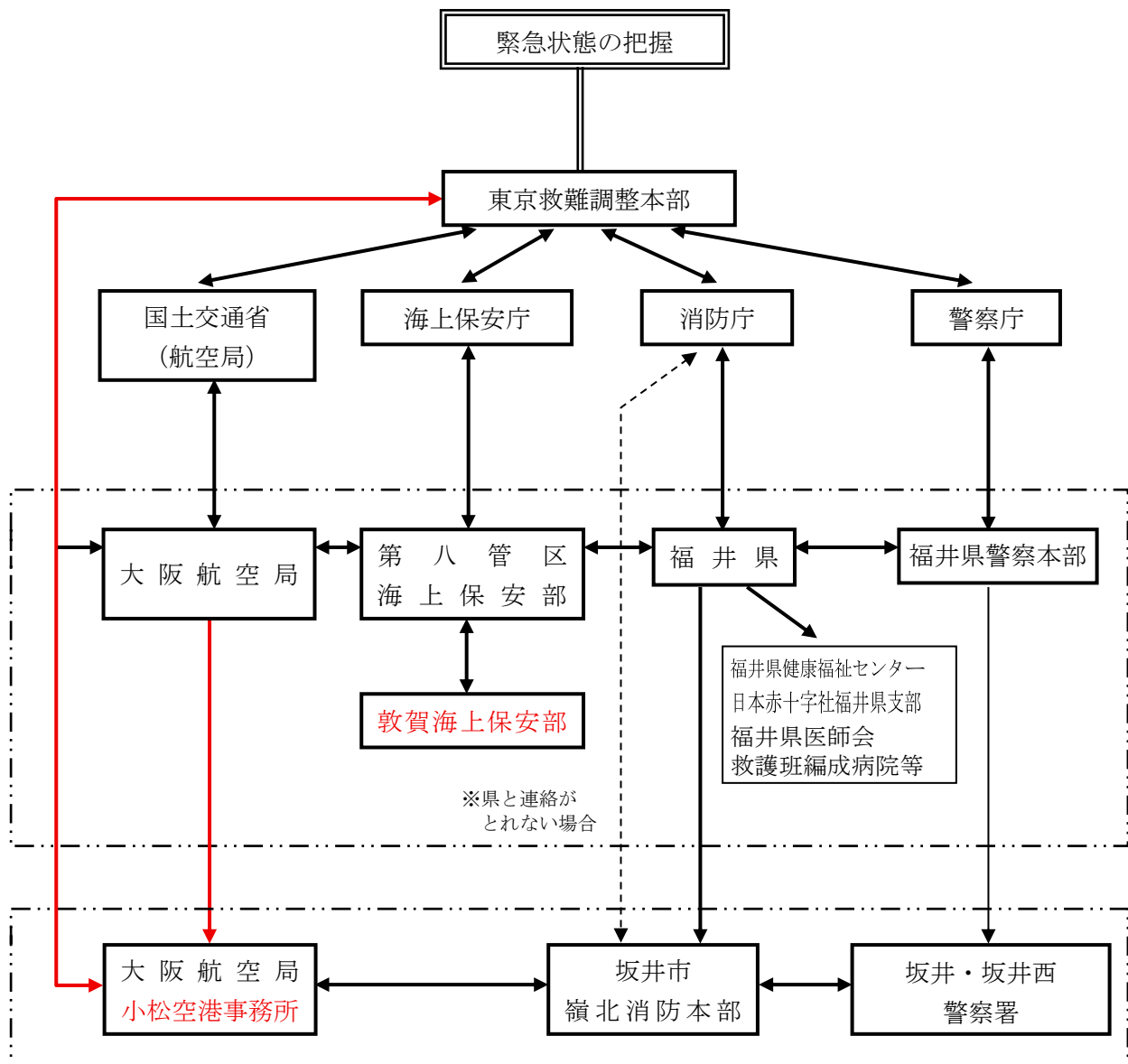
（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（その他の地域で発生した場合）◆



（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

◆航空災害時における情報収集・連絡系統図（航空事故発生現場が不明な場合）◆



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、被害情報、応急対策活動情報等（以下「被害情報等」という。）を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署等は相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、県警察本部等へ連絡する。

また、必要に応じて乗客、周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び**嶺北消防組合**は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、**嶺北消防組合**、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。

また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

(3) 通行の禁止・制限等及び代替交通路の確保

道路管理者及び警察官は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項及び第2項並びに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとる。この場合、市は、交通を確保するために必要な措置をとる。

2 搜索活動、救急救助活動及び消火活動

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な搜索活動、救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動及び初期消火活動に資するよう協力する。

(2) **嶺北消防組合**

嶺北消防組合は、消防団も動員した搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要請する。**

(4) 福井海上保安署

福井海上保安署は、海上で捜索活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ捜索活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求める。

また、県等からの要請に基づき、陸上での捜索活動、救急救助活動及び消火活動で必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の捜索活動、救急救助活動及び消火活動を支援する。

(5) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索活動、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合は、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

市は、航空運送事業者等及び航空災害防災関係機関を通じ、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

航空運送事業者等及び航空災害防災関係機関は、市民に対し、航空災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

関係各課

航空運送事業者等及び航空災害防災関係機関は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第2節 鉄道災害対策

【実施計画】

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等による大規模な鉄道災害に対し、事故発生 of 未然防止対策、安全対策等の備え等の予防措置を講じ、鉄道災害発生時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災害事象	・列車の衝突、脱線、転覆等 ・構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による列車への被害 ・列車と自動車の衝突等 ・列車火災 ・列車からの危険物等の流出等
災害の発生場所	・鉄道及びその周辺
鉄道事業者	・西日本旅客鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい ・えちぜん鉄道(株)
被災者等	・列車の乗員及び乗客 ・事故地点周辺の市民等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、公共交通対策課、嶺北消防組合

第1 鉄道交通の安全のための情報の充実

市は、踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のため、鉄道事業者が実施する、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動の推進に協力する。

第2 鉄道施設等の安全対策

市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動及び市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国及び県と連携して重点的に実施するよう努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、中部運輸局、日本赤十字社福井県支部、鉄道事業者及び県医師会（以下、第2節において「鉄道災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

(2) 情報の連絡様式の標準化

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、中部運輸局及び鉄道事業者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(3) 情報の収集・連絡

鉄道災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

鉄道災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

鉄道災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

(3) 活動マニュアル及び活動資料の整備

鉄道災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、「第2項 災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（路線図、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努める。

3 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加等

市は、鉄道災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、県等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加又は協力する。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

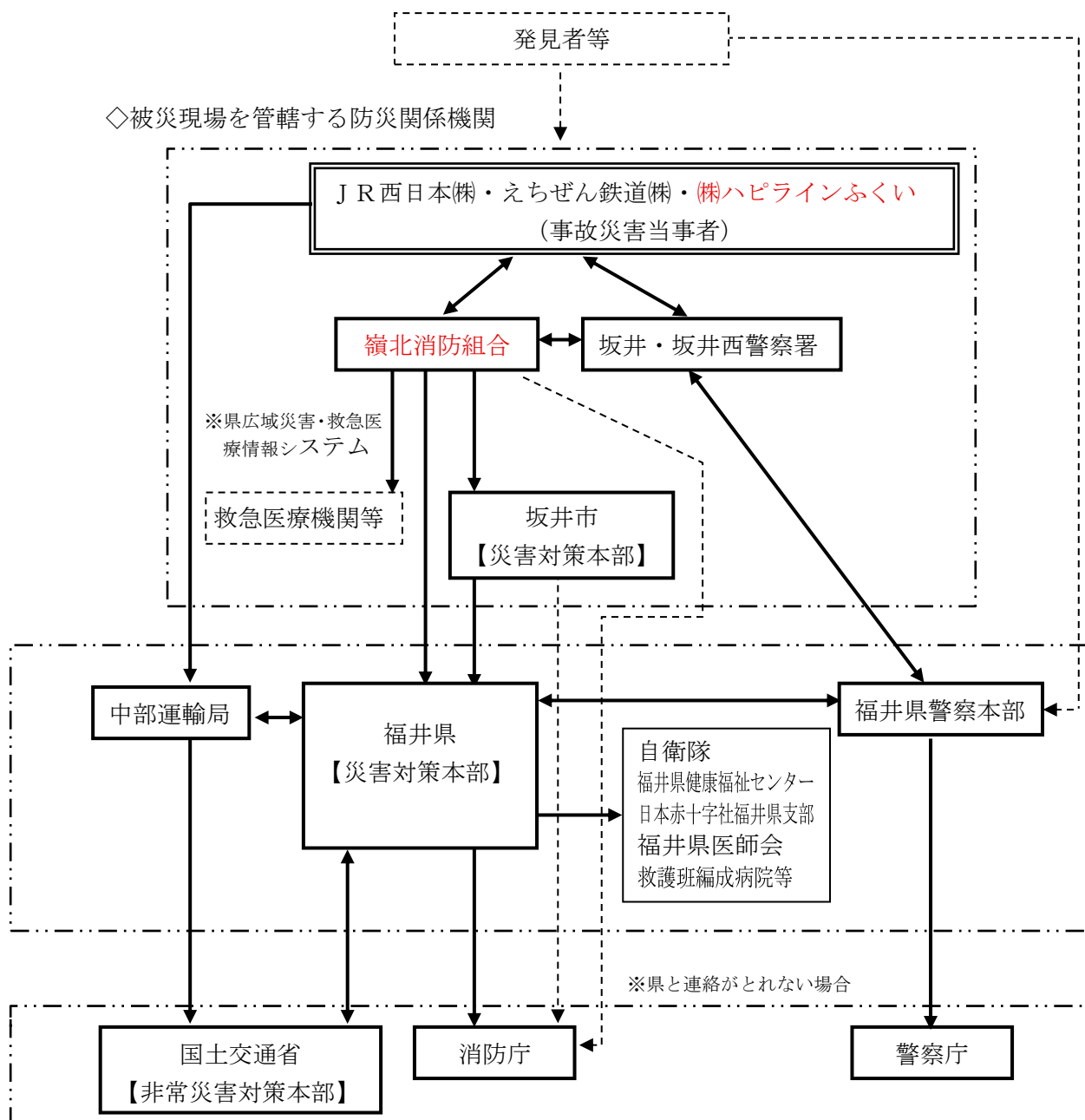
危機管理対策課、公共交通対策課、関係各課、嶺北消防組合

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆鉄道災害時における情報収集・連絡系統図◆



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

(1) 鉄道事業者

鉄道事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署及び中部運輸局に連絡する。

また、必要に応じて乗客、周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(2) 市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署

市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。

また、必要に応じて乗客、周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(3) 県及び県警察本部

県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集し、その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び**嶺北消防組合**は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、**嶺北消防組合**、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。

また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

(3) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、利用者の交通を確保するため、振替輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない鉄道事業者等は、可能な限りこれに協力する。

2 救急救助、消火活動

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及び鉄道事業者は、大規模な救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急救助及び初期消火活動を行うよう努めるとともに、救急救助活動及び消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(2) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、消防団も動員した救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等を要請する。**

(4) 福井海上保安署

福井海上保安署は、県等からの要請に基づき、陸上での救急救助活動が必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の救急救助活動及び消火活動を支援する。

(5) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

4 危険物等の防除活動

市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署は、鉄道事業者からの危険物等の流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性にあった防除活動を実施するとともに、必要に応じて周辺住民等の避難誘導等を行う。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

鉄道災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

鉄道災害防災関係機関は、市民に対し、鉄道災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

公共交通対策課、**嶺北消防組合**

第1 災害復旧の方針

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び鉄道車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び鉄道車両の復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第2 再発防止対策の実施

1 緊急点検

鉄道事業者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ鉄道の緊急点検を実施する。

2 原因究明

鉄道事業者は、国土交通省と連携し、事故災害発生直後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第3節 道路災害対策

【実施計画】

道路陥没や落橋、その他道路上での重大事故等の道路災害に対し、道路構造物の安全対策等の備えを充実し、予防措置を講じ、道路災害発生時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災 害 事 象	・道路構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による自動車への被害 ・道路上での重大事故（交通事故等） ・自動車の火災 ・自動車からの危険物等の流出等
災 害 の 発 生 場 所	・北陸自動車道（市内） ・一般国道、県道、市町村道等
被 災 者 等	・自動車の乗客等 ・事故地点周辺の市民等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、公共交通対策課、建設課、嶺北消防組合

第1 道路交通の安全のための情報の充実

市は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努める。

- (1) 気象庁による気象、地象及び水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集及び連絡体制の整備
- (3) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第2 道路構造物の災害予防

1 市道の災害予防

- (1) 市は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。
- (2) 市は、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

2 橋梁の損傷、劣化の点検

市は、主桁、主構、床版、支承部など橋梁の構造上重要な部材については、常時パトロールにより点検を行い、橋梁の劣化や損傷の有無を調査する。

第3 防災知識の普及

市は、他の道路管理者と相互に連携して道路利用者に対し災害時の対応等の防災知識の普及を推進する。特に、危険物等の運搬事業者に対しては、福井県高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会等を通じて運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故

発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図る。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、日本赤十字社福井県支部、県医師会及び道路管理者（以下、本章第3節において「道路災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

(2) 情報の連絡様式の標準化

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署及び他の道路管理者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(3) 情報の収集・連絡

道路災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 関係機関のとりべき措置

(1) 市

市は、他の道路管理者、警察、消防との連絡調整を明確にし、事故発生時には作業員等を現地に派遣できるような体制を整備する。

(2) **嶺北消防組合**

- ① 大規模な道路事故災害時に必要な救助工作車、高規格救急自動車等の整備に努める。
- ② 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成に努める。
- ③ 迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

(3) 坂井地区医師会

大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合に、搬送患者の効率的な受入可能状況等の情報を、市、県、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

3 合同防災訓練の実施

市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救急救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

4 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

市及び**嶺北消防組合**は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力強化並びに吸着剤、土嚢、処理剤等応急資機材の整備に努める。

5 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

道路災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができ、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

道路災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

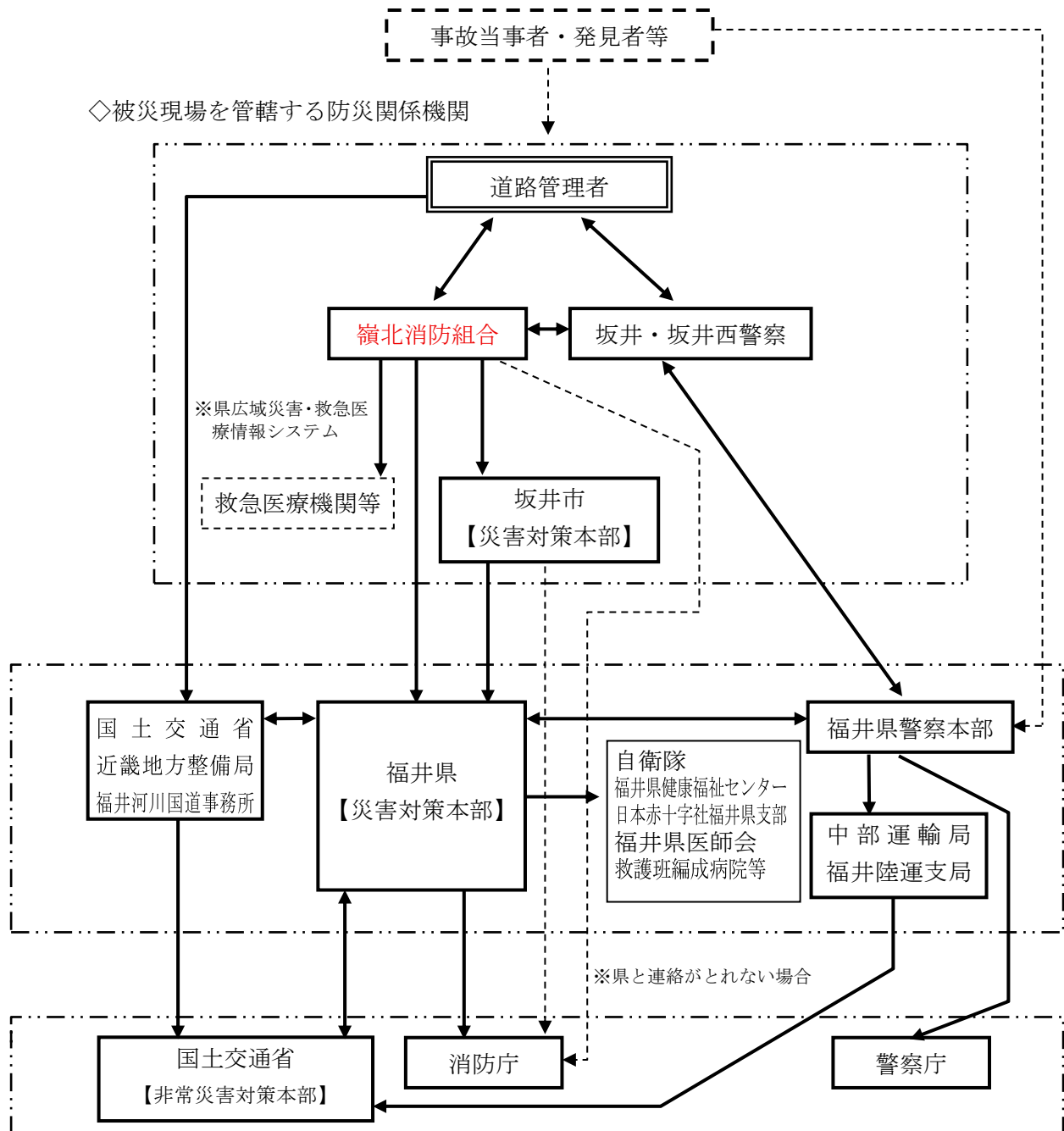
(3) 活動マニュアル及び活動資料の整備

道路災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第2項「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（道路施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努める。

第5 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な施設の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくとともに、複製を別途保存するよう努める。

◆道路災害時における情報収集・連絡系統図（北陸自動車道以外の道路で発生した場合）◆



（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

道路災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

- (1) 市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署及びその他の道路管理者
市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署及びその他の道路管理者は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。
また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。
- (2) 県及び県警察本部
県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集し、その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び**嶺北消防組合**は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、**嶺北消防組合**、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

- (1) 緊急輸送活動
市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。
- (2) 緊急輸送のための交通の確保
県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。
また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。
- (3) 通行の禁止・制限等及び代替交通路の確保
道路管理者及び警察官は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項及び第2項並びに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとる。この場合、市は、交通を確保するために必要な措置をとる。

2 救急救助活動及び消火活動

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動及び初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、消防団も動員した救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(3) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等**を要請する。

(4) 福井海上保安署

福井海上保安署は、県等からの要請に基づき、陸上での救急救助活動及び消火活動が必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の救急救助活動及び消火活動を支援する。

(5) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

4 危険物等の防除活動

市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署及びその他の道路管理者は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて周辺住民等の避難誘導等を行う。

5 道路施設及び交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速な障害物の除去、仮設道路の設置等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(2) 坂井・坂井西警察署

坂井・坂井西警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

道路災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

道路災害防災関係機関は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

建設課、**嶺北消防組合**

第1 災害復旧の方針

市は、道路災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第2 再発防止対策の実施

1 緊急点検

市は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ道路施設の緊急点検を実施する。

2 原因究明

市は、関係機関と連携のもと、事故災害発生直後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、県警察本部、**嶺北消防組合**等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

また、事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第4節 危険物等災害対策

【実施計画】

危険物、火薬類、高压ガス（液化石油ガスを含む。）、劇・毒物等施設における火災、爆発及び漏洩等の危険物等災害に対し、危険物等保安予防対策、危険物輸送保安対策、円滑な危険物等災害応急対策への予防措置を講じ、危険物等災害時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災 害 事 象	・危険物（消防法第2条第1項に規定する危険物をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災及び爆発 ・高压ガス（高压ガス保安法第2条に規定する高压ガスをいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災及び爆発 ・火薬類（火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。）の火災及び爆発 ・毒物（毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。）及び劇物（毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。）の飛散、漏えい、流出等
災 害 の 発 生 場 所	・危険物、高压ガス、火薬類、毒物又は劇物（以下「危険物等」という。）を取り扱う事業所及びその周辺
被 災 者 等	・自動車の乗客等 ・事故地点周辺の市民等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

嶺北消防組合

第1 危険物保安予防対策の推進

市及び嶺北消防組合は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育及び訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成並びに防火意識の普及啓発を図る。

また、危険物の貯蔵又は取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

1 保安教育の実施

- (1) 嶺北消防組合は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。
- (2) 事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、事業所内の危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させる。

2 自主保安体制の確立

- (1) 嶺北消防組合は、事業者に対し、予防規程の作成及び遵守並びに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進する。
- (2) 事業者は、隣接する事業者との相互応援体制の強化を図る。

3 保安指導の強化

嶺北消防組合は、以下の保安指導を実施する。

- (1) 事業者に対し、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の位置、構造及び設備について技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施する。
- (2) 事業者に対し、立入検査を適時実施する。
- (3) 事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行う。
- (4) 事業者に対し、危険物施設に対する地震、津波等の影響を遮断するための安全装置の設置等に関する指導を行う。
- (5) 事業者に対し、危険物取扱者の保安講習の受講の徹底についての指導を行う。

4 化学消防力の整備

- (1) 嶺北消防組合は、化学消防自動車、化学消火薬剤等の整備を図る。
- (2) 事業者は、危険物による災害の拡大を防止するため、必要な資機材、化学消火薬剤等の整備及び備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図る。

5 市の役割

市は、嶺北消防組合及び県の実施する危険物保安予防対策を支援するため、必要な資料及び情報の整理・収集・提供等を行う。

第2 高圧ガス及び火薬類の保安対策の推進

1 保安指導

市及び嶺北消防組合は、火薬類、高圧ガス及びLPガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、県等に対し、必要な資料及び情報の整理・収集・提供等を行い、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備等を重点に災害予防対策を推進する。

また、嶺北消防組合は、火薬類を消費しようとする者の実態把握に努め、災害発生時の障害とならないよう指導する。特に、LPガスについては、市民生活に密着しているため、安全対策について事業者を指導し、周知徹底させる。

2 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関連法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

第3 毒物及び劇物保安対策の推進

市は、毒物及び劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、県等に対し、必要な資料及び情報の整理・収集・提供等を行い、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備等を重点に災害予防対策を推進する。

また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第4 危険物等の輸送保安対策の推進

1 危険物等積載車両等の保安予防

- (1) 嶺北消防組合は、輸送車両の立入検査を適宜実施する。
- (2) 危険物を積載した船舶、航空機、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講じる。

2 事業者の措置

事業者はあらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図る。

- (1) 積降作業の監視体制及び輸送過程における安全装置の整備
- (2) 輸送経路を管轄する**嶺北消防組合**をはじめとする関係機関との連携強化及び災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及及び応急対策訓練の実施

3 市の役割

市は、**嶺北消防組合**等の実施する危険物等の輸送保安対策を支援するため、必要な資料及び情報の整理・収集・提供等を行う。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

- (1) 情報の収集・連絡手段の高度化
市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部並びに県医師会（以下、本章第4節において「危険物等災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。
- (2) 情報の連絡様式の標準化
市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。
- (3) 情報の収集・連絡
危険物等災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

- (1) 情報の分析整理のための人材育成
危険物災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。
- (2) 動員・参集体制の充実
危険物災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。
- (3) 活動マニュアル及び活動資料の整備
危険物災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第2項「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努める。

3 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加等

市は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、県等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加又は協力する。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

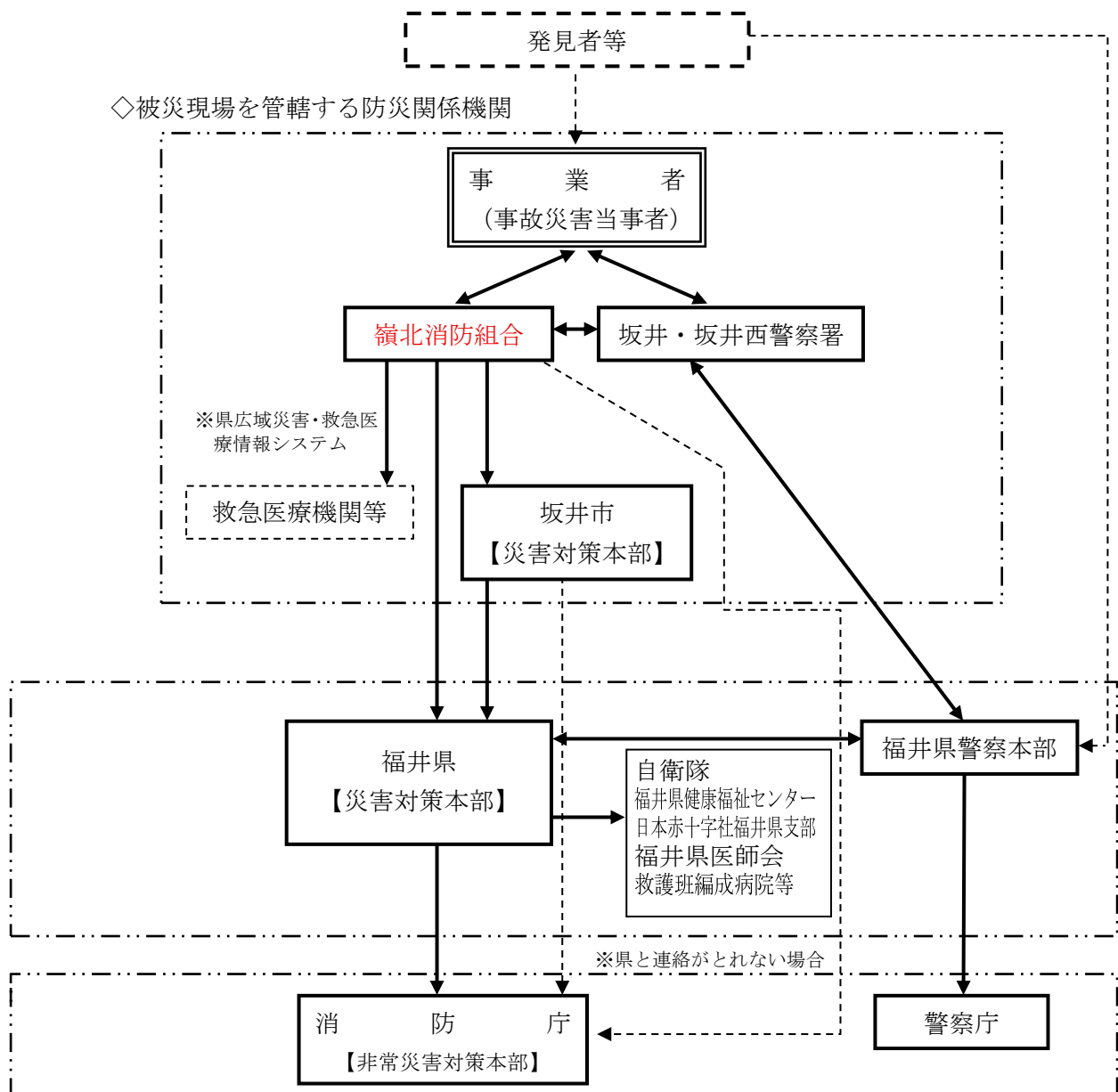
危機管理対策課、関係各課、嶺北消防組合

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

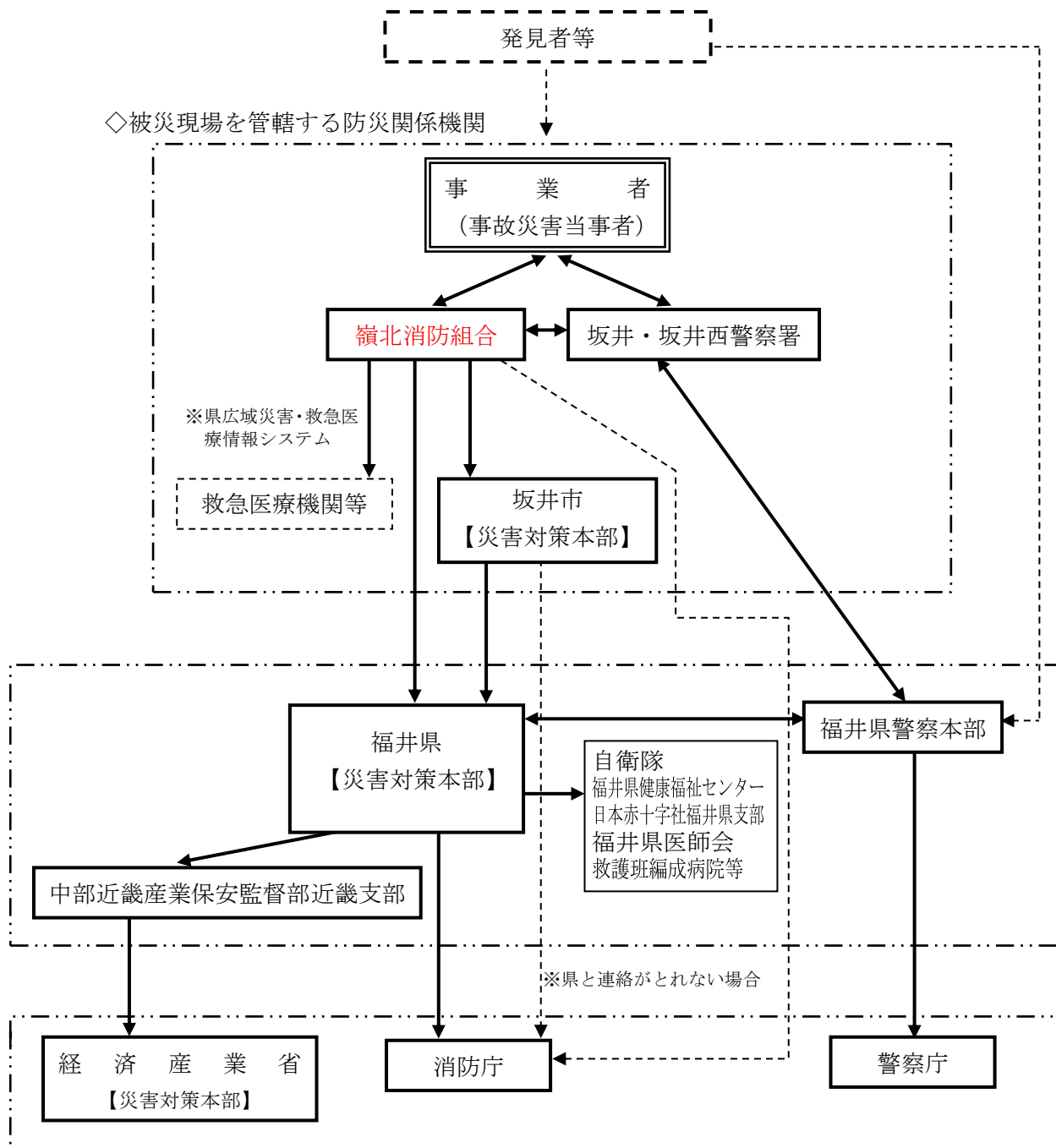
情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆危険物等災害時における情報収集・連絡系統図（危険物）◆



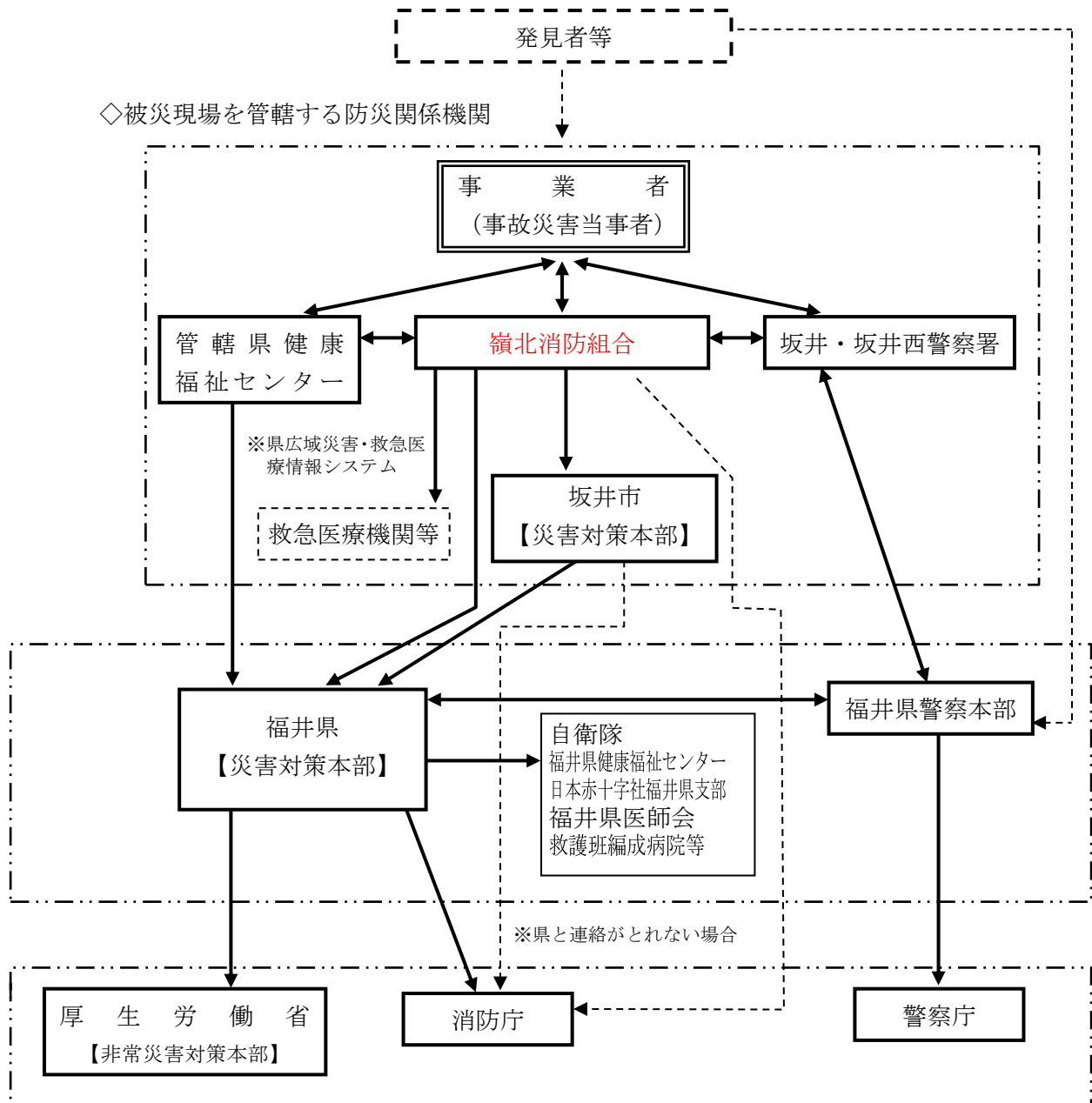
(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

◆危険物等災害時における情報収集・連絡系統図（高圧ガス・火薬類）◆



（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

◆危険物等災害時における情報収集・連絡系統図（毒物及び劇物）◆



（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

危険物等災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

(1) 事業者

事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署等に連絡する。

また、必要に応じて乗客、周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(2) 市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等

市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等は相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。

また、必要に応じて乗客、周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(3) 県及び県警察本部

県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集し、その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び**嶺北消防組合**は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、**嶺北消防組合**、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害発生時に的確な応急点検、応急措置等を講じる。

市、**嶺北消防組合**、県及び坂井・坂井西警察署は、危険物等災害時に危険物等の流出及び拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施する。

2 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。

また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

3 救急救助活動及び消火活動

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、消防団も動員した救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(2) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等**を要請する。

(3) 福井海上保安署

福井海上保安署は、県等からの要請に基づき、陸上での救急救助活動及び消火活動が必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の救急救助活動及び消火活動を支援する。

(4) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

4 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

5 危険物等の防除活動

市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署は、事業者から危険物等の流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて周辺住民等の避難誘導等を行う。

6 施設及び設備の応急復旧

市及び県は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設及び設備の救急点検を行うとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

危険物等災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

危険物等災害防災関係機関は、市民に対し、危険物等災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

関係各課

第1 災害復旧の方針

市等は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用し、環境に配慮しつつ被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化する。

第2 再発防止対策の実施

事業者は、指定地方行政機関と連携し、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**等の協力を得て、事故災害発生後その徹底的な原因究明に努め、その結果を踏まえ、危険物等関係施設の安全性の向上を図ることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第5節 大規模な火事災害対策

【実施計画】

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、出火・延焼予防対策、防災空間の整備、火災に強いまちづくり対策及び円滑な大規模火事災害応急対策への予防措置を講じ、大規模な火事災害時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災害の発生場所	・住宅密集地 ・高層建築物 ・特殊建築物
被災者等	・火災発生場所 ・火災発生場所周辺の市民等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、都市計画課、建設課、嶺北消防組合、坂井消防団

第1 火災に強いまちづくりの推進

市は、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業等の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

1 市街地再開発の推進

市は、低層の木造住宅密集地において、細分化された宅地の統合、耐火建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、地区住民に対する指導及び助言を積極的に行う。

2 土地区画整理事業の推進

市は、幹線街路、区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配慮及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのための事業を推進する。

第2 防災空間の整備

1 都市公園の整備

市は、災害時に避難場所又は防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

2 都市緑地等の整備

市は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。

3 道路空間の整備

- (1) 市は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。
- (2) 市は、幹線道路については、災害時における緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- (3) 市は、幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

4 河川空間の整備

市は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

5 港湾空間の整備

国及び県が、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市は、国及び県とともに避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。

第3 出火予防対策の推進

1 一般家庭に対する指導

- (1) 市及び嶺北消防組合は、防火意識の普及啓発に努める。
- (2) 嶺北消防組合は、一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

2 立入検査の強化

嶺北消防組合は、消防法第4条の規定に基づく立入検査を、消防対象物の用途、地域の特性等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

3 防火管理者制度の推進

嶺北消防組合は、消防法第8条第1項の規定に基づき、多人数を収容する防火対象物の管理者等に対し、防火管理者を定め、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、避難用設備等の維持管理及び収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

4 消防設備保守体制の充実

- (1) 嶺北消防組合は、防火管理者に対し、消防用設備等の適正な整備を指導する。
- (2) 嶺北消防組合は、消防設備士に対し、県の実施する消防設備士講習の受講を徹底する。

5 火災警報の発令及び周知徹底

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、市民等に対する周知等必要な措置を講じる。

第4 延焼予防対策の推進

1 消防力の強化

- (1) 消防計画に基づく消防活動体制の整備

嶺北消防組合は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。

- (2) 避難場所・避難経路周辺等の安全確保

嶺北消防組合は、避難場所、避難路等周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽、可動式動力ポンプ等を配備し、地域住民の安全確保を図る。

- (3) 消防団活動体制の整備強化

嶺北消防組合は、地域住民に対する地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進及び消防団の活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の整備を図る。

- (4) 防火水槽等消防水利の整備

- ① 嶺北消防組合は、消防水利の不足地域及び消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。
 - ② 嶺北消防組合は、消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、多様な水利施設の整備を図る。
 - ③ 嶺北消防組合は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、効果的な消防推理の整備確保を図る。
- (5) 消防応援体制の整備
- 市及び嶺北消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援体制及び受入体制の整備を図る。

2 建築物の不燃化

- (1) 防火地域、準防火地域等の指定

市は、容積率400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率の上限が80%の商業地域及び近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

- (2) 市営住宅の不燃化推進

市は、団地内に公園、緑地、通路等を確保することにより、火災に強い公営住宅づくりを推進する。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

- (1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、日本赤十字社福井県支部及び(一社)福井県医師会（以下、本章第5節において「火事災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

- (2) 情報の連絡様式の標準化

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

- (3) 情報の収集・連絡

市及び火事災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

火事災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

火事災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

(3) 活動マニュアル及び活動資料の整備

火事災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう「第1編 第5章 第5節 第2項 災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。

3 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

市及び~~嶺北消防組合~~は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

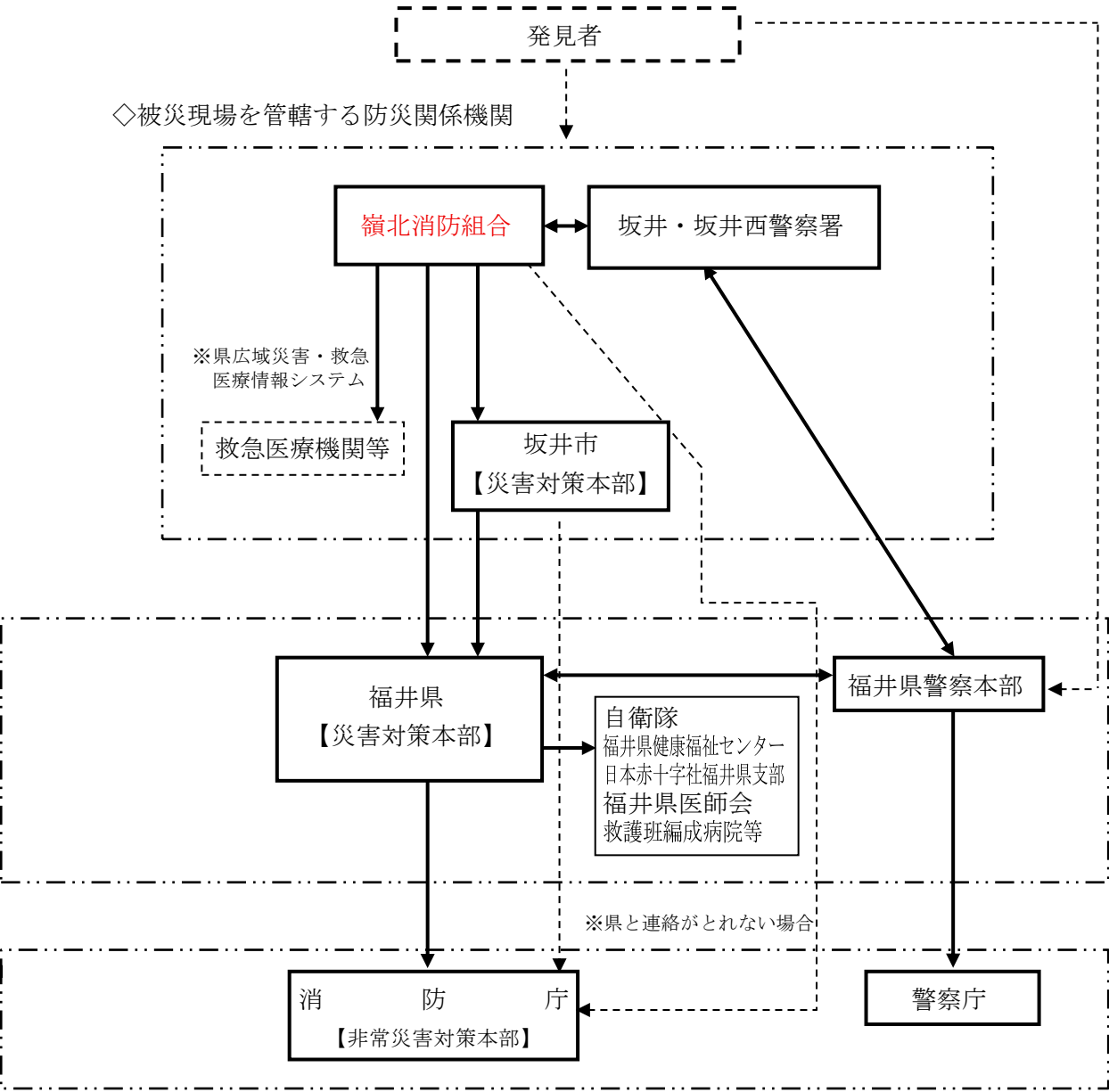
危機管理対策課、関係各課、嶺北消防組合、坂井消防団

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆大規模な火災時における情報収集・連絡系統図◆



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

(1) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市、坂井・坂井西警察署及び県に連絡する。

また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図る。

(2) 市及び坂井・坂井西警察署

市及び坂井・坂井西警察署は相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。

また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図る。

(3) 県及び県警察本部

県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集し、その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び嶺北消防組合は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、嶺北消防組合、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

被災現場を管轄する防災関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。被災現場を管轄する防災関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。

また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

2 救急救助活動及び消火活動

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、消防団も動員した救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(2) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等**を要請する。

(3) 福井海上保安署

福井海上保安署は、県等からの要請に基づき、陸上での救急救助活動及び消火活動が必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の救急救助活動及び消火活動を支援する。

(4) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

4 施設及び設備の応急復旧

市、県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

火事災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

火事災害防災関係機関は、市民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧・復興計画

【主な実施担当】

関係各課

大規模な火事災害後の復旧及び復興については、「第1編 第4章 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第6節 林野火災対策

【実施計画】

火災多発期の入山者の焚き火やたばこの不始末等による林野火災に対し、火事発生の未然防止対策、監視体制、資機材の整備、消防体制の整備、円滑な応急体制への予防措置を講じ、林野火災発生時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

・火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、農業振興課、林業水産振興課、嶺北消防組合、坂井消防団

第1 防火意識の普及啓発

市、嶺北消防組合及び福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図る。

また、市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域内において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 監視体制の強化

市、嶺北消防組合及び福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱上の指導を行って火災の発生を防止する。

1 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講じる。

2 火入れの協議

市長は、火入れによる失火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に嶺北消防組合と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知する。

3 たき火等の制限

市長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導する。

また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火又は喫煙を制限する。

第3 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

市、嶺北消防組合及び福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進する。

1 予防施設

防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、効果的な消防活動等に必要なヘリポー

トの整備に努める。

2 林野火災対策用資機材

市、県、**嶺北消防組合**及び福井森林管理署は、空中消火資機材、可動式ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備並びに備蓄する。

第4 消防体制の整備

市及び**嶺北消防組合**は、県、福井森林管理署、自衛隊、坂井・坂井西警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、**嶺北消防組合**は、空中消火資機材等の取扱いに習熟する。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、**嶺北消防組合**、県、坂井・坂井西警察署、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部及び(一社)福井県医師会(以下、本章第6節において「林野火災防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

(2) 情報の連絡様式の標準化

市、**嶺北消防組合**、坂井・坂井西警察署、県及び福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(3) 情報の収集・連絡

林野火災防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

林野火災防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができ、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

林野火災防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

(3) 活動マニュアル及び活動資料の整備

林野火災防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第2項「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。

3 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

市、**嶺北消防組合**及び福井森林管理署は、林野火災が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

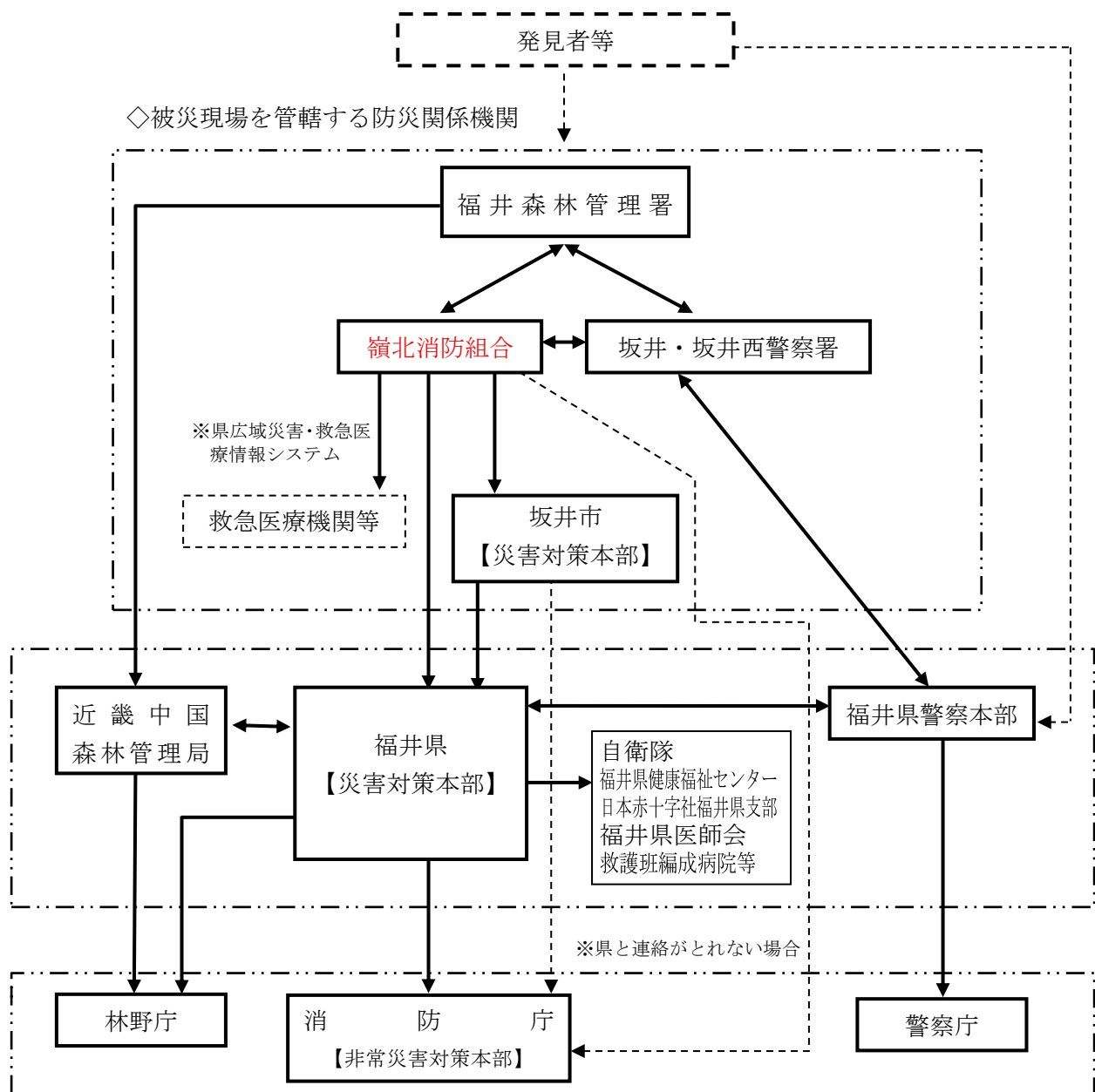
危機管理対策課、関係各課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆林野火災時における情報収集・連絡系統図◆



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

(1) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市、坂井・坂井西警察署及び県に連絡する。

また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図る。

(2) 市及び坂井・坂井西警察署

市及び坂井・坂井西警察署は相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。

また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図る。

(3) 県及び県警察本部

県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集し、その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び嶺北消防組合は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、嶺北消防組合、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

県公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、市の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じる。

また、福井海上保安署は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

2 救急救助活動及び消火活動

市、嶺北消防組合、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 嶺北消防組合

嶺北消防組合は、消防団も動員した救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(2) 坂井・坂井西警察署（県公安委員会）

坂井・坂井西警察署は、署員による救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等**を要請する。

(3) 福井海上保安署

福井海上保安署は、県等からの要請に基づき、陸上での救急救助活動及び消火活動が必要であると判断した場合は、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署等の救急救助活動及び消火活動を支援する。

(4) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

4 二次災害の防止活動

市、県及び福井森林管理署は、林野火災により河川の流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その際、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

林野火災防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

林野火災防災関係機関は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

農業振興課、林業水産振興課

防災関係機関は、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第7節 海上災害対策

【実施計画】

船舶の遭難、火災等による大規模な海上災害に対し、海上防災思想の普及及び円滑な災害応急対策の準備等の予防措置を講じ、海上災害発生時に迅速かつ適切に対処する。

◆想定する災害◆

災 害 事 象	・船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難
災 害 の 発 生 場 所	・市の沿岸水域
被 災 者 等	・船舶の乗員、乗客等

第1項 災害予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、林業水産振興課、嶺北消防組合

第1 海上防災思想の普及

市は、福井海上保安署の実施する海難防止及び海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等に協力し、海上災害防止思想の普及に努める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

市、嶺北消防組合、県、坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会（以下、本章第7節において「海上災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に、また、他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。

(2) 情報の連絡様式の標準化

市、嶺北消防組合、県、坂井西警察署、福井海上保安署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

(3) 情報の収集・連絡

海上災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

海上災害防災関係機関は、収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができ、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 動員・参集体制の充実

海上災害防災関係機関は、夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努める。

(3) 活動マニュアル及び活動資料の整備

海上災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第2項「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努める。

4 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加等

市は、海上災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、県等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加又は協力する。

第2項 災害応急対策計画

【主な実施担当】

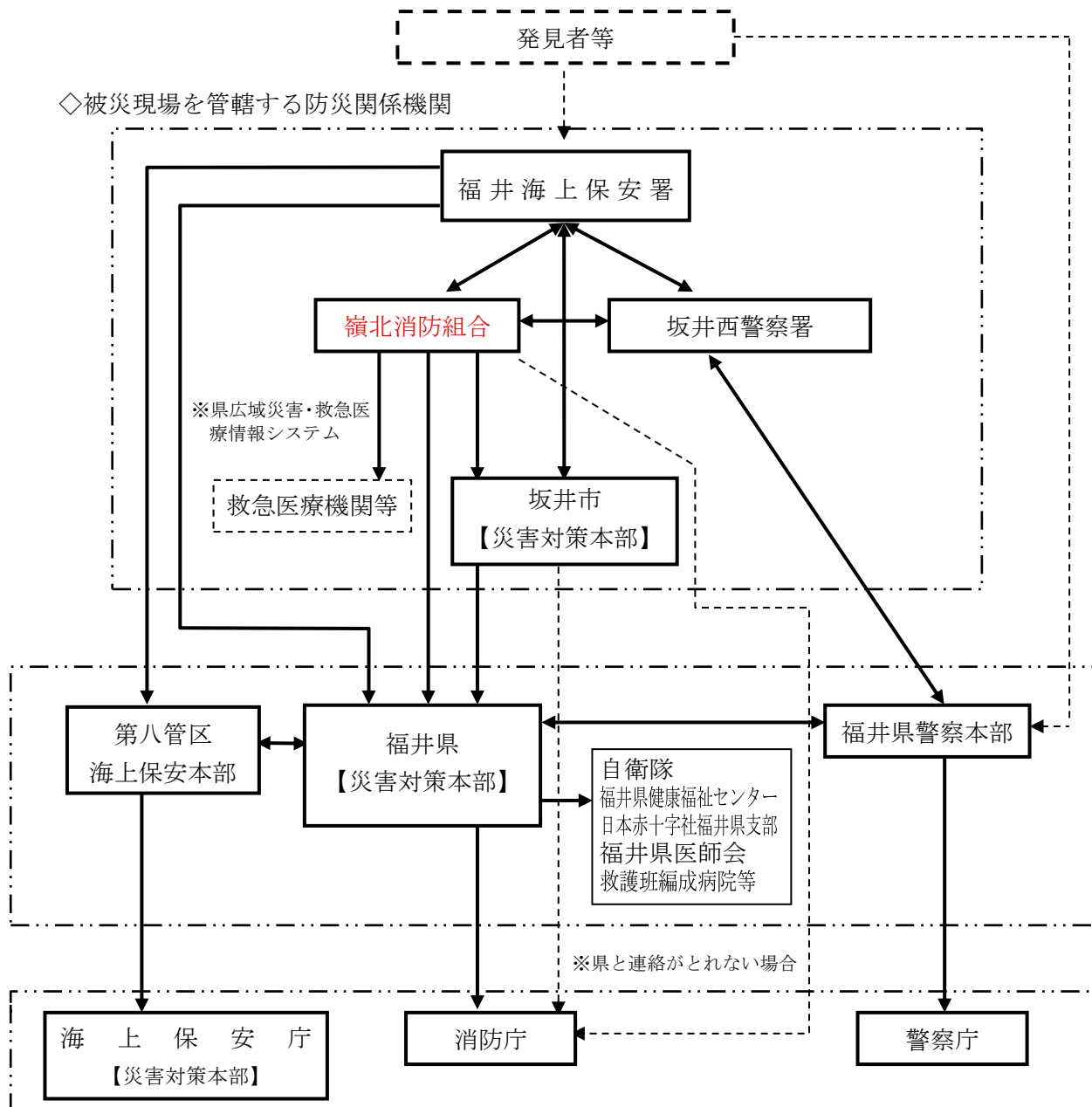
危機管理対策課、林業水産振興課、建設課、関係各課、嶺北消防組合

第1 情報の収集・連絡、避難誘導等

1 情報の収集・連絡経路

情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりである。

◆海上災害時における情報収集・連絡系統図◆



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告すること。

2 被害情報の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有する。

(1) 福井海上保安署

福井海上保安署は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市、**嶺北消防組合**、坂井西警察署、県及び第八管区海上保安本部に連絡する。

(2) 市、**嶺北消防組合**及び坂井西警察署

市、**嶺北消防組合**及び坂井西警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部へ連絡する。

また、必要に応じて周辺住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(3) 県及び県警察本部

県及び県警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集する。その際には、画像情報の積極的な活用を図る。

第2 活動体制等の確立

1 活動体制の確立

市及び**嶺北消防組合**は、「第1編 第3章 第1節 緊急活動体制計画」及び消防計画等の定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報する。

2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

市は、県をはじめ県警察本部、関係市町、**嶺北消防組合**、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 救援活動

1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

市及び関係機関は、負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動を行う。市及び関係機関において対応できない場合は、県に協力を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

福井海上保安署は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて船舶交通の禁止又は制限の措置を講じる。

また、県公安委員会は、道路において交通を確保する必要がある場合は、一般車両の交通を制限し、又は禁止する。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報する。

2 搜索活動、救急救助活動及び消火活動

市、**嶺北消防組合**、県、坂井西警察署、福井海上保安署及びその他の道路管理者は、大規模な搜索活動、救急救助活動及び消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ確に実施する。

(1) **嶺北消防組合**

嶺北消防組合は、消防団も動員した搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求め

るほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとし、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供する。

(2) 坂井西警察署（県公安委員会）

坂井西警察署は、署員による搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ県警察本部を介し、**自県及び他都道府県の保有するヘリコプターの出動及び広域緊急援助隊の派遣等**を要請する。

(3) 福井海上保安署

福井海上保安署は、巡視船艇、航空機等を出動させ、搜索活動、救急救助活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携する。

(4) 県

県は、市又は**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、搜索活動、救急救助活動及び消火活動に関し次の措置を講じる。

- ① 防災ヘリコプターの出動
- ② 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- ⑦ 救護班の派遣命令・要請
- ⑧ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

3 医療救護活動

市、県、坂井西警察署、福井海上保安署、日本赤十字社福井県支部及び県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

① 市

市は、**嶺北消防組合**から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県

ア 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

イ 坂井健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たる。

ウ 坂井健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 県は、市から連絡があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用する。

カ 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請する。

(2) 被災現場での医療救護活動

市は、県、救護班、坂井健康福祉センター等に協力して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行う。

4 二次災害の防止活動

福井海上保安署は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理又は指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

第4 広報活動

1 被災者の家族等への情報提供

災害の原因者である船舶の所有者等及び海上災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 市民への情報の提供

災害の原因者である船舶の所有者等及び海上災害防災関係機関は、市民に対し、海上災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供する。

第3項 災害復旧計画

【主な実施担当】

林業水産振興課、建設課

第1 災害復旧の方針

市及び関係機関は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第2 船舶交通の危険防止

市は、福井海上保安署の実施する災害の原因者である船舶の所有者等への船舶の除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置、又は勧告に必要な情報を促進する。

第 6 章 雪害対策計画

第 6 章 雪害対策計画

《目 次》

第 1 節	雪害予防計画.....	317
第 2 節	雪害応急対策計画.....	332
第 3 節	雪害復旧計画.....	352

第1節 雪害予防計画

第1項 雪に強いまちづくり計画

【主な実施担当】

都市計画課、建設課、**嶺北消防組合**

【実施計画】

雪害の軽減を図り、安定した日常生活及び社会経済活動を確保するためには、雪に強いまちづくりが重要であることから、雪に強い住宅地づくり、避難場所、避難路等の確保等の対策を推進する。

第1 雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進する。

1 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

2 雪に強い住環境整備

隣接地を考慮した建物配置や排雪スペースを考慮した宅地規模と敷地造成の指導を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

第2 避難所及び避難路の確保等

市は、雪害等が発生した場合に市民が円滑に避難することができるよう、避難所及び避難路の確保等を図る。

1 避難所の確保

市は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性、**感染症対策**等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、**なだれ等の危険性、施設の耐雪性など**雪害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、**日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。**

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定する。

又、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、関係者と調整を図る。

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間

の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

2 避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

3 避難所の設備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地 域	施 設 ・ 設 備
行 政 区	・ 町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・ 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄
小 学 校 区	・ 小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・ 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・ 仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・ 施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄

中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）

4 避難路の確保

市は、なだれ等が発生した場合に備え、市民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講じる。

- (1) 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (2) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (3) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

5 避難誘導標識の設置

市は、市民が安全に避難場所に到着することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第3 消防活動体制の強化

1 冬期活動体制の強化

嶺北消防組合は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成する。

また、消防車両の整備に際しては、四輪駆動及び積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図る。

2 消防水利の確保

嶺北消防組合は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努める。

また、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成する。

3 関係機関との連絡体制

嶺北消防組合は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急救助活動を実施するため、道路管理者との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域市民に対し除雪等について協力を要請するものとする。

第4 孤立予防対策

1 実態の調査

市は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態を把握する。

2 事前の措置

市は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置を実施する。

市は、孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

第2項 建築物雪害予防計画

【主な実施担当】

関係各課

【実施計画】

雪害による建築物の発生を防止するためには、建築物の安全性を確保することが重要であることから、公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上を図る。

第1 公共建築物の耐雪性の向上

学校、社会福祉施設、医療施設、市庁舎、コミュニティセンター等不特定多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設について、施設設置者又は管理者は、当該施設の耐雪性の向上を図る。

1 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等十分な雪害対策を講じる。

2 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成等事前に十分な雪害対策を講じる。

第2 一般建築物の耐雪性の向上

市は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進する。

第3 雪に強い家づくりの推進

市は、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図るものとする。

第3項 なだれ災害等予防計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、公共交通対策課、建設課

【実施計画】

なだれ災害並びに融雪等による水害及び土砂災害を未然に防止し、なだれ等が発生した場合に被害の軽減を図るため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、必要な防止設備及び十分な警戒・避難体制の整備を図る。

第1 なだれ危険箇所の把握

市は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努める。

第2 なだれ災害等防止施設の整備等

1 なだれ防止施設の整備

市は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所においてなだれ防止柵、階段工、予防柵工、減勢工等なだれ防止施設の整備及びなだれ防止林の造成を図る。

2 河川事業等の推進

市は、国及び県と連携のもと、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための河川事業、砂防事業、治山事業、なだれ対策事業等を推進する。

第3 警戒・避難体制の整備

市は、なだれ危険箇所について周知するとともに、警戒・避難体制の整備を図る。

1 危険箇所の周知

なだれ危険箇所を公表し、関係市民に周知徹底を図り、注意を喚起する。

2 なだれ危険箇所等の巡視

なだれ危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努める。

3 警戒・避難基準の設定

地域の特性を考慮し、警戒又は避難を行うべき基準をあらかじめ設定するよう努める。

第4 道路及び鉄軌道のなだれ事故防止対策

道路及び鉄道のなだれ事故防止対策は、「第1編 第6章 第1節 第4項 交通対策計画」の第2及び第3によるほか、次に掲げる対策を講じる。

1 なだれの早期発見

市並びに西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、なだれの早期発見に努めるため、適時所管施設の巡視警戒を行う。

2 標識の整備

市は、なだれ危険箇所を周知するため、管理する道路における標識を整備する。

3 事故防止措置

坂井・坂井西警察署は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講じる。

第4項 交通対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、公共交通対策課、建設課

【実施計画】

市民の日常生活及び社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが極めて重要であることから、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

第1 冬期交通の安全確保及び円滑化対策

1 冬期交通の安全確保

市は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、スタッドレスタイヤ・チェーンの装着、スコップ、砂、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車等の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図る。

2 マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

市は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。また、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するように要請するものとする。

3 倒木対策の推進

市並びに西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

第2 道路交通対策

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、国及び県と連携した計画的・予防的な通行止めや、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

また、豪雪等に対し、道路交通の確保を確保できるよう、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。

特に集中的な大雪に対しては、市は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に国、県及び高速道路事業者と調整の上、計画的・予防的な通行規制や集中的な除雪作業が円滑に実施されるよう対応するものとする。

1 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除排雪作業の効率化のため、幹線道路において、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど雪に強い道路交通ネットワークを確立する。

(1) 堆雪帯の整備

除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するため、堆雪帯を備えた広幅員道路の整備を推進する。

(2) 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、必要に応じて消雪パイプ等の消融雪施設を設置する。

(3) なだれ対策施設の整備

山間地における交通の確保を図るため、なだれ危険箇所になだれ防止柵、スノーシェッド等の設置を推進する。

2 除雪用施設及び資機材の整備

市は、管理する道路の各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

(1) 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。

(2) 道路状況確認カメラの整備と連携強化

道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。

(3) 雪捨て場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨て場の確保及び整備を図る。

(4) 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置する。

3 除排雪の担い手の確保

(1) 除排雪事業者の確保

除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に向け、週休2日の推進、施工時期の平準化及び賃金の引き上げ等を図るものとする。

(2) 除雪オペレータの養成

継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。

4 道路除雪計画の作成等

(1) 道路除雪計画

市は、毎年道路除雪計画を作成する。

作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)等の関係機関とも調整を図る。

(2) 道路情報連絡体制の充実強化等

市は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するように、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、他の道路管理者と連携のもと、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。

(3) 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、短期間の集中的な大雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。

道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

5 交通安全施設の整備等

(1) 交通安全施設の整備強化

坂井・坂井西警察署は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図る。

(2) 道路交通情報連絡体制の充実強化等

坂井・坂井西警察署は、交通管制センター及び日本道路交通情報センターの体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図る。

なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行う。

6 市民等の協力体制づくりの推進

市は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について市民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかける。

第3 鉄軌道交通対策

豪雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、市、国、県及び鉄軌道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。

1 除雪車両等の整備点検等

西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図る。

2 整備計画の策定等

西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。

3 除排雪体制の強化

西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化する。

また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分に行う。

駅構内など人力除雪が必要な個所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、高圧洗浄機の導入、市町等の応援体制を強化するほか、除雪用資機材を相互に貸与し、除雪機械や要員の確保に努めるものとする。

4 情報連絡体制の充実強化

西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい及びえちぜん鉄道(株)は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

第4 バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

また、運行体制や「雪害に関する事業継続計画」等を見直し、異常降雪時には優先的に確保する路線を事前に設定し、道路管理者に対してバスの運行に必要な除雪の実施を求めるよう努めるものとする。また、バスの車庫前など敷地内の除雪作業を行うことができるよう、除雪機等の資機材を整備するものとする。

第5 情報連絡体制の充実強化

市は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、市民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図る。特に、CATV、有線放送、防災行政無線、**防災行政メール**等を通じて市民等に対して情報提供を行う。

第5項 ライフライン施設雪害予防計画

【主な実施担当】

上下水道課、各事業所

【実施計画】

電気通信、電力、ガス及び上下水道の施設は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであることから、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者及び水道事業者（以下、本章において「ライフライン事業者」という。）は、降積雪時においてもその機能を確保できるように施設の耐雪化等を図るとともに、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報の連絡体制を強化する。

第1 電気通信施設

1 電気通信施設の耐雪化

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性に鑑み、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図る。

2 災害対策用機器の配備

西日本電信電話(株)福井支店は、災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、災害対策用機器を配備する。

第2 電力施設

電気事業者は、雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努める。

第3 ガス施設

1 施設の耐雪化等

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、LPガス設備にあつては冬期におけるガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行う。

また、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底する。

2 安定供給の確保

ガス事業者は、道路の通行止め等により輸送ができない場合に備え、ガス原料の備蓄の増強に努めるとともに、ガス原料の代替供給元を確保する。

第4 上下水道施設

市は、積雪時の水道の供給を確保するため、水道施設の耐雪化に努めるとともに、除排雪による二次的な被害の防止等に努める。

1 施設の耐雪化

積雪又はなだれによる施設の破損、凍結による空気弁、給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が予想されるため、設計施行時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等

の耐雪化について十分な検討を行い、適切な運転管理を行うことができる構造とする。

2 除排雪による被害の防止等

上水道については、水源池等の施設が除排雪による影響を受けることがないように標識、柵等で注意を喚起する。

また、積雪時の水道水の融雪利用により水道水の供給に影響が出ないように、利用者に対し節水についての協力を要請する。

第5 情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供をするよう情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

第6項 農林水産業雪害予防計画

【主な実施担当】

農業振興課、林業水産振興課

【実施計画】

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

第1 農業、畜産業

市は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、温室・ビニールハウス及び樹園地への融雪装置及び融雪溝の設置、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。

また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検、およびビニールの除去等を農業者に指導するものとする。併せて、自然災害による農作物や施設園芸用施設等の被害に農業者自らが備えるため、農業保険の加入推進に努めるものとする。

第2 林業

市は、林業者に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進する。

第3 水産業

市は、各漁業協同組合等に対し、流通施設、燃料補給施設等の耐雪化を指導するとともに、漁業者に対し、係留漁船の早期除雪を指導する。

第7項 地域ぐるみ予防推進計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、各支所、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、都市計画課、建設課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

雪害に対しては、防災関係機関の的確な対応に合わせ、市民、事業所等の迅速かつ持続的な活動が不可欠であることから、地域の防災力の向上を図り、地域ぐるみの雪害予防対策を推進する。

第1 市民協力体制の確立

1 市民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、市は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、テレワークの推進、不要不急の外出を控える等について普及啓発及び広報に努める。

併せて、屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知徹底に努める。

2 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、市民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、市は、広報等による啓発活動、区等を通じた協力の要請等に努める。

また、市は、自主防災組織等の活用等市民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努める。

第2 要配慮者対策

積雪時には高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、市は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努める。

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハ

ザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

また、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

医療機関及び社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者及び物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、平時から個別避難計画の整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、要配慮者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。

第3 企業の体制

県および市は、雪害による民間企業の操業停止や製品出荷遅れ等の企業活動への損害を最小限に抑えるため、民間企業に対する事業継続計画の策定を推進するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

第4 各種業者の体制

(1) 卸売業者等

卸売市場、仲卸業者、スーパー（配送センターや店舗）は、集中的な降雪が予想される場合に、通常より製品の入荷量や在庫量を増やし、備蓄しておくための体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 石油業者

各給油所は、集中的な降雪が予想される場合には、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しを実施するよう努めるものとする。

(3) 運送業者

運送業者は、事前の泊まり込みなどによる運転手の確保や、雪害時に通常の配送経路が使用できない場合に備え、代替配送経路の事前の確保に努めるものとする。また、県は、運送業者に対し、降雪時の除雪計画等について、毎年、降雪期前に説明するものとする。

第2節 雪害応急対策計画

第1項 除雪体制

【主な実施担当】

建設課、**嶺北消防組合**

【実施計画】

雪害に際し、市をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、雪害の規模、程度等に応じた組織の配備、運営等について体制を確立する。

第1 坂井市除雪対策本部の設置

1 除雪機構

坂井市本庁舎に除雪対策本部を設け、その構成は下記のとおりとする。

除雪対策本部長 **危機対策監**

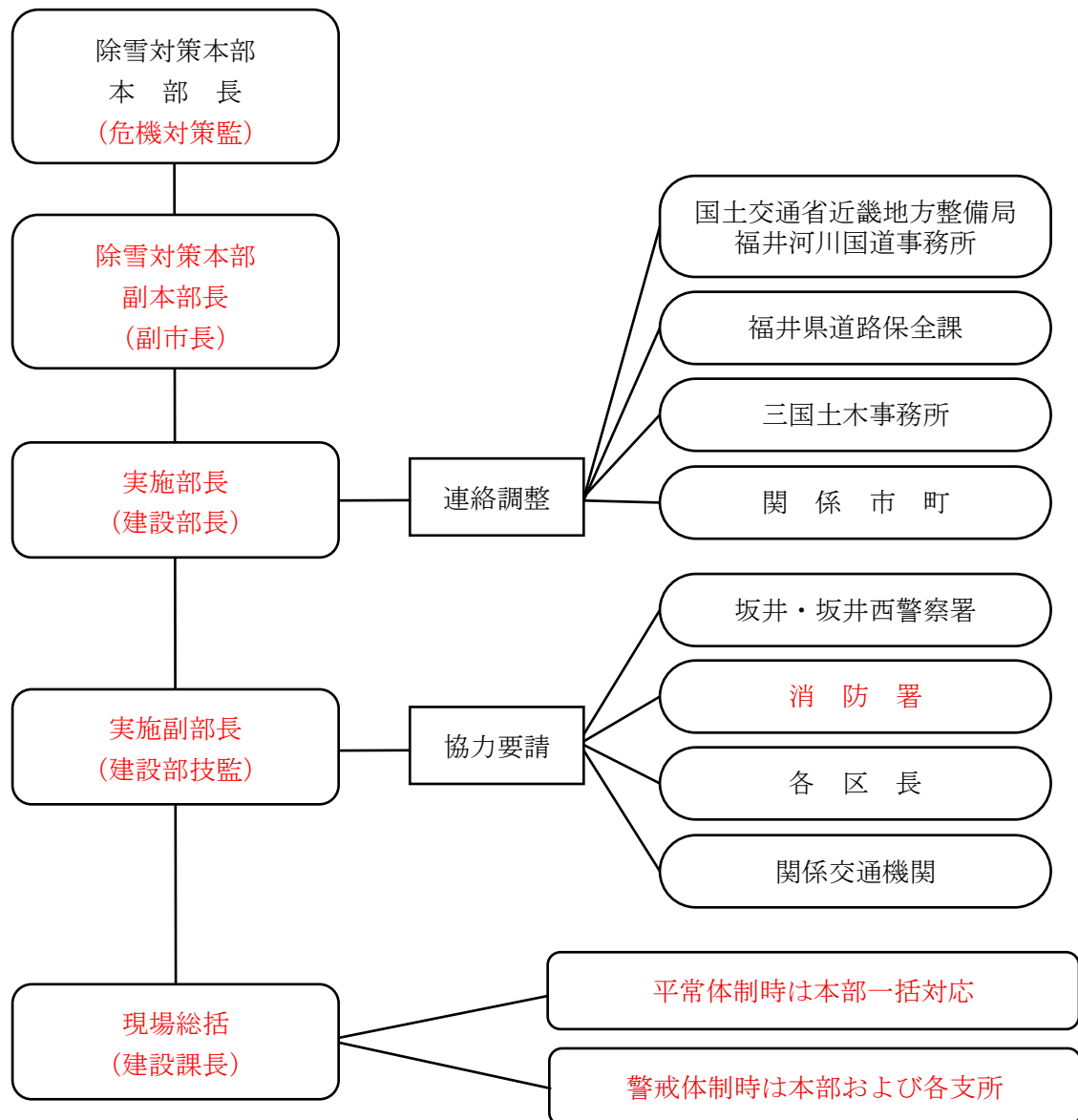
除雪対策副本部長 **副市長**

除雪対策実施部長 建設部長

除雪対策実施副部長 **建設部技監**

除雪対策本部長は、実施部長を指揮するとともに、実施部相互間の連絡調整を行う。

2 除雪対策本部組織



3 除雪対策本部設置期間

毎年12月1日～翌年3月15日まで

第2 動員計画

除雪対策本部長は、冬期積雪時における主要道路及び生活路線の確保のため、次の「第3 除雪出動基準」に沿って、毎年編成する除雪機動班を動員する。除雪対策実施部長は、除雪対策本部長及び除雪対策実施副部長と緊密な連絡の上、有効適切な除雪作業を実施する。

また、**実施部長**は三国土木事務所及び関係市町と連絡調整を行うとともに、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**、各区長及び関係交通機関へ協力を要請する。

豪雪災害時には、災害対策本部の指示により警戒体制及び緊急体制へ移行し、災害対策本部による動員を行う。

第3 除雪出動基準

除雪作業における体制及び出動基準は下表による。

体制	降雪の状況	作業内容
準備体制	・気象情報等により降雪が10cm以上予想される場合	・除雪機械の始動点検 ・除雪要員の待機
平常体制	・積雪量が10cmを超え、今後更に降雪が予想される場合	・最重点除雪路線の除雪 ・幹線除雪路線の準備又は除雪 ・ 幹線除雪路線の除雪
	・積雪量が15cmを超え、今後更に降雪が予想される場合	・一般除雪路線・その他の除雪
警戒体制	・積雪量が 40 cmを超え、今後更に積雪が予想される場合	・除雪要員の増強 ・委託業者による除雪の強化 ・排雪作業の準備及び開始 ・災害対策本部の設置準備
緊急体制	・積雪量が90cm以上に達した場合 ・更に今後降雪が予想される場合（異常降雪状態）	・災害対策本部の設置 ・情報連絡の強化 ・排雪作業の強化 ・緊急路線の交通確保

第4 災害対策本部の設置

市長は、積雪量が90cmを超え、更に今後降雪が予想される状況で、市道交通の途絶、消防活動の困難、生鮮食料品等生活必需品の輸送入荷の減少、孤立地区の続発、大規模なだれによる人身被災等が生じたとき、又はそのおそれが著しく増大したときには災害対策本部を設け、非常配備を指令する。

第5 災害救助法の適用

積雪量がおおむね2mを超え、かつ平年の積雪量を大きく上回る状況で、多数の生命及び住家に被害を及ぼし危険な状態となったときの除雪又は異常な積雪のための孤立等特殊な状況が発生したときの救助について災害救助法を適用することができる。この場合の実施は知事が行うが、知事より委任された場合は市長が行う。

第2項 防災気象情報伝達計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、各支所、農業振興課、林業水産振興課、建設課、嶺北消防組合

【実施計画】

各防災関係機関は、福井地方気象台からの大雪等に関する警報等の伝達により、雪害を防止し、又は被害を軽減する。

第1 防災気象情報の発表

1 気象注意報及び気象警報の発表

福井地方気象台は、市町を指定して、警報等を発表する。

なお、報道機関の一部では「市町をまとめた地域」で報道することがある。

◆防災気象情報の地域細分区域◆

府 県 予報区	地域細分区域		
	一時細分区域	二次細分区域	該当市町
福井県	嶺 北	嶺 北 北 部	福井市 坂井市 永平寺町 あわら市 越前町
		嶺 北 南 部	越前市 鯖江市 池田町 南越前町
		奥 越	大野市 勝山市
	嶺 南	嶺 南 東 部	敦賀市 美浜町 若狭町
		嶺 南 西 部	小浜市 おおい町 高浜町

◆気象注意報及び気象警報の種類及び発表基準◆

種類		発表基準
気象 特別警報	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
気象 警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合 具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 30cm 以上、山地で 35cm 以上と予想される場合
気象 注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合 具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上、山地で 20cm 以上と予想される場合

種類		発表基準
	なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合 具体的には、降雪の深さが 50cm 以上、又は積雪が 100cm 以上であって、最高気温が 10℃以上になると予想される場合
気象 注意報	着氷(雪)注意報	着氷、着雪によって災害のおそれがある場合 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合
	融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合 具体的には、積雪地域の日平均気温が 12℃以上と予想される場合又は積雪地帯の日平均気温が 10℃以上かつ日降水量が 20mm 以上と予想される場合

2 雪に関する気象情報

福井地方気象台は、警報等に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

第2 警報等の伝達

1 福井地方気象台

防災気象情報を発表し、又は解除したときには、専用通信設備等を用いて、県及び関係機関に対して直ちに伝達する。

2 県

伝達された事項を防災行政無線等により直ちに県出先機関、市及び嶺北消防組合に伝達する。

3 市

県から伝達された事項をCATV、有線放送、防災行政無線等を通じて直ちに市民等へ周知する。

4 福井海上保安署

伝達された事項（海域及び船舶交通に影響を与える気象警報に限る。）を航行中及び入港中の船舶に周知する。

5 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)

伝達された事項（気象特別警報・気象警報に限る。）を一般の通話及び電報に優先して市に伝達する。

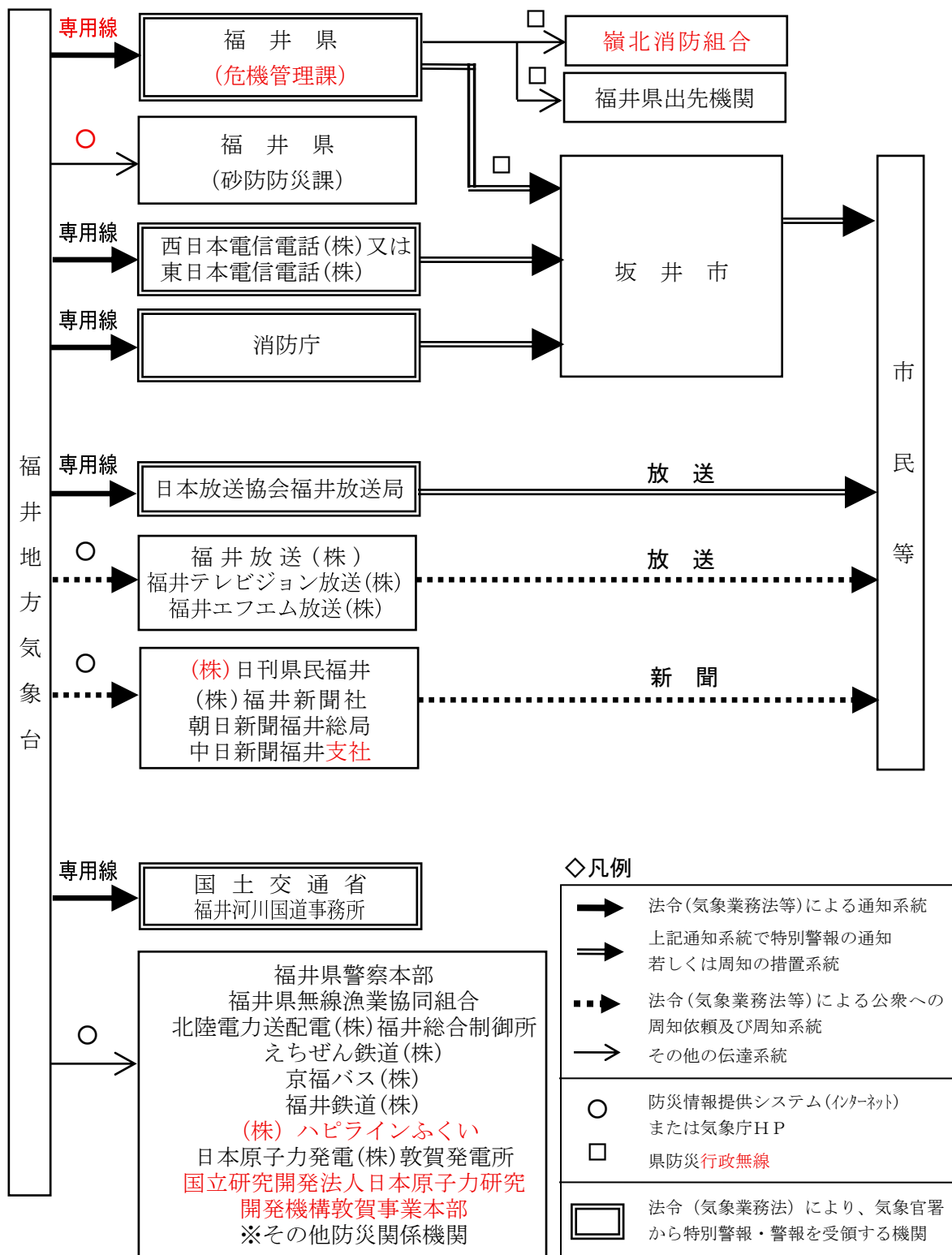
6 放送機関

伝達された事項（気象警報に限る。）を直ちに放送し、市民等に周知する。

7 その他の機関

伝達された事項をそれぞれの防災業務に応じて関係機関等に周知する。

◆防災気象情報の伝達先及び伝達系統◆



第3項 なだれ災害応急対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、市民協働課、税務課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、環境推進課、建設課、教育総務課、学校教育課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

なだれ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 被害情報等の収集・連絡

1 なだれ災害が発生した場合

市及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに被害情報、気象情報等を迅速に収集し、相互に連絡し、情報の共有化を図る。

2 なだれ災害が発生するおそれがある場合

市及び防災関係機関は、前兆現象の覚知や防災気象情報等によりなだれ災害が発生するおそれがあると認める場合は、直ちに市民等に周知するとともに、関係機関に連絡する。

第2 活動体制

なだれが発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険がある場合は坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**に出動を依頼し、排除工作及び警戒に当たる。

第3 避難活動

市は、なだれが発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のための必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示するなど、「第1編第3章 第8節 避難計画」による避難活動を行う。

第4 救助活動

市は、救助活動を行う必要がある場合、「第1編 第3章 第9節 救出計画」に準じ実施する。

第5 救急活動

市、**嶺北消防組合**及び坂井・坂井西警察署は、救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

1 市及び**嶺北消防組合**

市及び**嶺北消防組合**は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

2 坂井・坂井西警察署

坂井・坂井西警察署は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通を確保する。

第4項 孤立地区応急対策計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、各支所、健康増進課、三国病院、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区（以下「孤立地区」という。）の市民の人命及び財産を保護するため、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 状況の調査等

市は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県及び市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第2 応急対策

1 救援隊の派遣等

市は、積雪による車両通行不能となった遠隔地において、人命の危険が発生し、救出の必要が生じた場合、坂井・坂井西警察署、嶺北消防組合及び防災関係機関に協力を求め、市を含む合同特別救助隊を編成派遣し、救援に当たる。

また、孤立地区の道路除雪については、特別編成の機械力を導入して開通に全力を挙げる。通信連絡不能となった場合の応急措置は、防災関係機関の協力を求めて行う。

2 医師の派遣等

市は、県と連携のもと、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講じる。

3 交通の確保

市は、各道路管理者と連携のもと、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

4 応援要請

人命救助等緊急を要する場合、市は、県に対し県防災ヘリコプターの派遣あるいは「第1編 第3章 第28節 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画」に基づき、自衛隊ヘリコプターの出動要請を依頼する。

第5項 交通確保計画

【主な実施担当】

公共交通対策課、都市計画課、建設課

【実施計画】

雪害時において、道路、鉄道等の除排雪等を実施し、交通を確保することにより、市民の日常生活及び社会経済活動の安定並びに防災関係機関の実施する応急対策の円滑な遂行を図る。

第1 道路除雪対策

1 除雪方針

道路除雪は、主に市が保有する除雪機械及び民間委託除雪により実施し、消雪パイプ等の消融雪施設の有効利用を図りながら冬期道路交通の確保に努め、通勤通学路及び産業経済活動等重要な路線、又は緊急輸送路（病院・消防施設等）を優先して行い、順を追って市民生活に直接結びつく路線等の除雪を行う。

また、除雪を効率的かつ的確に実施するため、関係機関と連携して行う。

2 除雪出動基準

「第1編 第6章 第2節 第1項 第3 除雪出動基準」による。

3 除雪実施路線

除雪を実施する主要道路は、除雪実施計画書で定める。

4 除雪区分

路線の性格を勘案して除雪実施路線を下表のように区分する。

路線区分		区分内容	出動基準
幹線除雪路線	最重点除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	・積雪深が10cm以上ある場合 ・「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されるような短期間の集中的な大雪の場合
	重点除雪路線	公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するため、県と連携して重点的に除雪を行う道路	
	幹線除雪路線	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	
一般除雪路線		幹線路線以外の市道	・積雪深が15cm以上ある場合

5 除雪準備

除雪対策実施部長は、次の各項に留意し、いつでも除雪作業を実施できるよう体制を整えておくものとする。

(1) 実施部の組織化

除雪対策実施部長の指揮のもと、円滑に除雪作業に移行できるよう部内の組織化を図る。

(2) 除雪実施計画書の作成

本計画に基づき実施部においては、職員の業務分担、配車計画（貸与除雪及び民間借上除雪）、情報連絡体制その他必要事項を定めた除雪実施計画書を作成する。

(3) 除雪路線の整備

道路状況の確認困難による事故の防止及び除雪作業の円滑化を図るため、危険箇所等の補修及び舗装段差の解消、構造物標示板、スノーポール等の設置を行う。

(4) 除雪機械の整備

除雪機械の車体、機関及び附属品等の点検整備を行う。

(5) 職員、委託関係者の啓発

実施部長は、関係職員及び委託契約関係者に除雪に必要な事項を周知させるとともに、特にオペレーター（雇用オペレーターを含む。）については法規機械操作、作業手順等について講習を行うなど技能向上に必要な措置を講じる。

6 除雪作業

実施部は、道路除雪工、歩道除雪工、運搬排雪工、消雪工及び路面凍結防止工に分類し除雪作業を実施する。

(1) 道路除雪工

道路上の積雪を除雪機械により路側に排雪する作業で次の3種類に分類する。

① 新雪除雪

高速除雪車により、降雪後できるだけ早い時期に行い、新雪を遠くに飛散させ、今後の除雪作業を有利にすること。

② 路面整正

圧雪は、日中の気温の上昇を見計らい整正、除去し、交通安全の確保及び交通渋滞の防止を図ること。

③ 拡幅除雪

路肩に堆積した雪堤（雪崩を含む。）を除去する作業で、幅員の確保と今後の除雪を有利にすること。

(2) 歩道除雪工

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、県及び関係機関の協力のもと除雪を行う。

(3) 運搬排雪工

路肩に排除された雪を運搬排雪する作業で、市街地、幅員狭小な道路、交差点、橋梁、トンネルの出入口等にて排雪作業を行う場合には、沿道形態、交通量、気象状況、雪捨て場、市民の協力体制、その他の条件を調査の上、特に次の項目に留意し、効率的な排雪作業を行う。

① 排雪時期の選択

② 積込運搬機械の機種及び台数の決定

③ 雪捨て場の整備

④ 屋根雪下ろし時期の協議と後始末の徹底

⑤ 所轄警察署への交通整理の依頼

⑥ 沿道市民、一般通行者（車）への周知と協力要請

(4) 消雪工

散水施設（消雪パイプ路線）によって散水し、雪を融かす方法である。稼働に当たり次の各項に留意すること。

① 降雪期前に十分な整備・点検を実施しておくものとする。

② 降雪状況、気温等を十分考慮の上稼働させる。

(5) 路面凍結防止工

降雪の有無にかかわらず、低温にて路面凍結が予想される時には、融雪剤散布車等により融雪剤を散布し、交通の安全確保を図る。

7 除雪形態

実施部は、主に機械貸与除雪（市所有除雪機械を業者に貸与して行う除雪）、並びに民間委託除雪に区分して除雪を行う。

8 緊急体制時確保路線

緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数を考慮し、原則として最重点除雪路線、重点除雪路線を緊急確保路線として優先的に除排雪する。

9 その他

除雪対策本部長は、除雪作業を合理的かつ円滑に遂行するため、他の機関と協力体制を確立する。

第2 情報提供の確保

雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、市民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、西日本旅客鉄道(株)、(株)ハピラインふくい、えちぜん鉄道(株)及びバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡及びテレビ画面やカーナビなど提供の手法等を最大限に活用し、市民等に対する確かな情報提供を行うとともに、市、県、関係機関等に対する連絡を徹底する。

第3 市の情報提供

市は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て市民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤、テレワーク等の対応を依頼するものとする。

情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、市ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行う。

第4 救助・救急及び医療活動

市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県及び道路管理者、近畿地方整備局並びに中部地方運輸局等を中心とする関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第6項 教育・保育環境対策

【主な実施担当】

子ども福祉課、保育課、教育総務課、学校教育課

【実施計画】

雪害時においては、小中学校、幼保園等の児童生徒、園児の生命及び身体の安全確保を第一義とするとともに、教育及び保育の確保に万全を期する。

第1 異常気象時の措置

学校長及び園長等は、市と連絡を密にし、通学路等の状況を把握した上で、臨時休校・休園、授業の打ち切り等適切な措置を講じるとともに、速やかに関係機関、保護者等へ連絡する。

また、臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定めておくものとする。

第2 児童生徒等の安全確保

1 通学路等の確保

(1) 通学道路については、常に状況を把握し除雪について適切な措置を講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定める等十分考慮する。

(2) 自転車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。

(3) 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。

2 なだれ及び落雪危険箇所に関する措置

学校長及び園長等は、関係機関からの情報収集によりなだれ及び落雪のおそれのある箇所を把握し、当該箇所の通行等を禁止する等児童生徒等に対する安全指導に万全を期する。

第3 校舎等の保全対策

学校長及び園長等は、積雪に伴う敷地内の危険箇所の点検実施を強化する等、事故防止に万全を期する。特に校舎等の建物については、平常の教育及び保育が安全に実施できるよう計画的な屋根雪下ろし、危険校舎等の使用禁止等の措置を講じる。

第4 公共施設の休館

公共施設の館長は、道路の除雪状況等を把握したうえで、必要に応じて臨時休館等の措置を講ずる。

第7項 ライフライン施設雪害応急対策計画

【主な実施担当】

上下水道課、各事業所

【実施計画】

雪害時における電気通信、電力、ガス及び上下水道施設の被災によるサービスの供給低下等は、市民の生活及び産業活動の維持に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、ライフライン事業者は、雪害時における活動体制を確立し、被害の拡大防止を図るとともに、速やかな応急復旧対策を実施する。

第1 電気通信設備

電気通信事業者は、雪害が発生した場合には直ちに対策本部等を設置し、速やかに被害状況等を把握して迅速な応急復旧対策を講じる。

1 電話回線の輻輳の早期解消

交通状況等の問い合わせ等が殺到し、電話交換機の処理能力を超える異常な輻輳となり、電話がかかりにくくなった場合には、利用者への広報、トーキの挿入、回線規制等を実施し、異常輻輳の早期解消を図る。

2 広報活動

電気通信事業者は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止等について、広報車等を通じて広報する。

第2 電力施設

電気事業者は、広範囲にわたる停電事故の発生等非常事態の場合には直ちに緊急出動体制をとり、速やかに被害状況等を把握して対策を講じ、迅速な応急復旧を図る。

1 ヘリコプターの活用

山間部の送電線等に被害が発生した場合は、ヘリコプターを活用して被害情報の収集並びに人員及び資機材の輸送を行い、早期復旧を図る。

2 広報活動

利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止、感電等の二次災害防止等について、広報車、テレビ、ラジオ等を通じて広報する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、施設の被害防止及び軽減を図るため常時、施設、設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講じる。

1 緊急時対応

緊急時における連絡及び出動体制をより一層強化し、利用者等からガス漏れ等の通報があった場合には、通報者に対し電話による的確な指示を行い、直ちに現場へ出動し応急措置を行う等必要な措置を講じる。

また、燃料供給の万全を期するため、燃料供給業者は原料の確保に努める。

2 広報活動

市及びガス事業者は、事故が発生した場合においては、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**等

の協力を得て原因究明に努め、その結果等を踏まえ利用者等に対して再発防止について広報する。

第4 上下水道施設

1 施設の点検及び復旧

市は、水道施設の被害防止及び軽減を図るため常時、機器設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講じる。

また、利用者等に対し、被害状況、復旧状況、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報する。

2 給水の確保

上水道による給水の確保については、上水道施設（建物、ポンプ施設、電気設備）の維持管理に万全を期し、積雪、凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に応急復旧を適切に行う。

3 融雪用上水道の使用制限

融雪の手段として上水道を使用する事例が増加しているが、飲料水の供給が困難となる事態が予測されるため、融雪用の上水道使用については、これを禁止する旨の広報を行い、周知徹底する。

4 マンホールの排雪投棄の禁止

下水道施設のポンプ場、処理場の維持管理の適正化と施設の保全を図るため、異常降雪時に際してもマンホールへの排雪投棄を禁止する旨の広報を行い、周知徹底を図る。

第8項 地域ぐるみ除排雪計画

【主な実施担当】

危機管理対策課、秘書広報課、各支所、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、都市計画課、建設課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

市が行う雪害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等の活用等を通じた地域ぐるみの除排雪を推進する。

第1 堆雪排除計画

1 排雪対策

- (1) 屋根雪下ろし及び道路除雪で生じた堆雪は、特に支障のない場合を除き、区ごとに相互に協力して、早期除雪に努めるよう各区長を通じ区に協力を求める。
- (2) 雪捨て場は、特に必要がある場合は市が指定する。
- (3) 下水道マンホールへの投棄は禁止する。
- (4) 市街地排水路及び用排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は、必ず排水部に流し、流れを阻害しないことを確認する。
- (5) 除雪秩序の保持のため、必要に応じ坂井・坂井西警察署の協力を求め、その万全を期することがある。

2 融雪対策

- (1) 冬季間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による災害が発生するおそれがあるので、気象状況に注意し、河川、水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止する。
- (2) 市は、融雪増水に備えるため、防災関係機関と協議連絡し河川の雪捨て場の堆雪処理を促進するとともに、用排水路の堆雪状況を把握しその通水に努める。
- (3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、警戒体制を整え防ぎよに当たる。この場合の実施計画は、「第1編 第3章 第33節 水防計画」による。

第2 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施

1 除排雪計画の作成

市は、降積雪状況、地域の実情等に応じて次の事項を明らかにした計画を作成するとともに、市民に対してその内容の周知を図る。

- (1) 一斉屋根雪下ろし及び地域内における一斉除排雪の実施日時
- (2) 地域ぐるみ除排雪に合わせて市が実施する道路除排雪の日時及び区域
- (3) 自力で除排雪が行えない高齢者等世帯を対象として市が実施する屋根雪下ろし及び除排雪の実施内容
- (4) 排雪場所及び運搬経路
- (5) 自家用車の仮駐車場の場所

2 計画的実施

市は、除排雪計画に基づき、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし・除排雪を実施する。

- (1) 積雪の量及び密度を考慮し、やや早めに尾根の雪下ろしを実施するよう市民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。

- (2) 雪下ろしの開始基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 木造 m^2 当たり 150kg (約 60cm)
 - ② 鉄骨造 m^2 当たり 250kg (約 100cm)
 - ③ 鉄筋コンクリート造 m^2 当たり 350kg (約 140cm)
- (3) 雪下ろしに際しては、建物の老朽度、堅牢度、緊急度、堆積状況等を十分考慮しながら作業を行う。
- (4) 市有施設の雪下ろしについても上記の基準により実施する。
- (5) 雪下ろしに当たっては、施設の保全及び危険の防止に留意し、下ろした雪が建物周囲及び道路に堆積したときは、排雪に努めるとともに、建物に破損箇所がある場合は必要な手続きを経て応急復旧する。
- (6) 一人暮らしの高齢者世帯など除雪が困難と思われる世帯の除雪活動（屋根の雪下ろし以外）については、地域ボランティアの活動により実施する。
- (7) 積雪状況により家屋倒壊の危険が予想されるとき、関係機関を通じて雪下ろしを勧告し、雪下ろしが困難な家屋に対しては適切な処置をとる。
- (8) 倒壊家屋が発生し人命救助の必要があるときは、坂井・坂井西警察署、**嶺北消防組合**及び地域消防団の協力を得てこれに当たる。

3 協力の要請

市は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求める。また、災害救助法が適用された場合は、災害救助法による雪下ろしにより、高齢者世帯等を支援する。

第9項 要配慮者応急対策計画

【主な実施担当】

市民協働課、福祉総合相談課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、嶺北消防組合、坂井消防団

【実施計画】

要配慮者は、雪害時において自力による日常生活の確保、避難行動等に困難を伴うことが多いことから、市はこれらの状況を十分に考慮し、応急対策を実施する。

第1 要配慮者の生活支援

1 実態の把握

市は、居宅又は避難所において被災した要配慮者の実態を速やかに把握する。

2 サービスの提供等

市は、保健、医療、福祉等の関係機関等との緊密な連携、ボランティアの活動等により、自力で除排雪が行えない高齢者宅等の除雪、移動介助等必要なサービスの提供や生活に必要な物資の確保など、要配慮者の生活を支援する。

3 巡回相談等

市は、居宅及び避難所へ相談員等を巡回させ、要配慮者の生活状況を確認するとともに、健康相談、生活相談等を実施する。

第2 迅速な避難

1 地域ぐるみの避難

市は、雪害により市民避難が必要となった場合、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで要配慮者の迅速かつ円滑な避難を行う。

また、社会福祉施設の管理者等は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て入所者の迅速かつ円滑な避難を行う。

2 情報の収集

市は、県を通じ、他の市町及び社会福祉施設の避難受入に関する情報等を収集し、避難行動要支援者の避難支援に活用する。

第10項 その他の雪害対策

【主な実施担当】

農業振興課、環境推進課、都市計画課、上下水道課、**嶺北消防組合**、坂井消防団

【実施計画】

その他市及び**嶺北消防組合**が実施する、雪害時における消防対策、農作物対策、ごみ・し尿対策、不在家屋への対応等について定める。

第1 消防対策

- (1) 消火栓及び防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう各区長に対し、当該箇所の除排雪の実施について協力を求める。
- (2) 消防水利の位置は、標識又は標旗をもって常に所在を明らかにする。
- (3) その他消防活動は、「第1編 第3章 第30節 消防応急対策計画」による。

第2 食料物資確保対策

生鮮食料品等市民生活に必要とする物資については、「第1編 第2章 第11節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」により備蓄、又は確保しておくものとするが、当面緊急を要するものについては県を通じ、市内流通業者及びその他の関係業者に協力を依頼し、物資の輸送及び流通確保を図ると同時に買占めを防ぐ等物価の高騰を防ぐ措置を講じる。

なお、農産物についてもこれに準じた措置を講じる。

第3 農作物対策

- (1) 苗代用地等の確保については、除雪又は融雪剤（わら灰、草木灰、カーボンブラック等）を散布して行うよう指導する。
- (2) 積雪が長期にわたったときは、播種適期及び移植遅延を防止するために保護苗代設置を奨励する。
- (3) 温室ビニール、ハウス及び樹園地については、施設の倒壊、作物の損傷を防ぐため除雪又は融雪を行うよう奨励する。
- (4) その他、状況に応じて臨機応変な対策を指示又は指導する。

第4 ごみ、し尿対策

1 ごみ収集対策

- (1) 道路の積雪が10cmまでは平常どおり収集作業を続行する。
- (2) 道路の積雪が10cm以上に達した場合、除雪された路線沿いの収集作業は行うが、その他除雪の困難な路線沿いについては、除雪された道路まで市民が搬出し、収集を図る。
- (3) 積雪が1.0mを超えた場合、収集作業の中止を余儀なくされる可能性もあるが、道路の除雪進行により可能な限り収集に努める。
- (4) 収集不能地域については、可燃ごみはなるべく雪中で焼却し、その他のごみはビニール袋等に詰め適宜整理するほか、不法投棄しないよう市民の協力を求める。
- (5) 道路沿いに出したごみ等を野犬等に荒らされないよう市民に指導する。

2 し尿処理対策

除雪されている道路からくみ取り作業可能なところは実施するが、これ以外で特に緊急を要

するものは、作業可能な位置までバキューム車が進入できるよう区又は各戸が除雪するよう協力を求めて行う。

降雪期間が長期にわたる場合は、状況に応じた特別措置による処理方法を指示する。

第5 不在家屋への対応

積雪により第三者に危害を加えるおそれのある不在家屋等については、災対法の規定に該当する場合において、危険物の除去等の応急措置に努める。

第3節 雪害復旧計画

【主な実施担当】

関係各課

雪害後の復旧計画については、「第1編 第4章 災害復旧・復興計画」に準ずる。